

正倉院の集

11

393

0 1 2 3 4 5 6 7 8 9 30 1 2 3 4 5

始



正倉院の棊

11-393



正倉者古之官倉也其名雖不見于令而格式並可徵焉
 天平勝寶八年勅藏聖武天皇遺物于東大寺既而謂之
 東大寺正倉院則其視之可謂重矣頃宮內省立制特允
 臣民入倉覽觀霑澤所及逐歲加廣蓋稀濶恩典也院之
 吏胥小野氏善太郎撰正倉院栞一卷斟酌頗精倉中之
 物一一可以指識自今而後窺藏者必懷是書而入則庶
 幾無復林中失槎識之悔也大正九年庚申九月帝室博
 物館總長森林太郎叙

大正
 9. 11. 5
 内交

序

緒言

〔正倉院御物は主として奈良七朝の精粹を蒐め、西暦八世紀に丁り支那に在りては唐の玄宗を中心に隋唐の時代又は朝鮮と深き交渉を有し、遠く遡り西紀後五六百年印度、波斯、羅馬と多少の聯絡を保ち、是等の文物を融合し我特有の趣致を表現し、天平に至り燦然として其の盛を極めたるは言を俟たず。當時支那朝鮮より我に致し又は彼等の盛時を経て印度を始め西域の作品を將來したるものも亦尠からざるべし。上古に於ける内外の美術の而も豊富なる傑作品の存在に就き、考古家が専攻の智識を傾注し的確なる斷案の下し易からざるものあらむ、況や編者の如き美術に一隻眼を有せず豈に明りに臆斷を以て贅言を費すべけむや。編者幸に寶庫の曝涼其の他

開闢あるに際し、連年親しく御物に拜接するごとくに轉た崇高の感を惹き欽仰の念に堪へず、頃者毎架排陳の次第に従ひ親睹實歴の跡を拜記し、一面には古記録に涉り諸家の考證に索め或は古老の言に聽き、之れを實在の御物に對照し其の得る所に従ひ稿を起し、自ら揣らず寶庫の實際に就き叙述せむと欲するに當り、拜觀の度を重ねることに同一御物にして一歳は一歳より新しき感想を生じ、其の拜觀し及ばざりし點あることを發見し、何れの日か之れが目的を期し得べきかを思ひて、筆を投ずること啻に一再のみならざるなり。此に於て先つ研鑽の資料として稿本を活刷に附し謄寫に代へ以て大方の指教を乞はむと欲するに急なるものあり。彼の「青丹よし奈良の都は咲く花の匂ふか如く今盛りなり」と太宰少貳小野老朝

臣の咏じたる奈良朝の當時を追想し、世界的聯鎖を有する美術典型が一千二百年の故都に存在せる盛事を傳へ、汎く美術思想を普及せしめむ微衷の致す所に外ならざるなり。編者の菲才寡聞を以て考證の採摘未だ該博ならず綜合取捨宜きを得ずと雖も、庶幾はくは編者が上古の美術に眞摯なる研鑽を他日に大成せむと欲する行程の第一著歩たることを得む。寶庫の拜觀を辱うせらるゝ士君子に向ひ編者が東道を以て任ずるにあらず、曾て寶庫を拜觀するに由なく年々憧憬の情愈々切なる江湖の人士が、此の冊子に據り正倉院御物の一斑だも、楮墨の間に彷彿し以て編者が三寸不律の勞も亦徒爾ならざることを得ば何の幸か之れに如かむ。

大正九年九月

編者しるす

凡例

- 一 本書は編者の備忘に供し輯録する所の稿本にして、敘説中間々諸家の考證を抄引するに當り必ずしも一々引用書名を挿入せざるは、其の繁を避け省略に従ひたるなり。
- 一 章句の粗笨にして叙説の詳ならざるものあり、敢て稿を脱すと云ふに非ず、庶幾はくは其の缺漏を補ひ次を逐ひ以て漸く大成を他日に期す所あらんとす。

一 古今の成書にして參核に供せしもの、中に就き、正倉院古文書、東大寺要錄續々擊書類、東瀛珠光、法隆寺大鏡、黒川博士獻物帳考證、觀古雜帖、好古類纂、故事類苑等其の最たるものなり、茲に書名を記し誠意を致すと云爾。

大正九年九月

編者しるす

正倉院の葉

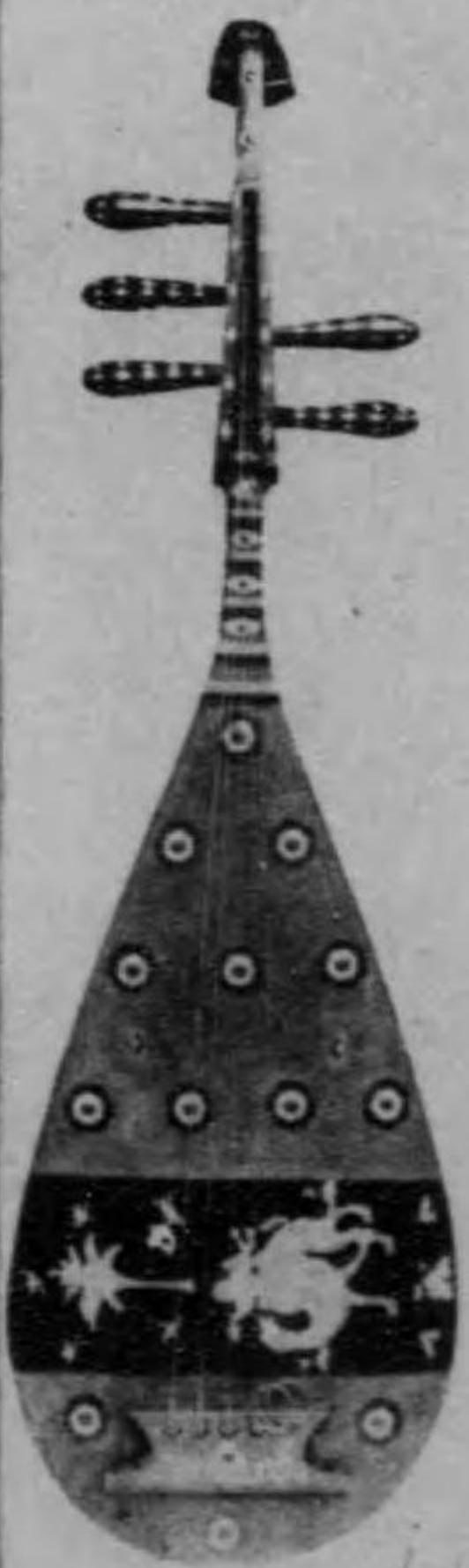
目次

第一章	寶庫に就て……………	一
第二章	御物と獻物帳……………	五
第三章	勅封御開閉の次第……………	八
第四章	曝涼拜觀の沿革……………	二二
第五章	北倉階下……………	二三
第六章	北倉階上……………	五一
第七章	中倉階下……………	七一
第八章	中倉階上……………	一三三
	附記古文書の一斑……………	
第九章	南倉階下……………	一四三
	附記染織物の大略……………	

目次

第十章	南倉階上……………	二六八
第十一章	伎樂面と御鏡……………	一九四
第十二章	技工の名稱に就て……………	二〇九
第十三章	雜載……………	二二九
附錄	獻物帳寫……………	

目次終

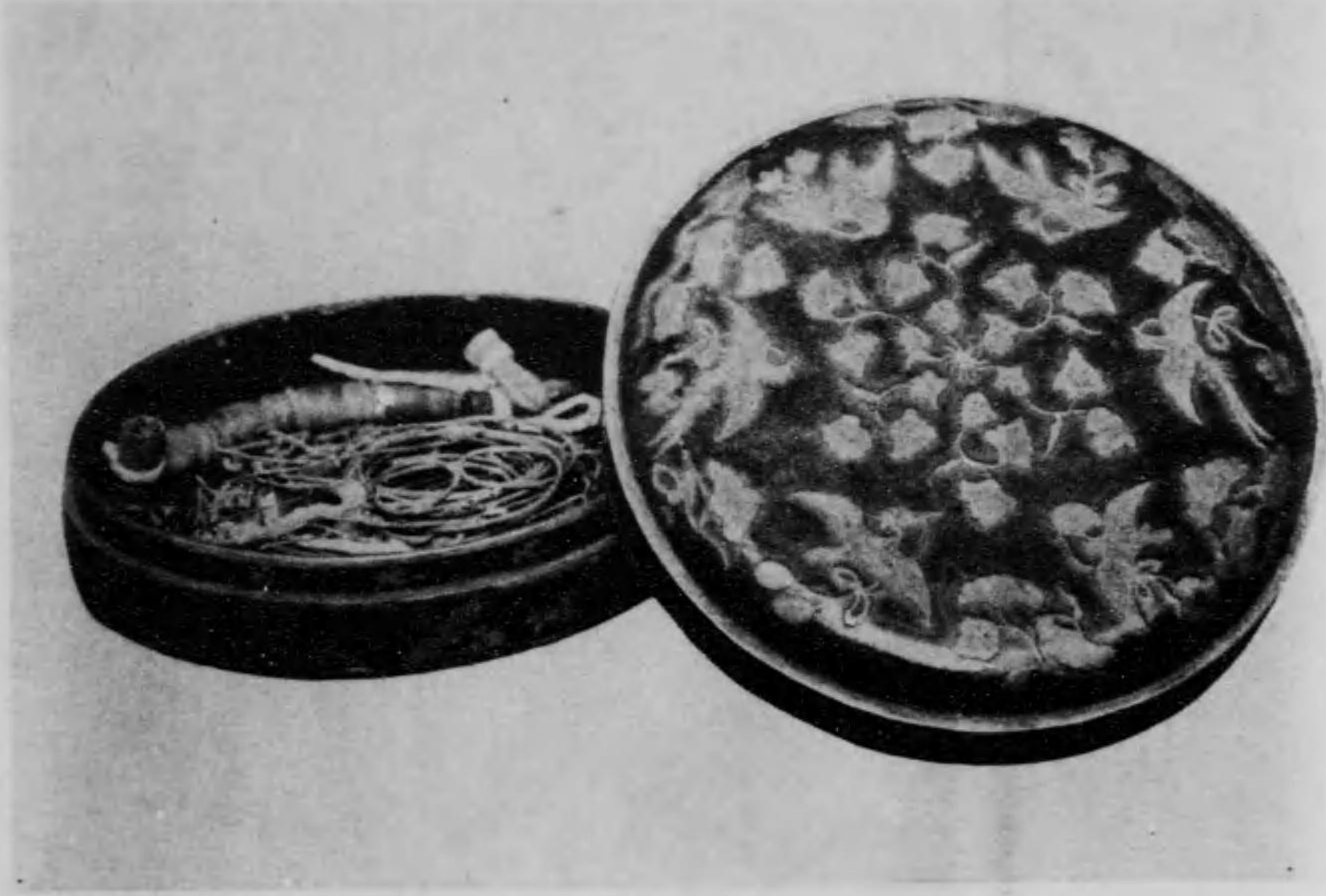


第四圖



目次終

第一圖



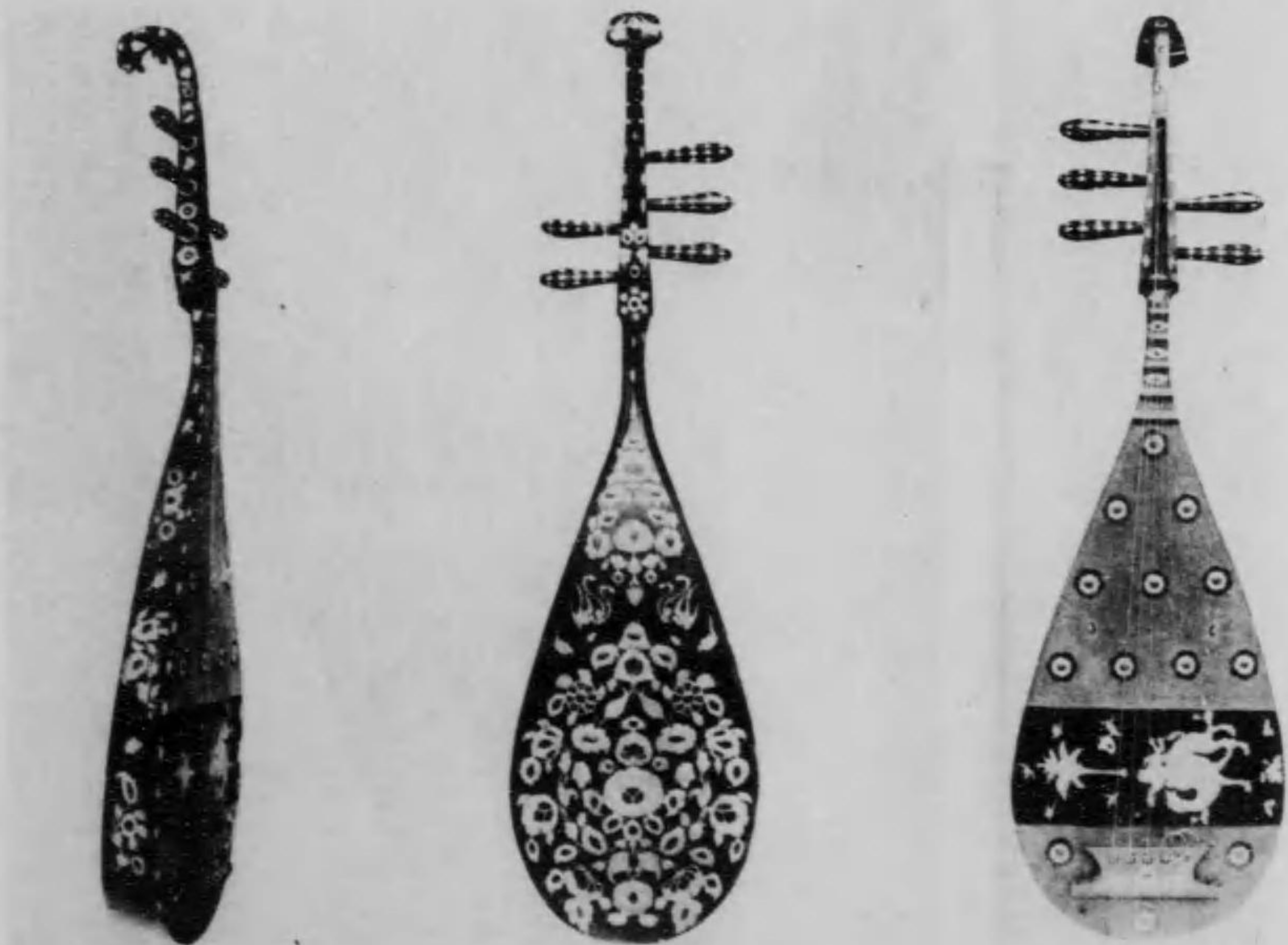
第三圖

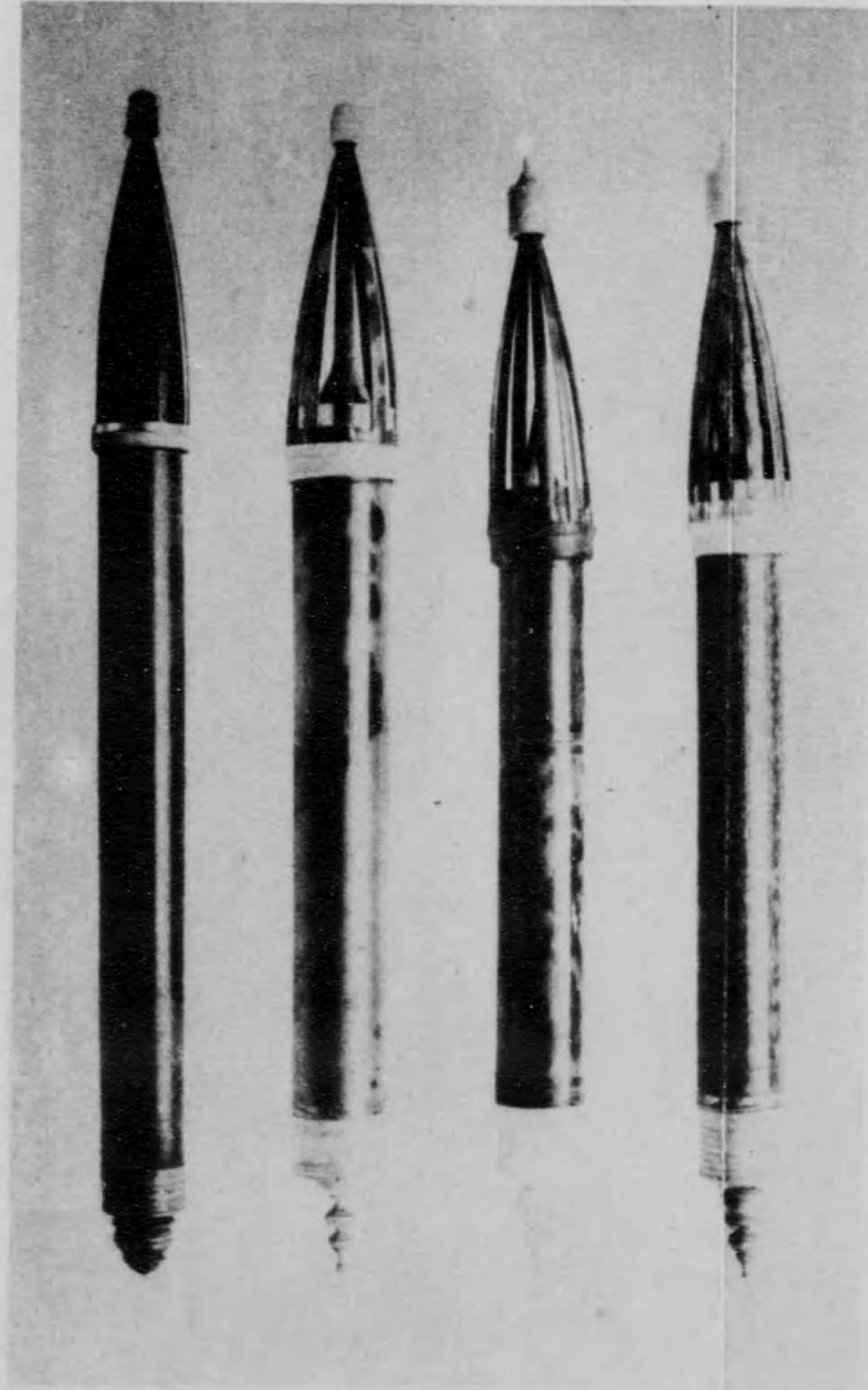


第四圖

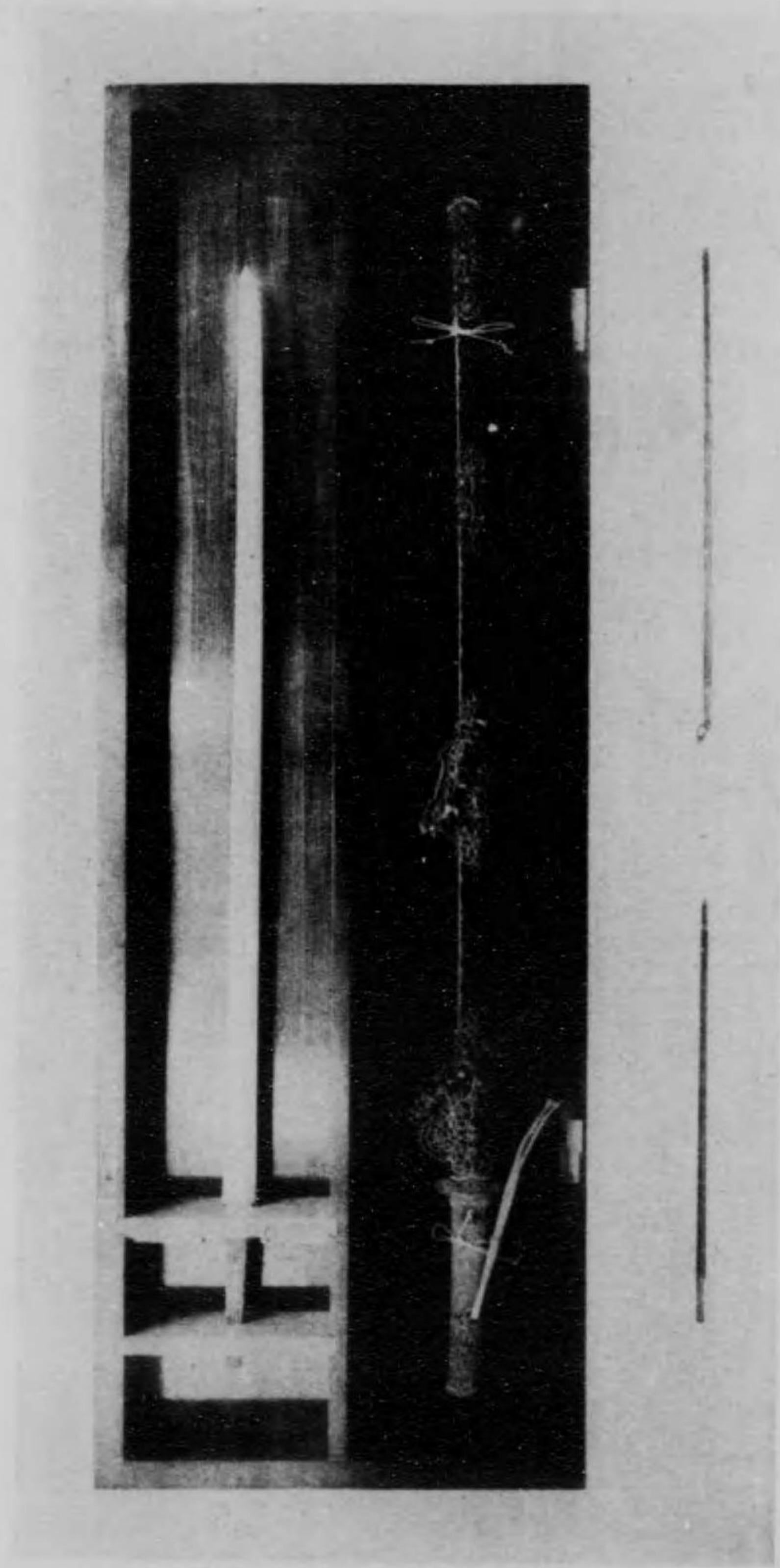


第二圖

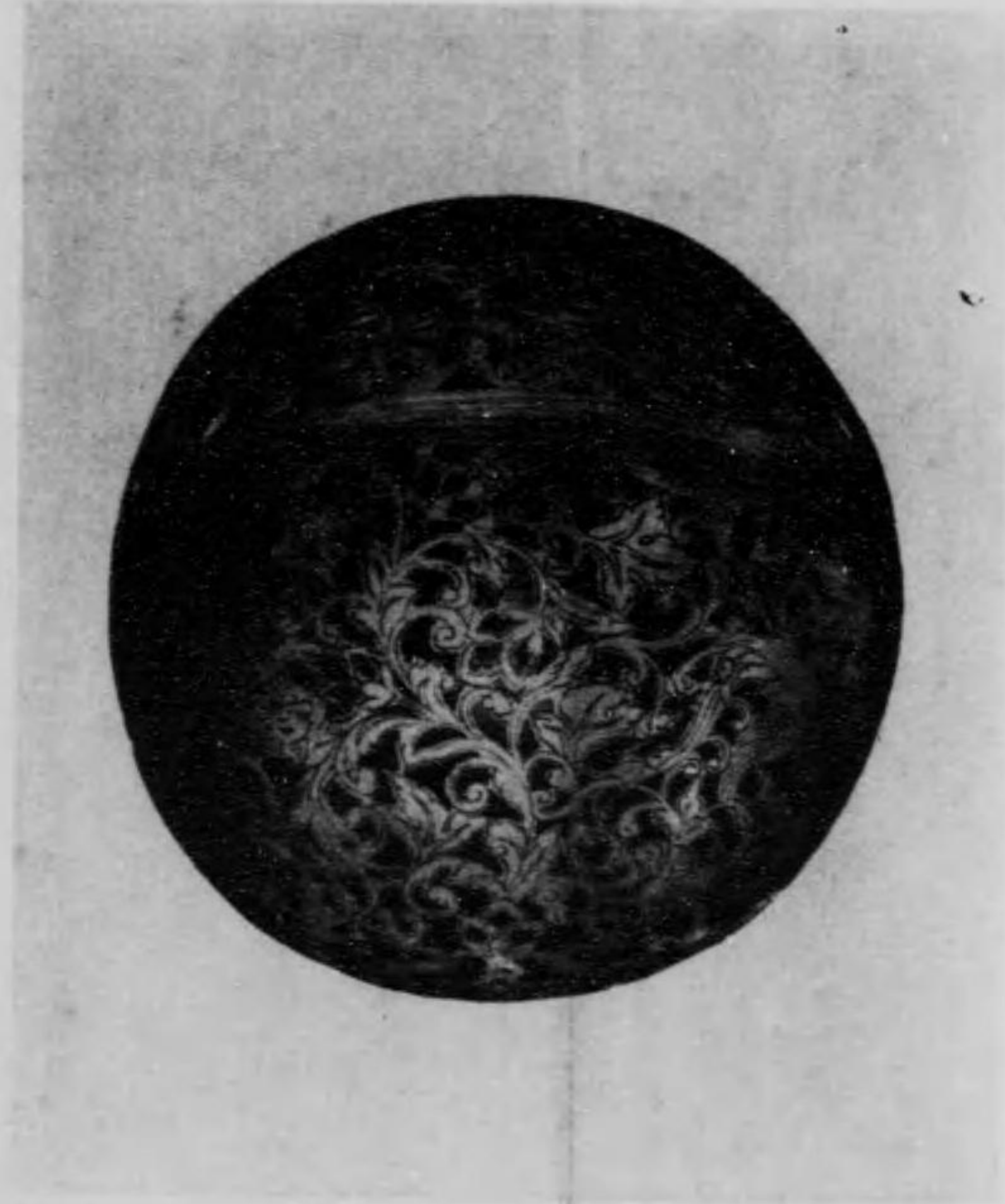




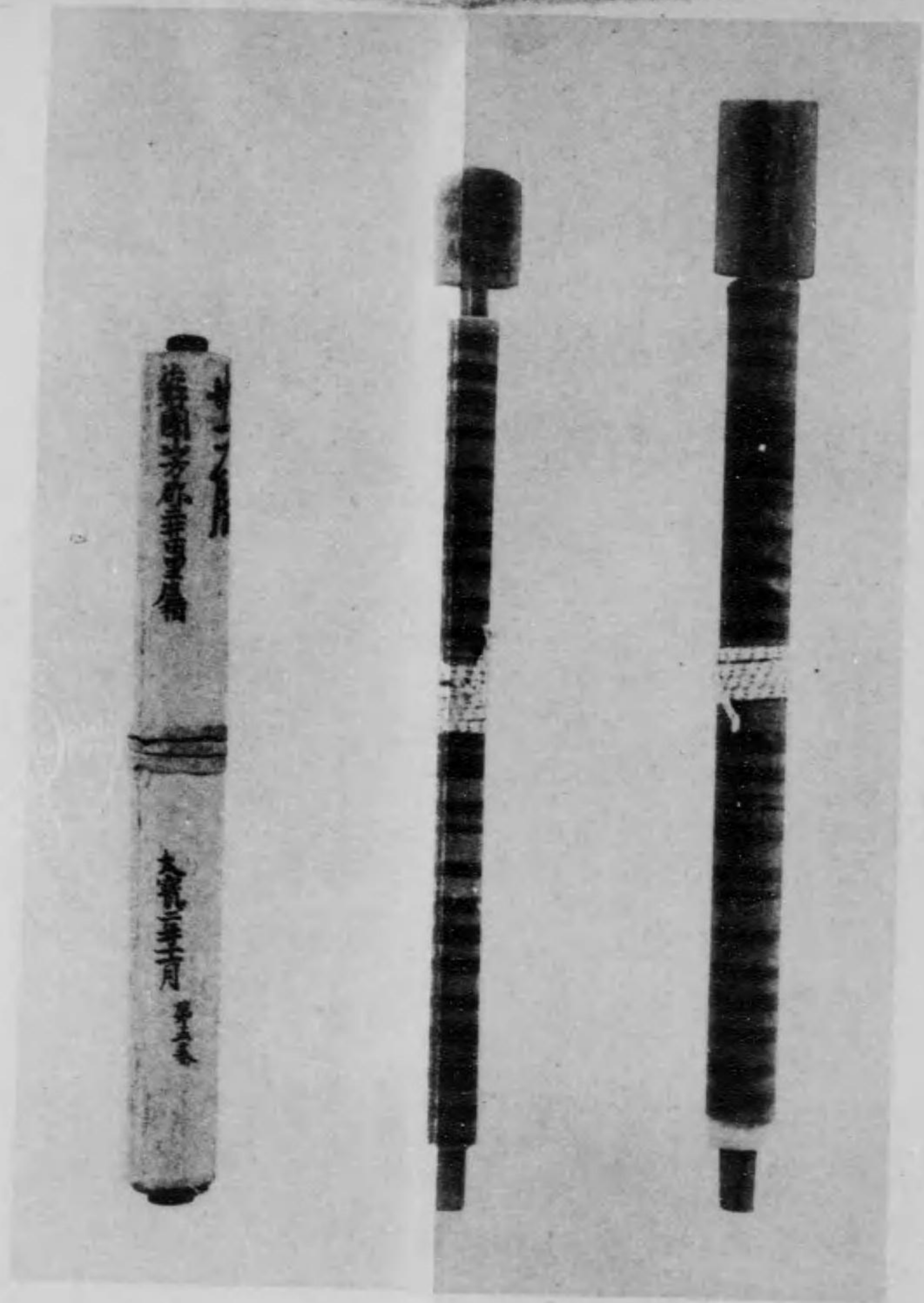
第七圖



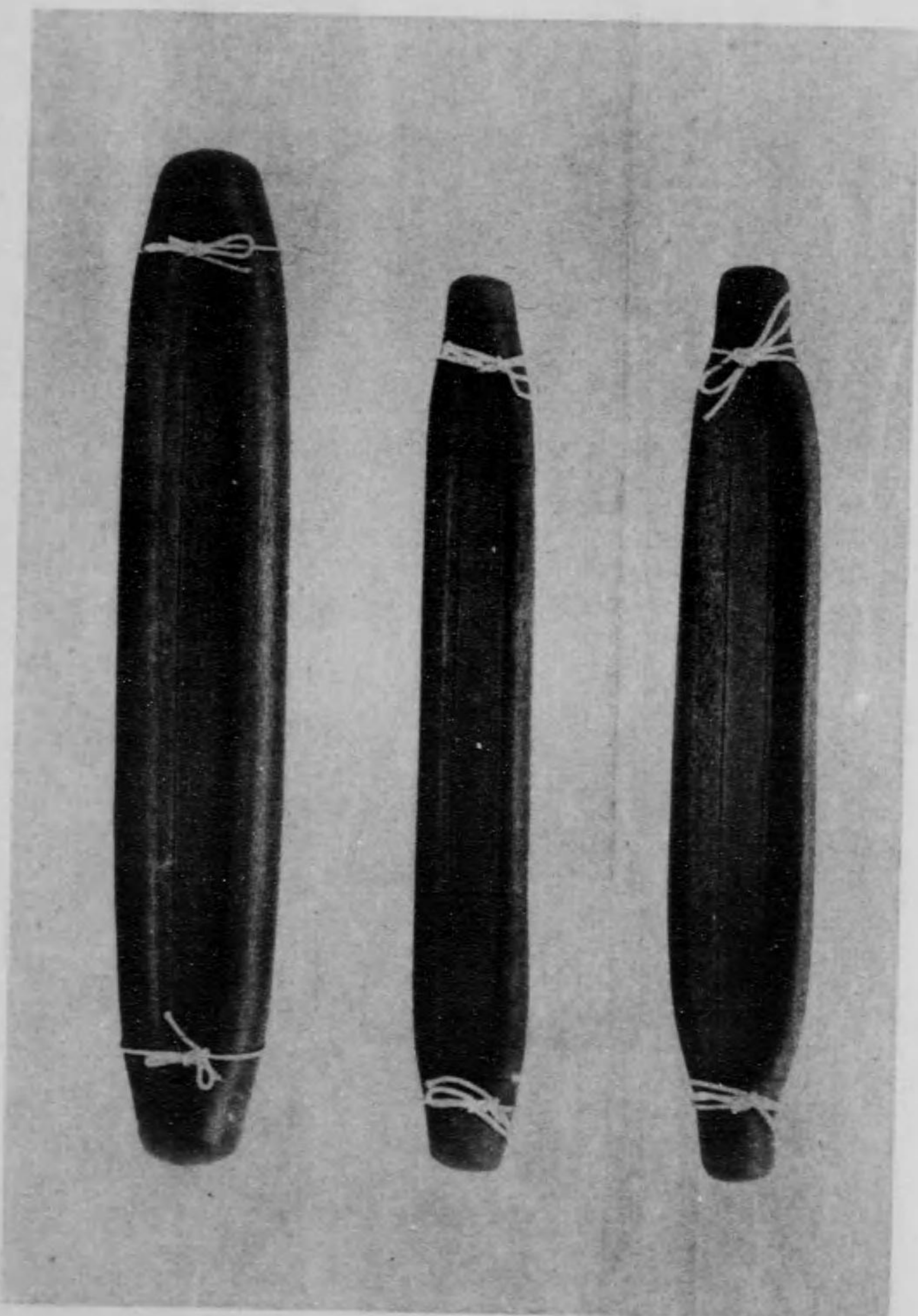
第六圖



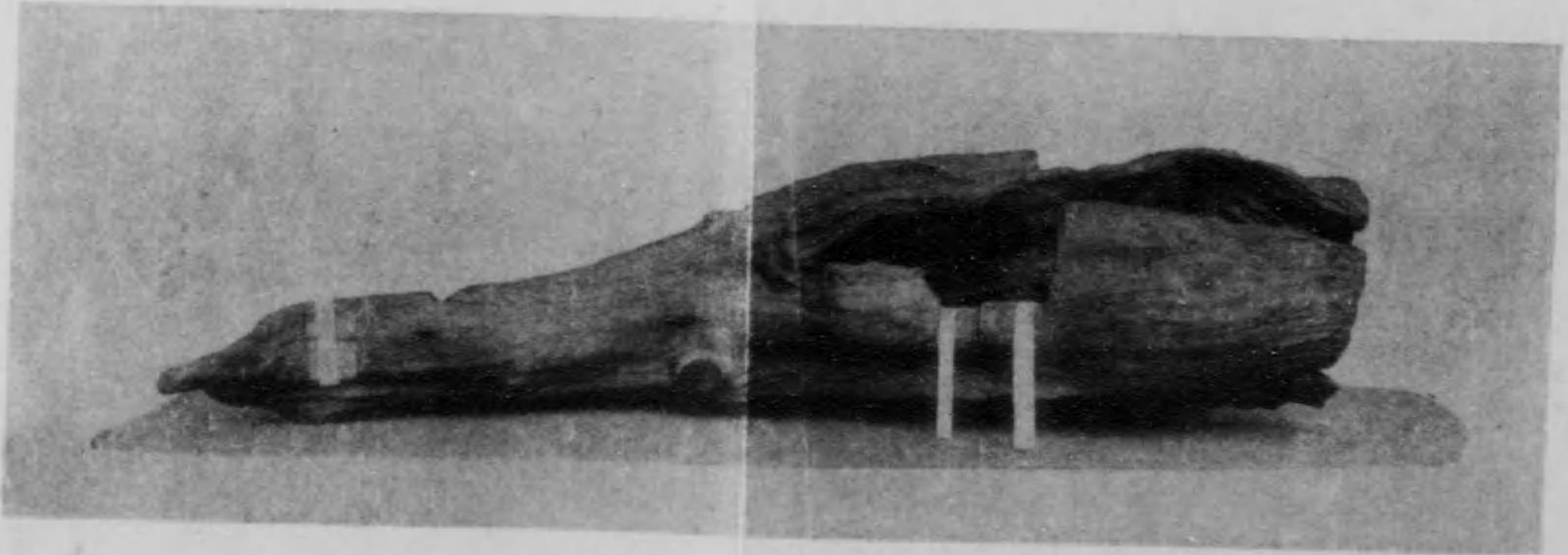
第五圖



第九圖



第八圖



第十圖



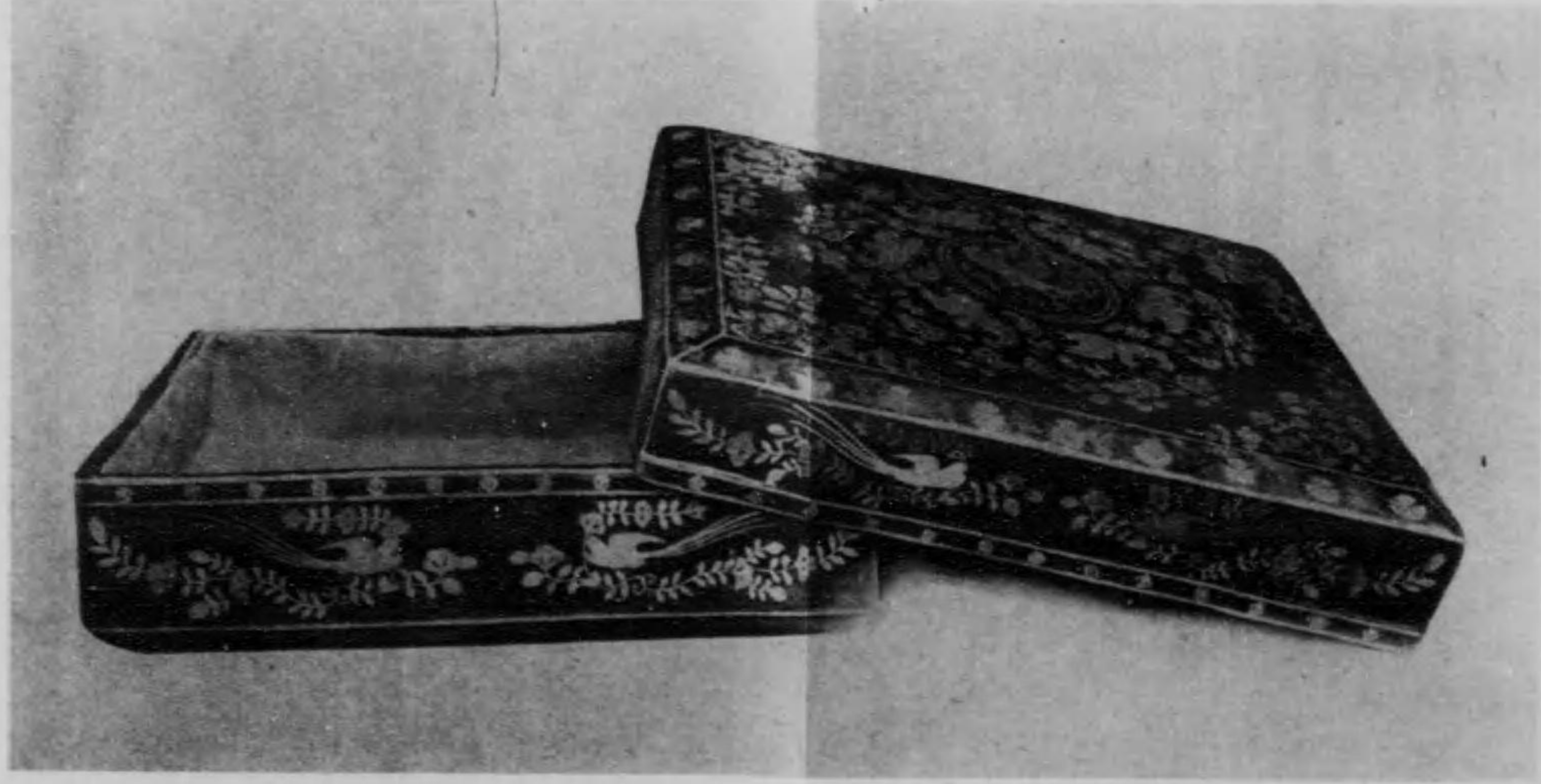
第十六圖



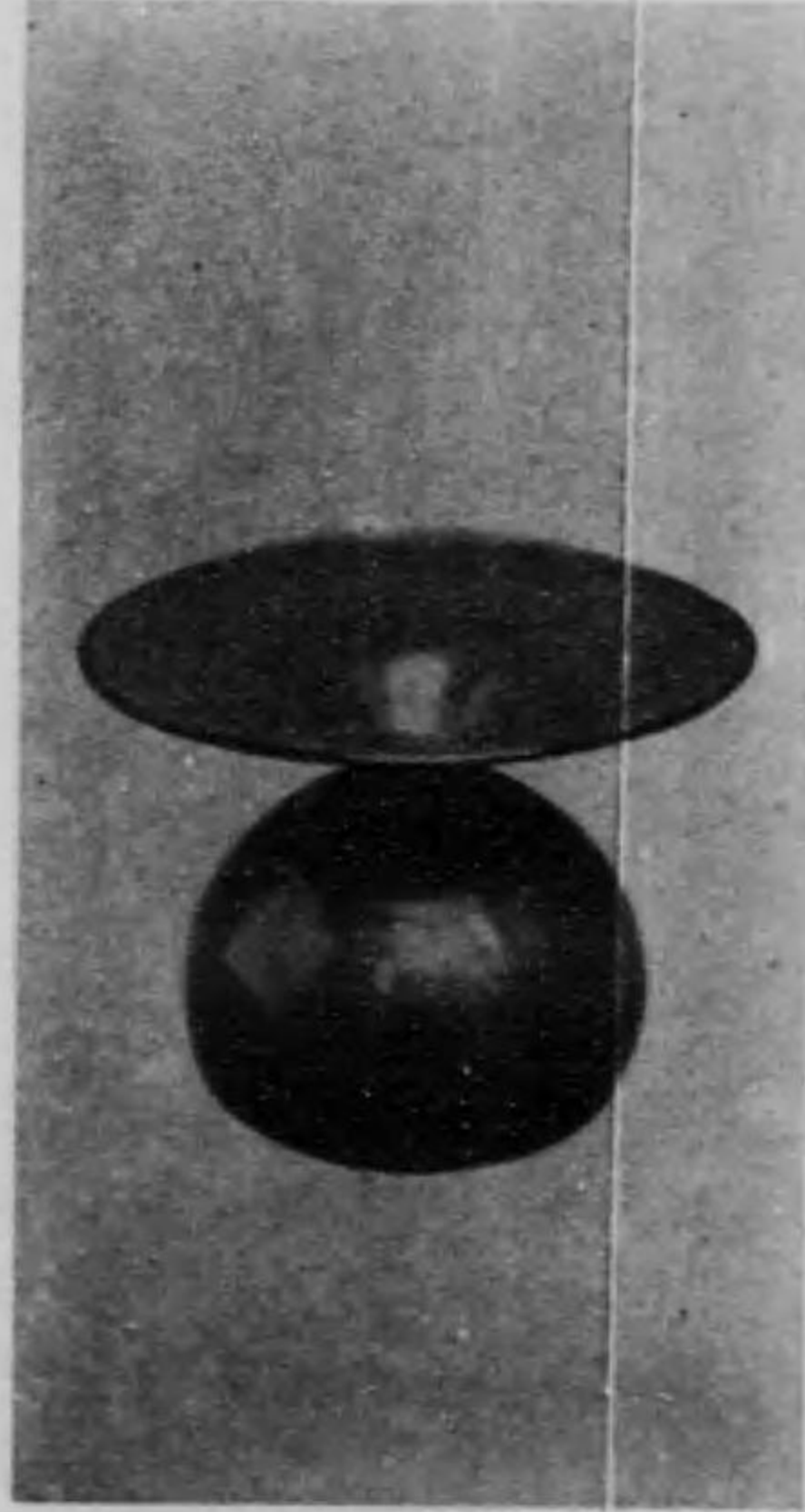
第十二圖



第十一圖



第十五圖



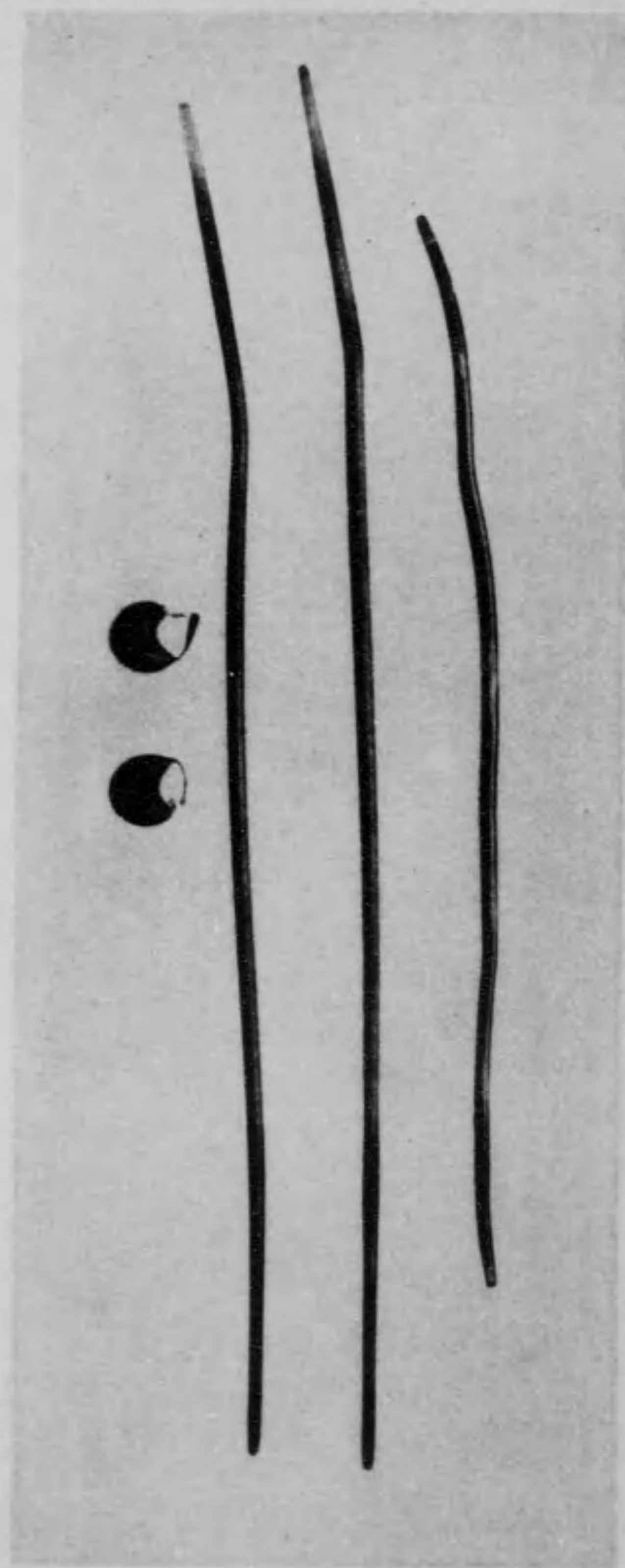
第十四圖



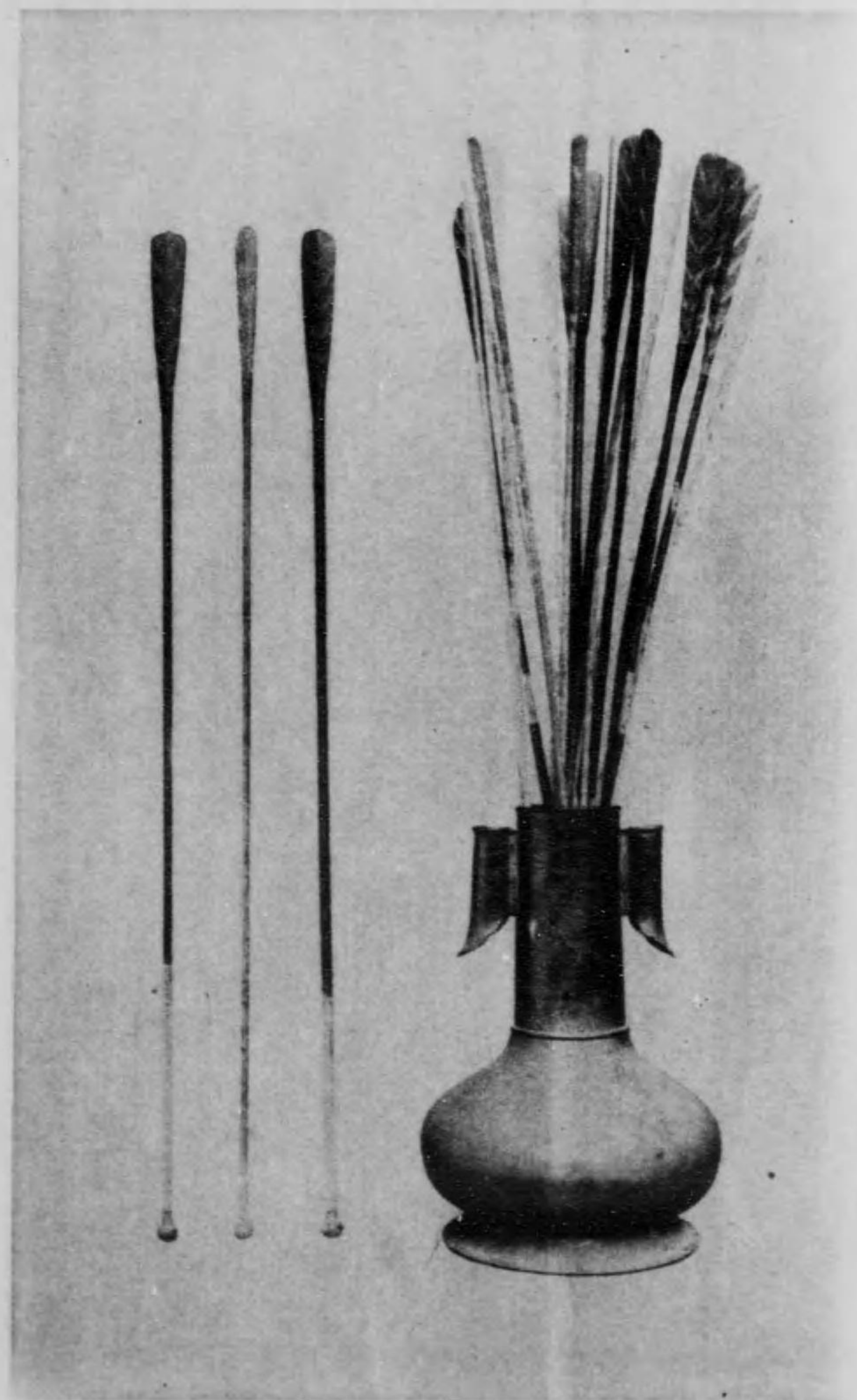
第十三圖



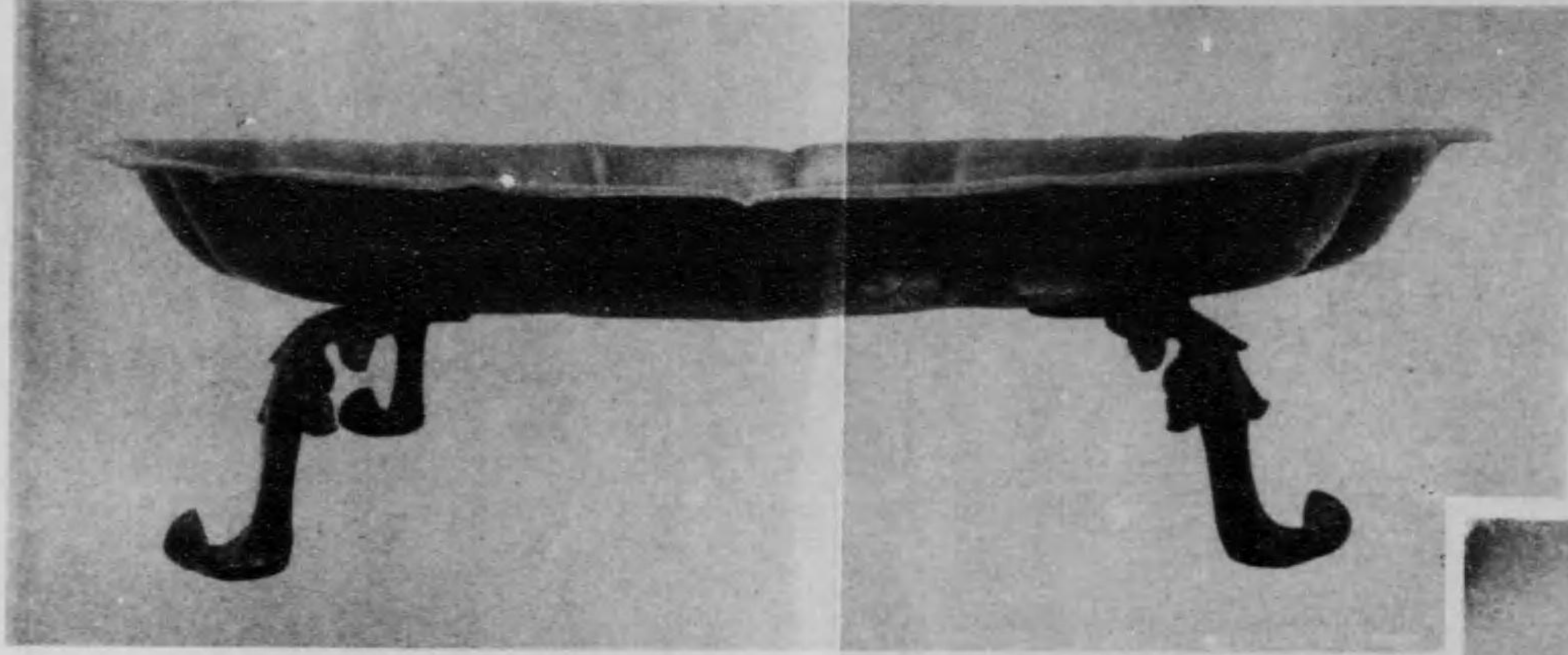
第二十一圖



第十八圖 第十九圖 第二十圖



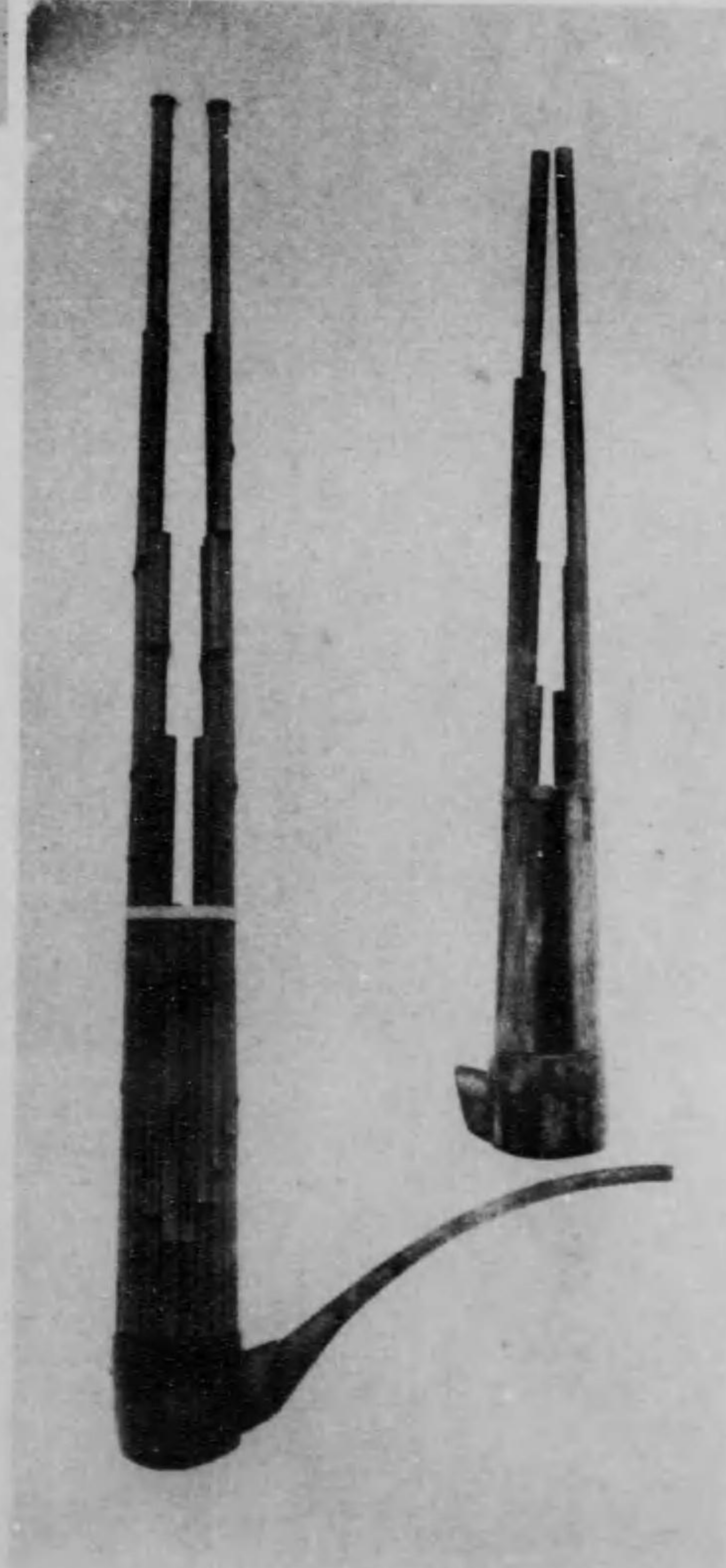
第十七圖



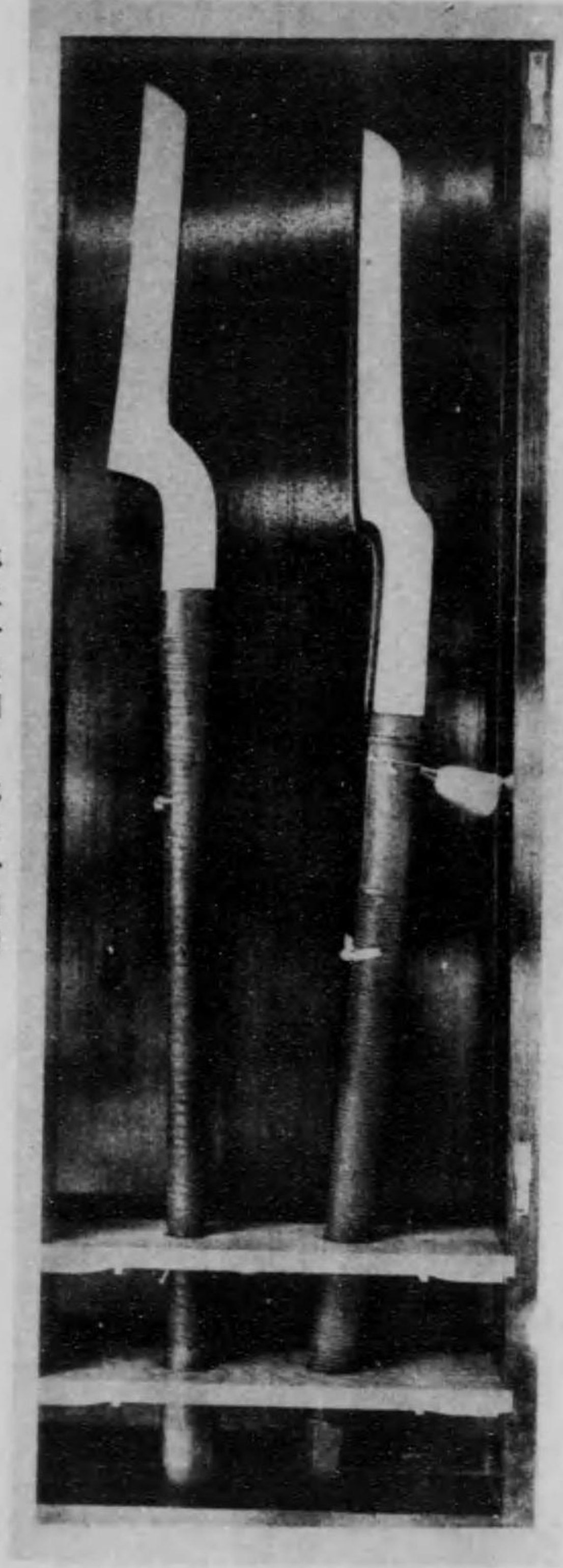
第二十五圖



第二十六圖



第二十三圖 第二十四圖

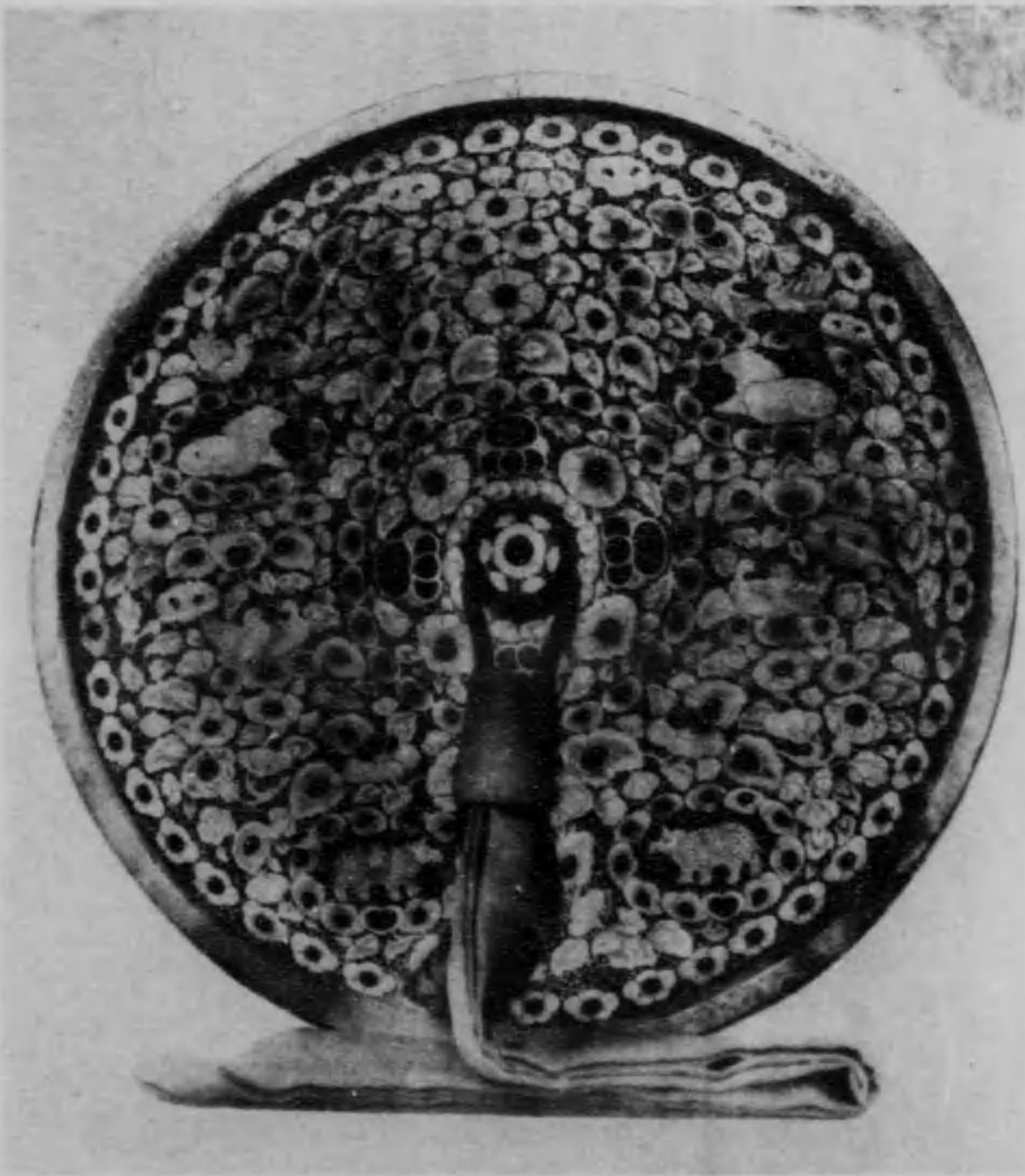


第二十二圖

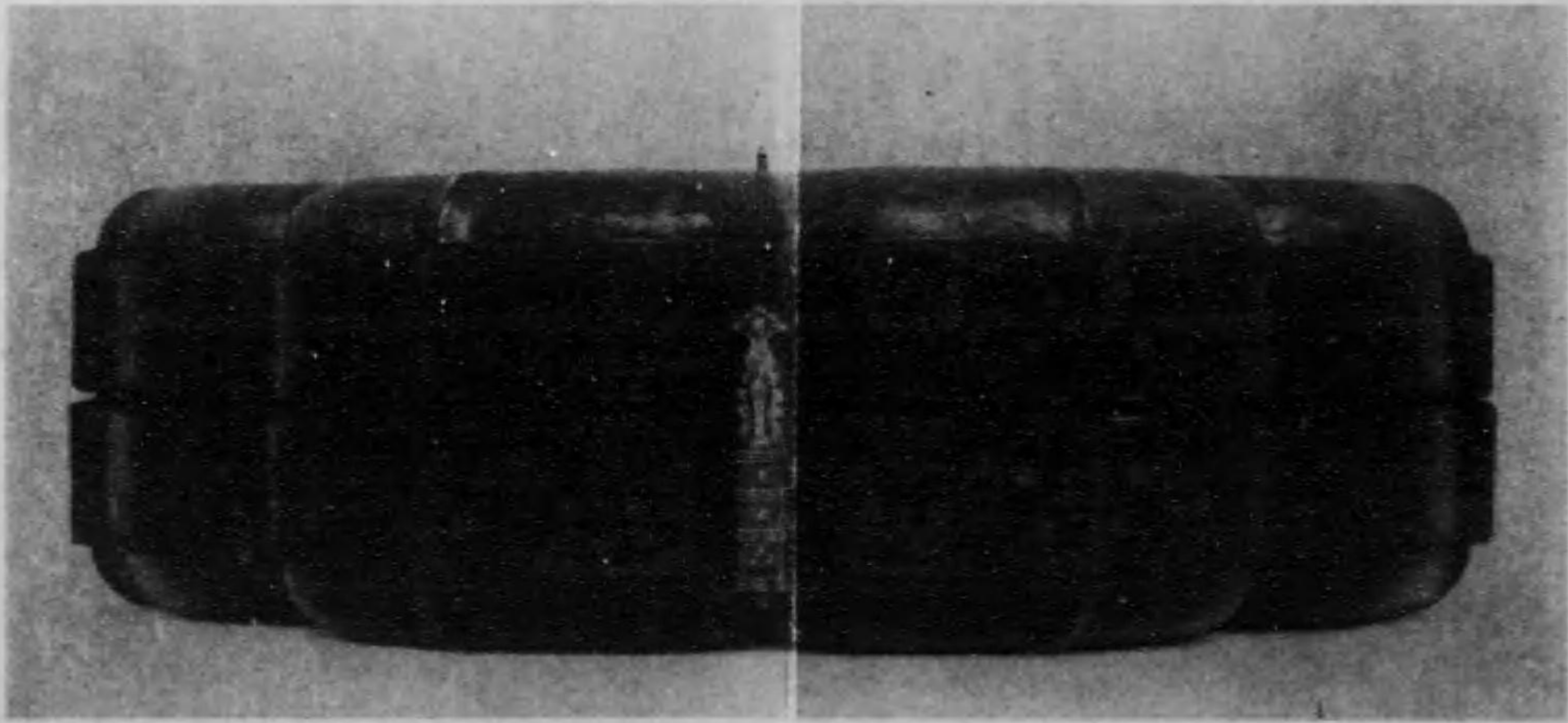
第二十七圖



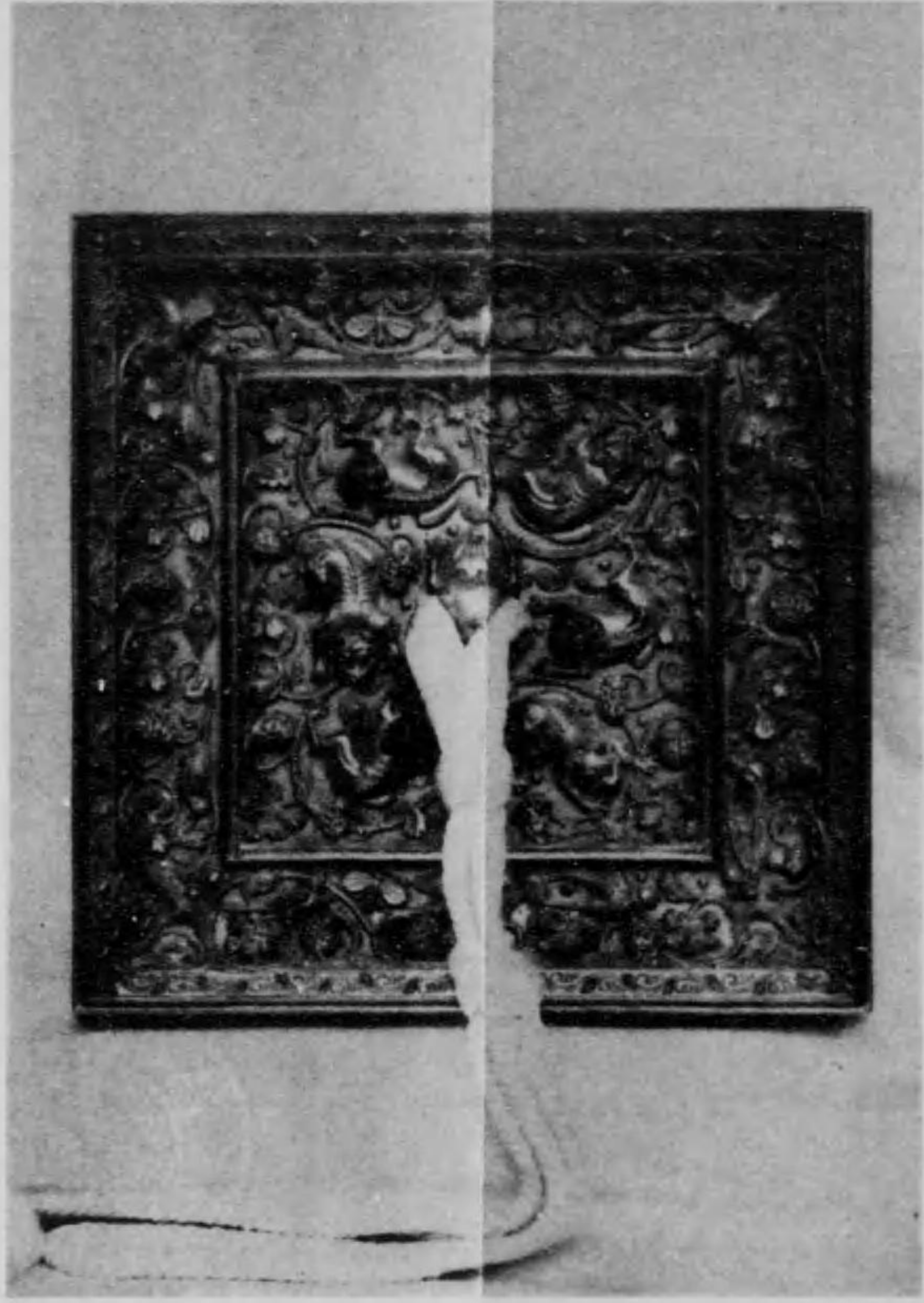
第二十八圖



第三十圖



第二十九圖



正倉院の葉

奈良帝室博物館長 久保田 鼎 閣

小野善太郎 述

第一章 寶庫に就て



正倉院とは寶庫所在地一郭の謂ひにして、初め二棟の倉庫ありて其の後之れを連結し中間に一倉を加へられたれば雙倉又は三倉の稱あり。東大寺正藏の名は夙に寶龜十年の文書に見え、正藏院勅封藏の文字は天喜年間の文書に見る所あり。其の正倉院なる名稱は鎌倉時代に東大寺續要録に記載あるを初見とし何の時より始まりしやを詳にせず。今は正倉と云へば直に寶庫を聯想し唯一の勅封寶庫を意味するに至れり。創建の年月并に雙倉の三倉と爲りたる年月も亦詳ならざれども、天平寶字五年の文書に藥品を雙倉の中間に置くとあり、又東大寺略記に「三倉當聖武天皇崩後四十九日諱辰、孝謙帝、光明子以遺財施入廬舍那佛、此奉納之倉也」と云へ

り、南北兩倉は三角形の大材を横に積重ね各材の稜尖は表面に現はれ外部に凹凸状を呈し、四方の隅は交叉して全體の構造は恰も井字形を爲し又倉又庫などの稱あり。所謂校倉は木材を組交へ又ゆる意にして「あざ」と「あせ」と音の通へるより轉じて阿世久良の稱あるは蓋し中古の俗言なるべし。初め雙倉ありて中間へ一倉を加へられしことは中倉の平面材を用ひあるにて知るべく、雙倉又は三倉の舊稱あれども後に一棟の大寶庫と爲りたり。東に向ひ桁行十八間餘梁行五間餘高五間床下九尺の總木造にして一切泥土を用ひず、屋蓋は瓦を葺き寄棟作りの四注形を爲し、檐は二重檜にして四隅稍彎起の狀を呈せり。寶庫柱脚の周廻に幅三尺の空渠を穿ち石を疊み、四檐の雨溜は渠中に落下し雨樋を架するを用ひざるなり。寶庫は三區に劃し每區の入口なる左右の角柱は直径一尺八寸許にして扉の雙扇は内側へ兩開きと爲し、一方口の光線を引き庫中の隅々へ隈なく明りの透徹せざるは校倉の構造として止むを得ざるなり。階下階上の二層より成り屋根裏を併せ三層に數ふべく、床板と地盤との間高九尺の床を支持する太き圓柱四拾本を分ち四行に並列し柱脚は自然石の面に安定せられ此の柱礎の形式は奈良朝時代の古制なるが如

し。曝涼拜觀の期間は臨時一帶の高廊を取附け中央に十數級の階段を設け昇降に便し、常時は撤却せられ庫扉は高く人の頭上に在るは校倉の遺風を存するなり。考古家藤貞幹の好古小録に曰く「校倉は烈日に當れども土蒸の氣なく又雨に逢ひて濕氣を含まず、故に其の藏する所のもの數百年を経ると云へども魚食の患なし古人の遠慮往々此の如し」と。我邦天産特性の優良木材を選みたる當年の建造物は奈良の風土氣候と相俟ち著しき實力を耐久の上に發揮せるは豈に偶然ならむや。寶庫は元是東大寺の境域に屬し、明治維新後十八年十月其の塔中なりし會所坊金珠院等の舊地を併合し二千五百八十餘坪の火除地を設け外門牆壁を築き漸次區域を擴張せられ、今や敷地實に二萬有餘坪を算し現に御料地に屬するなり。其の位地は奈良市の東北なる大佛殿に接し屋瓦高く翠松の間に隱見し、門扇常に關し警衛を設置せられ世界の寶庫として内外人の瞻仰する所なり。年月の久しき修繕を施されしことは一再のみにあらず、遠くは建久四年に建長六年に又は天保四年に近くは明治十七年に修理のことありしは北倉庫扉左扇の一部裏面に「此板一枚明治十七年修補之」と刻しあるを以て知るべし。最近大正二年の御修理は三倉の御物を

盡く新築の假倉庫に移納せられ、内匠寮は臨時出張所を設け諸材を分解し腐朽せるものは新材を補ひ、片瓦寸木も用ふべきものは之を保存し、同年三月工を起し十二月を以て竣工し其の舊態を變せず復壯觀を傳ふるに至れり。翌三年十月舊の如く御物を寶庫へ還納し棚架の舊位置へ排列を完了せられたり。回顧すれば東大寺は治承四年平重衡の爲に永祿十年松永久秀の爲に、兩度兵燹に罹りしも隣接せる勅封寶庫の災厄を免れしは神明呵護の致す所と云ふべからずや。降りて天保四年御開封の後は、天下漸く多事にして明治五年まで此の間絶えて御開封のことなく、明治維新前後は里人の往遷するに任せ寶庫の側に炎日を避け又は群童の日に來りて床下に遊戯せしは、常に古老の親しく目睹せる事實にして今も記憶に新なる所なり。幾多の變遷を閲しながら其の尊嚴は曾て渝ることなく、上古の面影を失はざる勅封倉の存在は轉た靈妙を感せずむばあらず。奈良朝に建造せられたる寶庫が時に修理を經と雖も其の結構は舊の如く儼然原位置に在りて永久に保存を全うせらるゝは、深甚なる印象を以て可燃性木材建造物の威嚴に對し崇敬の念を禁する能はざるなり。

第二章 御物と獻物帳

天平勝寶八歲六月廿一日は聖武天皇の崩御し給へる七々日忌辰にして光明皇太后御追念切なる餘り、天皇玩好の御遺物なる國家の貴重品を盧舍那佛に施入し冥福を祈り給ひ之れが勅封倉の濫傷を爲し、品種を詳記せる目錄の今に存するもの東大寺獻物帳是なり。初度の獻物帳に次ぎ同日藥類六十種を、尋で同年七月廿六日屏風花氈等數品を、天平寶字二年六月一日王羲之王獻之の書卷を、同年十一月一日皇太后の珍藏し給ひし尊考不比等の書屏風等を以上五回に施し其の度ごとに獻物帳を副へ給へり。爾後帝室の御用又は造寺司施藥院の請ひに據り勅裁を經、太政官の牒旨を以て沙金藥種を出藏せられ又は替て還藏品ありしことは古書に徴して知るべし。其の主なるものを擧れば御甲一百領御太刀一百口御弓一百張の大部分を天平寶字三年十二月廿六日同八年九月十一日の兩度に、藤原公の書屏風は弘仁五年九月十七日に、王羲之王獻之眞蹟書卷王羲之搨本書法廿卷は同十一年十月三日に出藏ありし後還納に至らざりしは惜むべし。御物の種類は武器、樂器、圖書、

藥種、香水、飲食器、服飾器、文房具、農工具、遊戯具等ありて、鑄、彫、漆、刺繡、染織の美術工藝品に亘り、奈良朝の文物を網羅し一々指を擧するに違あらず。獻物帳に刀槍弓箭の多きは兵器の充足し尙武の風ありしを證すべく、聖武天皇が寫經禮佛の勅ありしも、堂塔の莊嚴佛具の華麗を極められしも、護國利民の教旨に外ならず。一面には奈良朝は宗教感情の白熱時代にして神佛に進獻し崇敬の誠意を表し、美術を以て自己宗教上の信仰を表現する手段と信じ、驚くべき優越なる技工を發揮するに至れり。正倉院寶庫の御物は聖武天皇の御遺物に淵源するは言を俟たずと雖も、中には遠く隋唐の作品を始め飛鳥時代に百濟國王の將來品の一と思惟せらるゝ、碁子合子、天武天皇より六世御傳襲の御厨子、天平勝寶五年仁王會の獻品たるべき全淺香及び般若心經の附牌、降りて延喜年間の銘記ある魚骨笏銀鉢の類は其の明確なる經歷を知るべく、或は大佛開眼供養會に上下の喜捨に係るもの、聖武天皇の御一周忌大法會に調進せられたるもの、孝謙帝重祚の御代に大佛行幸の獻物等の御由緒を有する物件の多くは天平盛時の技巧を表象するに足るものならざるはなし。由來御物は庫中に在りて辛櫃に收藏せらるゝを以て天平乃至弘仁の辛櫃を始め

慶長元祿近くは天保の新調に係る長持の類を合し數百を算すべし。明治維新後御整理に際し是等の内より取出し漸次調査を進め、十五年に至り棚架を新設し每倉階上階下に數個を据え井然御物の排陳を觀るに至れり。笏、尺、琵琶、阮咸、尺八、香水、茶局、雙六局等同種のもを北、中に又は北、南兩倉に分納しあるは御品の經歷を異にする故にして、獻物帳に符合する御品を抜き主として北倉に納められたり。御鏡も亦獻物帳所載の現存品拾八面は北倉に其の他の三拾八面は南倉に分納しあり。特に伎樂面は獻物帳中のものに非れども北、南兩倉に在るは其の數多ければ排列棚架の便宜に従ひたるなり。文書繪圖及び藥種、琉璃玉類、樂舞衣裳、染織裂地類の斷片殘缺に至るまで許多の櫃中に收藏せらるゝものゝ如きは枚舉に違あらず。而して獻物帳所載の品目に對照せば多く散佚し其の數に於て十の二三を存するに過ぎざれども、それ以外のものを合し優に豊富なる本邦上古の藝術の花は馥郁たる遺香を放ち、就中至尊の御手澤ある御物と共に能く悠久に傳存することを得るは、有史以降他邦に比類なき誇りにして本邦の光輝を宇内に發揚するものならずや。

第三章 勅封御開閉の次第

東大寺は聖武天皇の大願を發し建て給ひし官寺にして、總て朝廷の經營に成りしことは言を俟たず。正倉院寶庫は帝室の保管に係り其の開閉は勅許を請ひ、扉鑰は宸筆の御名を署し給へる紙を以て封し、開閉あることに必らず勅使の臨檢ありて往古より鄭重なる儀式の下に行はれ、勅封倉の名實共に存續するものは優秀なる歴史を有する我が國體の然らしむる所なり。中古より南倉は東大寺の寶物を納め、事務宮法親王の華押ある封紙を用ひ、同寺の三綱其の開閉を掌る故を以て勅封網封の名稱を生じたりと雖も、官物と寺物とは殆ど區別あるに非ず。勅封開閉の儀式は勅使の下に法親王參加せられ三綱も亦之れに奉仕する當時の例規なるは元祿天保の記録に據り知るべし。初め網封倉は別に一倉ありしが中頃朽廢し南倉を之れに充て用ひられしより、北倉と中倉とは勅封を南倉は網封を爲すに至れり。三倉御開封勘例中建久四年八月の條に「此年有御倉修復也、修復之間、移寶物於網封倉」とあり、其の分注に「三倉之外、別有網封倉、中古此倉朽絕、故以三倉之南倉代之、三倉元

中北南共有勅封、此後中北爲勅封、南倉爲網封」とあり。網封倉の南倉も亦東大寺が其の開閉は鄭重を極めたるは固より其の處にして、明治維新後に至り全然三倉を擧げて勅封倉と爲るに至れり。往古に在りて勅封倉御開閉に係る次第の一斑を述べば、元祿六年五月十六日御開封儀式の條に「寺務宮御倉鑰を勅使に渡され三綱、勅使假屋に至り鑰を請取り、中略奉幣使の作法あり、次に一籠立て辰巳の方に向ひ鑰を兩手に差上げ寶藏御戸開きと三聲高く唱ふ」とあり、巽の方は東大寺の鎮守なる手向山八幡宮の所在地なり。已にして御倉より辛櫃を搬出し三綱寺僧等左右に侍し會所坊に至り荒薦の上に据え、之れを取出し勅使事務宮一々點檢のことあり、又行列の條に「衆僧裏頭出仕」とあるは奈良法師の風貌を眼前に彷彿する感なくむばあらず。其の八月七日を以て御開封を行はせられ此の間、八十餘日に亘り、御開封に係る調度品櫃、雨覆幔幕、筵等を始め一切の所要は將軍徳川綱吉之れを獻じたり。尋て天保四年十月十八日御開封儀式の條に「寺務宮勸修寺無品濟範親王法眼勅使坊城藏人左少辨束帶町奉行梶野土佐守與力同心一山學僧寶物點檢會所坊以下三倉警固斗麻上下同心小頭槍二十筋奉行用人云々」とあり、其の他神官を始め佛師番匠

鍛冶等の雜役に從事するもの縷述にあ遑らず、又饗膳の條に「三綱證明并に公人別火を爲すに依り宿坊に歸り中飯す」とあり、儀式及び警備の極めて莊重なりし一斑を想見すべし、此の時將軍徳川家齊寶物の納櫃を新造し其の他の費用を獻じたりと云ふ、其の現行勅封の次第を拜記すれば勅使屬員を隨へ之れに臨み、寶庫主管なる帝室博物館總長屬員を隨へ、寶庫所在地の奈良帝室博物館長屬員并に臨時出仕員等之れに従事せり、鎖鑰を施されたる庫扉の前に諸員襟を正して直立し靜肅の中に、勅使恭く扉鑰の上に纏へる苧紐（すぢ）の結著點へ施さるゝ勅封の尊嚴を拜し恐懼措く能はざるものあり、元祿御開封調度品中に「苧繩六筋竹皮一把右は御封の用也」と見え、今も御封絨の外包なる白紙へ竹皮を蓋ひ細き麻糸を纏ひ用ひらるゝは古例の一端と拜察する（一）所なり、已に勅封の次第を叙し爰に筆を擱するに臨み以下一事の附記すべきものあり、往古は封鎖せられたる庫扉の外へ長六尺直徑七八寸大の木材に穿ちたる凹處へ鎖鑰を蓋へる所謂錠鞘木を一文字に架し、錠を以て左右の庫柱へ打附られたり、蓋し數十年間に亘り御開庫なきことあれば外蓋ひの堅牢に斯く鎖鑰を擁護せられたるならむ、元祿御開封記事中に「御倉錠の鞘木錠

御封の蓋水を云ふ」とあるは是の謂ひなるべく、又儀式の條に「次に番匠横木を放つ」とあるは御開封の初めに木工をして此の鞘木を撤却せしめらるゝなり、而して鞘木の今に保存せられあるのみならず、一面には庫扉の表面及び庫柱の兩側に鞘木と支脚との痕迹を残し又は數個の錠の孔を留むるは其の雄大の氣分を物語るものゝ如し、現今は年々御開庫ある慣例なれば、鞘木に換へ厚き一枚板の上に箱狀の凸起を作り之れを鎖鑰に被せ左右の庫柱へ渡し、驟涼期間は日々取外しに便し其の簡易なることは往時の比にあらざれども、當年鞘木の面影を彷彿すべし、御開閉の制規に異同あり勅封の形式に繁簡の別ありと雖も、勅封の嚴肅に遂行せらるゝ所以は今古を通じて曾て渝ることなく誰か神聖なる勅封の次第を拜し感激せざるものあらむや、

第四章 曝涼拜觀の沿革

寶庫の曝涼は平安京より曝涼使を派遣せらるゝは恒例にして、曝涼文書の卷尾に曝涼使東大寺三綱造寺司長官以下の署名を列するものあり。曝涼使解曝涼目錄を云ふ官物勘録雜財物實錄に徴し又は東大寺要錄に就き其の詳を知るべし。曝涼御開封の沿革を釋ぬれば、延暦六年廿六日を始めとし同十二年六月十一日弘仁二年九月廿五日齋衡三年六月廿五日以上數回御開封の後降りて寛治四年十二月權中辨源基綱美濃守藤原行家を勅使とし寶庫の黄金を検せしめられたり。齊衡より寛治頃に至る二百數十年間及び寛治後も亦記錄の詳なるものなく、建久以後稍其の詳を知るに足るものあれば以下年次を逐ひ梗概を摘載する所あるべし。

後鳥羽天皇 〔寛治より凡百年後〕

建久四年八月廿五日左少辨藤原定經大監物安部泰忠を勅使とし寶庫修理のことあり、此の間御物を綱封倉に移し翌年三月廿五日工竣りて御物を還納せられ、右少辨藤原資忠大監物小槻宿禰有頼之れが勅使たり。是より先、治承四年十二月平重

衡大佛御殿に放火し、寶庫は兵燹を免れたりと雖も多少破損の故に此の建久の御修理ありし所以ならむ。

後堀川天皇 〔建久四年より三十八年後〕

寛喜二年十二月七日右少辨平時兼大監物中原師世を勅使として寶物點檢あり、東大寺續要錄に曰く、此の年十月廿七日夜盜人寶庫の御鏡八面を窃取し奔りて京都に入り活むと欲して售れず悉く毀棄せり事發覺し鞠訊實を得たり云々、是を以て勅使を遣し點檢せしめられたり。

四條天皇 〔寛喜二年より六年後〕

嘉禎三年六月三日勅使藤原季頼大監物加茂守榮寶物點檢あり、事繁多なるがため櫃數のみを算す。延應元年十一月廿六日〔三年後〕九條道家東大寺戒壇院に受戒し、請ひて寶庫を拜觀す、勅使左少辨藤原顯朝大監物丹波尙長御開封を行ふ。仁治三年三月十三日〔三年後〕後嵯峨天皇御即位〔三月十八日〕のため玉冠禮服を取出さる、左少辨平時繼大監物丹波尙長勅使たり、同月廿二日勅使左少辨藤原親頼大監物紀文平をして還納せしめられたり。東大寺續要錄に據れば、仁治三年三月十三日禮冠を宮

中に召され同廿二日還納の途次毀損せられたり」とあり。

嵯峨天皇〔仁治三年より五年後〕

寛元四年九月廿八日左少辨藤原定頼大監物丹波尙長を勅使とし寶物還納のこ
とあり御開封の來由ありしも記録分明ならず。

後深草天皇〔寛元四年より九年後〕

建長六年七月六日寶庫北端の扉修理成るを以て右少辨藤原資定少監物平久近
を勅使とし寶庫を點檢せしめらる。東大寺續要録に據れば六月十七日雷寶庫に震
し東面北端の扉を焼き下柱を抓裂く、龍神出で、火を消止めたり」とあり。正嘉二年
三月廿一日四年後攝政藤原兼經東大寺に受戒し翌日寶器を拜觀す、右中辨平高輔
勅使たり。

龜山天皇〔正嘉二年より三年後〕

文應二年九月五日後嵯峨上皇南都に行幸し寶庫窺覽あり、此の年弘長と改元あ
り。同二年八月廿一日右少辨藤原資宣を勅使とし去年上皇御袈裟を召出されしが
御夢想に依り還納せしめられたり。

後龜山天皇〔弘長二年より百廿一年後〕

元中二年八月晦日將軍足利義滿春日社に賽し其の次寶庫を拜觀す、勅使名詳な
らず。

後花園天皇〔元中二年より四十五年後〕

永享元年九月廿二日將軍足利義教寶庫を拜觀す、右少辨藤原豐之勅使たり、尋て
寛正六年九月廿四日〔卅七年後〕將軍足利義政春日社參に際し東大寺に入り請ひて
御香蘭奢待〔黃熟香〕を截る、勅使名詳ならず。

正親町天皇〔寛正六年より百十年後〕

天正二年三月廿八日參議織田信長南都に至り請ひて蘭奢待〔黃熟香〕を出し多聞
城に致し方寸許を截り之れを拜領す、勅使左中辨藤原輝資をして開封せしめられ
たり、蘭奢待拜受のことは東山將軍義政以來絶えて無きことなれば、當時東大寺の
狼狽非常なりしことは僧淨實の記せる天正二年截香記に詳なり。

後陽成天皇〔天正二年より廿九年後〕

慶長七年六月十一日内大臣徳川家康寶庫を修繕し寶器を點檢せむことを請ひ

勅使右大辨藤原光豊をして開封せしむ。翌八年二月廿五日寶庫御修繕のため御開封あり勅使前年に同じ。

後水尾天皇〔慶長八年より九年後〕

慶長十七年十一月十三日勅使柳原業光寶器を點檢せり。是より先十五年七月廿一日僧北倉の下床を切り盜を爲す事露顯し之れを捕へ京都へ檻送し、十九年二月十七日南都に致し奈良阪に處刑す。

靈元天皇〔慶長十七年より五十五年後〕

寛文六年三月四日權右少辨藤原資茂を勅使とし開檢のことあり、將軍徳川家綱寶庫を拜觀し併て寶器を修理す。

東山天皇〔寛文六年より廿八年後〕

元祿六年五月十六日勅使右少辨藤原輝光を遣し御開封あり、將軍徳川綱吉寶庫の修理を年へ兩稻の御香紅沉香と蘭香待ならむを新製の櫃に移し併て鴨毛屏風を修補し其の他寶物の容器を新調し一切の費用を獻す。八月七日工を竣り御開封のため勅使日野右少辨藤原有富寺務宮勸修寺二品法親王以下之れに臨み御開閉共に當時儀

式の盛を致せり。

仁孝天皇〔元祿六年より百四十一年後〕

天保四年十月十八日左少辨源俊明を勅使とし御開封あり、翌年六月に至り御開封あり。此の間三倉の屋宇葺替及び寶物に修理を加へられ將軍徳川家齊其の費用を獻す。天保度御開閉も元祿の先例に違ひ嚴重なる儀式を以て行はれ、奈良奉行梶野土佐守幹旋宜きを得たりと云ふ。

明治天皇〔天保四年より卅九年後〕

明治五年八月宮内少丞世古延世を勅使とし寶庫を開封せしめらる。蓋し維新後劈頭第一の御開封ならむ。此の時文部大丞町田久成之れに與る。大和國中古社寺に保存する寶物點檢の事を文部省に委任せられたり。

同八年三月宮内大丞香川敬三を勅使とし寶庫を開封せしめらる。奈良縣の請ひに依り町田文部大丞の稟申を容れ温古知新を本旨とし、御物の一部を奈良博覽會場に陳列し汎く公衆の拜觀を許され此の御開封ある所以なり。同月寶庫を内務省の管轄とし保存の法を設けしめらる。四月内務省に於て寶器の保存を博物局の主

管に移し町田久成永世保存の策を講ず。八月奈良縣令寶庫を修繕せむことを請ひ之れを許されたり。

同年十一月宮内少丞櫻井純造を勅使とし寶庫を點檢し樂器類の破損せるもの修理を命ぜらる。二月車駕奈良に幸し御物叡覽のことあり、此の時蘭奢待を截り御料に供せらる。十月寶庫の南北兩側に避雷柱二基を建て並に消防器具を設備せられたり。

同十一年三月宮内大書記官兒玉愛二郎を勅使とし寶庫を開封せしめらる。蓋し曩に經營せられたる御物の修補成るを以て寶庫へ還納せられたるならむ。此の月九年四月奈良縣を廢し大和の請ひに依り御物の一部を奈良博覽會場に於て公衆の拜觀を許可せらる。

同十二年六月大藏大書記官得能良介御物及び古文書類の各種を印寫し汎く公衆に示されむことを請ひ宮内少書記官岡保義を勅使とし開封せしめらる。八月香港太守の請ひに依り特旨を以て拜觀を許され宮内大書記官山岡鐵太郎をして導かしめらる。十一月獨逸皇孫殿下も亦寶器の拜觀を許されたり。

同十三年一月内務卿伊藤博文寶庫に棚架を設け寶器を排列し整理せむことを請ひ許可せらる。二月伊國皇族殿下の請ひを以て寶庫拜觀を許され宮内大書記官香川敬三勅使たり。此の月堺縣の請ひに依り奈良博覽會場に御物の一部を陳列することを許さる。

同十四年四月博物局を農商務省の管轄に移し、寶器は農商務省に、圖書は内務省に、寶庫の開閉は宮内省に、之れを分掌せしめらる。十一月英國皇孫殿下請ひて寶器拜觀あり、東伏見宮殿下嚮導し給ひ御開封のため勅使を派遣せられたり。

同十五年十月新調の棚架悉く成るを告ぐ、農商務御用係黒川眞頼をして寶庫に入り御物を整理し目録を作製し、架上陳列の位置を接排せしめ品川農商務大輔之れを檢す。

同十六年六月右大臣岩倉具視參議井上馨等拜觀を請ひ許さる。宮内卿徳大寺實則農商務卿西郷從道内務卿山田顯義連署し毎歳一回寶庫を開き曝涼の成規を設けられむことを奏請し之れを許されたり。此の月大阪府知事建野郷三の請ひを以て寶庫の守衛を嚴にし巡查を配置せらる。蓋に堺縣を廢し大和一國の十月徳大寺

實則等の議を實施せしめ以後年々成規に遵ひ秋季曝涼の爲開封を行はせらるゝことゝ爲れり。

同十七年四月宮内卿伊藤博文農商務卿松方正義内務卿山縣有朋等請ふ所あり寶庫を宮内省に屬せらる。五月太政大臣三條實美の請ひを以て寶庫拜觀のため御開封あり。

同十八年六月宮内卿伊藤博文請ひて寶庫を拜觀す。七月正倉院寶庫を圖書寮の主管に屬せらる。十月佛國特派全權大使勅許を得て寶器を拜觀す。

同十九年三月寶庫修繕のことあり圖書頭井上毅を勅使とし開封せしめらる。此の時寶庫の火除地として東大寺塔中會所坊及び金珠院址民有地等を合し二千五百八十三坪一合を買上げ、外門塀牆を修築せらる。是より以後内外臣僚の勅許を請ひ寶庫を拜觀するもの一年或は再三に及びたり。

同廿二年皇后陛下〔照憲皇太后〕正倉院に行啓し給ひ寶器御覽あり。

同廿五年子爵杉孫七郎御物整理係長を命せられ御物を修理し又は尤品の複製を爲し稻生眞履之れに執筆せり。爾來曝涼拜觀を中止し専ら取調研究を爲し年々

御物の修補に従事し、卅七年日露戰役の頃まで繼續し此の間頗る整理の進行を見ることが得たり。

同四十一年正倉院寶庫を帝室博物館總長の主管に屬せられたり。

以下大正改元後に於ける定例曝涼期間又は臨時御開封に係るもの一二を採録する所あるべし。

大正二年三月寶庫大修理の工を起し悉く御物を新築の假倉庫に移納し、同年十月竣工し翌三年十月舊の如く寶器を還納せられたり。

同四年大佛殿葺修の工成り開眼供養會の舉式に當り、東大寺の請ひを許し特に其の五月二日勅使を派し開眼に御由緒ある天平寶物筆を出藏し給ひ東大寺は式終る後即日還納せり。

同五年一月廿五日露國太公殿下勅許を得寶庫を拜觀す。四月三日神武天皇畝火山陵御式年祭親臨の途次今上陛下奈良御駐輦に際し、皇后陛下も亦京都行啓の次奈良に御駐輦ありて翌四日兩陛下正倉院へ行幸仰出され寶庫を叙覽し給へり。

同六年五月九日東宮殿下關西地方御見學の途次鶴駕を奈良へ任せ給ひ寶器臺

覽のことあり。

同七年十一月廿六日閑院宮殿下同妃殿下正倉院拜觀あり。

曩に明治十六年曝涼拜觀の制規を設けられし以來、中頃御整理の爲一時中止あり秋季清朝の候に於て、曝涼の爲數週間を期し雨天又は雨氣なき日は御開庫を行はせられ定むる所の制規に違ひ有資格者の許可を得内外人の拜觀を辱うせらるゝは年々恒例を爲し現今に及べり。

回顧すれば天保度御開封に際し梶野奈良奉行の家臣穂井田經助忠友古文書四十五卷を整理し或は古文書に押捺しある國印の印影を寫し埋麝發香を著し或は寶器の一部を考證して觀古雜帖を上梓し、是より歴史家の寶器を正史に徵據するの道を講ずるに至れり、明治八年寶庫を内務省の所管とし保存の法を設けられし以來幾多の改更を経て今日あるを致したるは文部大丞町田久成其の人の斡旋は御物整理の根柢を作り、前に穂井田忠友之れが先驅を爲すありて此の二人者の努力に及び敢て一言を辨すと云ふ。

第五章 北倉階下

主として獻物帳の御由緒ある寶器を收藏しある故を以て北倉より始め階下棚架の位置に従ひ、先づ正面なる前中棚第一より後方中棚に移り略陳列の次を逐ひ叙述する所あるべし、棚架に本來の番號あるに非ず、假りに番號を以て棚架の區別を爲すに便するのみ。

一金銀平文琴

一張

長三尺八寸

横徑六寸二分

第十二章
平文平説
ノ條參看

表金銀平文背銀平文の製作にして、金銀の薄板を截り繊細の華文を作り之れを漆地に埋込み其の面を研出したるものなり、面板上部方形の輪廓内に琴を横たへ阮咸を彈するなど三人物合奏圖を現せり、輪廓の下部は大形樹木を主眼とし酒宴圖中に鳥、蝶、走獸又は波線狀の文様を湊合的に配置しあり、周縁、背も亦草花走獸の截金を嵌裝し平文の精緻を極め、銀色は黒く酸化し而も金色の燦然たるものあり、背上豎長方形の輪廓内に縦線を以て行間を劃し、四字句卅二字を四行に八字づゝ

左の楷體文字を嵌し書風頗る高古の氣韻あり。

琴之在音。 邊滌邪心。 雖有正性。 其感亦深。

存雅却鄭。 浮侈是禁。 滌暢和正。 樂而不淫。

背腹内龍池の銘に「清琴作兮口口日月幽人開兮口口」の十四字中十字を認むべく、其の下鳳池の銘に「乙亥元年季春造」とあり、本邦近世の十二絃琴に比し小形にして通絃孔は七箇を著せり。獻物帳記載の銀平文琴漆琴二張は今傳はらず、蓋し弘仁五年十月十六日出藏せられたれば爰に掲ぐる金銀平文琴は、同八年五月廿七日叢の出藏品に替へて還納せられたるもの、一ならむ。

一 螺鈿紫檀阮成

一面

全長三尺三寸、 徑一尺三寸、 磯厚一寸一分

背全面八瓣の花形を中心にして上下より向合へる尾長鳥の嘴に啣める華蔓は左右に周匝して圓狀の輪廓を爲し、其の螺鈿の技巧は優婉の趣致あり。磯即ち周縁は俗に梅鉢様の花形を並べ貼し、花心及び花瓣に瑠璃を蓋ひ其の底に伏せたる色彩を透し見るべく、是等圓點の周圍に細き銅線を押しあるは最も注目すべし。捍撥の位

第十三章
雜載阮成
ノ依參看

置は中央に張り琵琶と其の制を異にし、圓形五寸三分の綠青地の革に銅線を以て繩目の覆輪を作りあり。極彩色を施せる三女阮成を彈する書は革面に龜裂を生じ剝落多く原圖を分明に認め難し。後世明清樂器の月琴は阮成の遺制にして、形狀の圓く月の如く又琴聲に似たるに依り其の稱ある所以なるか。

挿圖第一

一 銀平脱合子

一合

合子は盒と蓋とを合する容器を云ひ、本品は圓形の扁たき挽物製にして黒漆地に銀平脱を以て飛鳥雲形を嵌装しあり。古き殘絃は、琴絃、中絃、小絃、箏絃又は琴柱の殘缺など各墨書ある一寸許の木篋を附し、別に素地合子に納め昔人手澤の存するものあり。天平勝寶八歲七月廿六日獻物帳又は延曆曝涼目錄に雜琴絃を銀平脱梳箱に盛ると見えたり。本品合子は右に掲ぐる古文書の琴絃容器に充てたる梳箱のそれなるや否やを知らず。

挿圖第二

一 螺鈿紫檀五絃琵琶

一面

全長三尺五寸八分、 横徑表面一尺

横徑裏面九寸三分、 磯厚二寸八分

第五章 北倉階下

紫檀材に螺鈿と龜甲とを交へ背全面及び磯周縁は蝶、鳥、雲形を配し、螺は盡く其の面に毛彫文様を施し、花心は龜甲を覆ひ其の下に伏せある色彩を透し見るべし。華麗なる強き情調は些の刺激なく絢爛の極致を歎賞せずむばあらず。捍撥は龜甲を張り螺鈿を施し中央上部に熱帯地方の椰子樹を作り、下部に駱駝に跨り琵琶を彈する人物ありて、高く右手を捧げ撥を振る姿勢と顔貌とは宛然古代印度の風趣に接するが如し。他の琵琶の捍撥は革を張り彩色繪を裝飾するは一定の形式なれども、獨り五絃琵琶のそれは裝様を異にし頗る出色の觀あり。絃の端を結著する反首に絃を緊め緩めすべき轉手五あり、承絃の一端なる海老尾エビビは他の四絃琵琶の如く甚しく屈折せず、近世三味線の反首の直なる形狀に肖似せり。

- 一彫石横笛 長一尺二寸二分 一管
- 一彫石尺八 長一尺二寸 一管

灰色を帯びたる兩個同質の石材を以て全面蔓草文を浮彫に現し、雕石樂器として石材雕琢の精巧を見るべし。蔓草文とは蔓の絡み纏へる體を云ひ、絡み草の曲線美は往々他の文様中にも多く見る所なり。通俗に唐草カラクサの二字をあて、用ひ來れど

も唐土の草と云ふ意にあらず。

- 一御杖刀 一口
- 一 及長一尺九寸 鞘長四尺三寸二分
- 一 鋒は偏及鯨皮の把に金銀線を押縫し、頭は象牙を裝ひ、筒形の鞘は漆を塗り鐵を以て鞘尾を包み其の上に銀象嵌を施しあり
- 一 御杖刀 一口
- 一 及長二尺一寸六分 鞘長五尺三寸四分

鋒は偏及眼及び把並に銀を用ひ、眼孔に紫色の組紐を著け、把は紫檀材鞘は吳竹を用ひ共に樺纏なり。頭も亦銀を裝ひ鞘尾は鹿角と鐵とを接合し諸種の材料を巧様に配合せる意匠を窺ふべし。刀身兩面に雲形と星斗との金象眼を施し、金色燦として光耀人を射る許なり。獻物帳に御杖刀とある如く聖武天皇の御料にして近世仕込杖の鞘の極めて長きものを天平の御物中に存するは洵に考古家の好資料ならずや。

以下後方第二棚に移るべし。

一 吳竹笙 長一尺六寸四分 一口

一 吳竹竽 長三尺二寸一分 一口

附藤壺

吳竹は和名「久禮太介」と云ひ、淡竹に似て稍異なり。笙は小に竽は大にして管數に多少の別あり。壺は一に匏と云ひ、藤は吹口にして壺の横孔へ藤と稱する長八寸許の彎曲せる細管を挿入して吹奏せるは古制なるが如く、後世は吹口の細管を用ひず。壺は豎二寸許あるに過ぎず、黒漆を塗り別に裝飾なしと雖も、上古製作の片影を認むべし。

一新羅琴 其二張 其一長五尺二寸四分 横徑一尺一寸

表裏共に桐材を以て作りたる十二絃琴なり。雲鳥形、蔓草文の截金文様は古色に蔽はれ殆ど辨すべからず。木製琴柱數枚を存し、琴身の大きなるに比し、琴柱は小形にして絃は補足しあり。二張共に琴の甲板緩き山形の勾配を附し、腹中を鑿り空虛と爲し、絃の末を承る所は丁字形を爲し、琴の片側に長き紅絹の袋紐「新補」を半月狀に

著しあるは、新羅琴の様式にして、彈者の雙肩に懸るの用なるか、獸物帳の金鏤新羅琴二張は弘仁十四年二月十九日出藏せられ、本品二張は同年四月四日替て還納に係るものならむ。

一 螺鈿紫檀琵琶 一面

全長三尺二寸六分 表面横徑一尺三寸八分

磯厚一寸二分

獸物帳に緑地畫捍撥とあれども、捍撥は殆ど缺損せり。磯及び下面圓盤の寶相華、飛鳥雲形等の螺鈿文様は多く剝落し古様に據り修理を施しあり。

一 紅牙撥鏤撥 一枚

長六寸六分 廣一寸九分

撥鏤撥とは撥鏤製の琵琶撥を云ひ、獸物帳附篋及び弘仁目錄に據れば、螺鈿紫檀琵琶附屬の撥なり。兩面各々繪變りにして一面は上部より豎狀に次第遞下し鹿山形、花咋鳥、鴛鴦等の文様を撥鏤はねぼりし、更に綠色青色の二彩を添加せり。形狀は近世の三味線撥に酷似せり。

第十二章 撥鏤の條 參看

以下右方北側第一柵第二柵に就き叙述する所あるべし。

一 木畫紫檀雙六局

一 具

長一尺八寸 廣一尺二寸 高五寸六分

局の四邊は象牙の面を取り、床脚の格狹間は二區に分ち「ハート」形の列方を爲し、黄楊木にて覆輪を施しあり。紫檀材に嵌装せる蔓草文の曲線美と鳥形の精妙とを見るべし。木畫の一斑を舉れば指頭大に及かざる飛鳥の翎を構造せる微細の羽毛は箇々一枚づゝの細片より成り、或は細き竹條を截り横断面の實心に斑點あるを應用して鳥背の羽毛に擬するなど、殆ど肉眼にて辨じ雖き底の巧緻は木畫の特色として驚嘆に値するものなり。

一 籩條籠

一 具

長二尺一寸八分 廣一尺三寸

籠は箱を云ひ雙六局の容器なり、竹を細く裂き黒赤二色に染めたるに染めざるものとの三色を編合せ、縁は布を張り内部と共に黒漆を塗りあり。籩條は竹を編み籠の粗なるを云ひ編筵の義なり。和名阿美无志路又は阿志路と云ひ、俗に網代の文

字を用ふるは假借なり。

一 木畫紫檀棊局

一 具

局面方一尺七寸二分 高五寸二分

牙界花形眼 局兩邊著 局内藏納棊子 龜形器

局面は象牙を以て縦横の罫線を劃し線道へ花形の眼十七を嵌す近世の棊局は眼九を點す。局の側面は各々四區に小分し染象牙を以て、草花を挟み向合へる尾長鳥、疾驅せる麟鹿、駱駝を牽く人物又は騎象の射手が獅子を狩る圖などを嵌装し、狭き區畫中に動物の活躍せる状態は、毛筆も及かざる木畫の精巧を表現せり。床脚は二區に分ち蓮華式に列り彩色の象牙に鱗甲を交へ飛鳥獸形を嵌装せり。局の兩側の薄き抽斗は鍍金の鑲鈕を著し、其の左右なる木實を啄む鸚鵡も亦頗る活氣あり。抽斗の鑲を摘み一方を抽けば同時に他の一方も亦引き出され、又一方を閉ると共に他も塞がるべき装置にして、各々抽斗の内は金薄を押し龜形と鱗形との背を穿ちたるものを彫出し、其の凹處へ棊子を容るゝなり。裝飾畫の題材に徴するも遠く印度、波斯の全盛期の意匠と技術とを窺ふべく、本邦の製作に係るか或は唐朝より將來したる

や否やを知るべからず。

一金銀龜甲龜

一具

方一尺七寸七分 高五寸二分

基局の容器にして龜の全面は瑇瑁を以て張り、六角形繫きに鹿角の細線を界し、龜甲の下は緑地に金銀の薄を一つ隔に貼し銀線を以て花形文様を描出しあり。

一銀平脱小形合子 納基子

四合

徑三寸八分 高一寸四分

白基子 百四十一枚

黒基子

百十九枚

紅牙撥鏤基子 百卅二枚

紺牙撥鏤基子

百二十枚

銀平脱合子は圓形の扁たき容器にして、基子は近世のそれに比し頗る小形に見え其の兩面凸起に作りあり。紅牙紺牙基子は兩面に撥鏤を以て花咋鳥を彫刻し細の巧を見るべし。獻物帳記載の百濟國王義慈の鎌足内大臣に贈りたる厨子中に「銀平脱合子四、各納基子」とあるを以て厨子并に他の納本品はその納物の一として存するものに符合せり。蓋し當初より木畫基局に附屬せるものに非るが如し。

一漆胡瓶

壹口

銀平脱花鳥形 銀細鏤連繫鳥頭蓋 受三升半

漆胡瓶の製作は所謂籃胎俗に籠目地を作り之れに布を張り漆を塗り、平脱の技巧を以て草花、鳥、雌雄雙鹿の偃臥し又は疾走せる圖様を現せり。瓶の片側豎に弓状の細き把手を著し首部注口は鳥頭に擬したる蓋を具へ、鳥頭の鬚より把手の下部へ細き鏤を連繫しあり。試に形狀意匠の似通ひたるものを舉れば舊法隆寺に傳はり今は御物の一なる、金銅龍首水瓶の胴に羽翼ある天馬圖を施せるものと異曲同工にして、共に上古西城藝術の影響を承けたる作品なることは何人も首肯する所ならむ。

一禮冠殘闕 假りに納む

一黒漆筒形御冠筒

一合

徑一尺八寸四分 全高一尺六寸一分

一赤漆筒形御冠筒

一合

徑一尺六寸六分 全高一尺五寸三分

一杉材赤漆八角形外箱
一杉材赤漆六角形外箱

一合
一合

第四章
御禮冠の毀損して僅に殘闕を留め上古禮冠の體制を窺ふに由なきは惜みても餘りあり今は鳳形又は萬形蔓草文の斷片、珠玉、鈴珊瑚等を針線に通し綴りたる瓔珞數條其の他附屬品を剩しあるのみ。延暦十二年曝涼使目錄に以純金鳳并金銀萬形寶珠莊飾なりと見え其莊麗を拜察するも畏き極みなり。黒漆筒形は佐保太上天皇聖武赤漆筒形は佐保皇太后光前の御冠筒にして杉材小櫃二合は外箱なり。櫃の附牌に天平勝寶四年四月九日、蓋開眼獻物とあるは或は後の追記に係るものならむ。

御禮冠の毀損して僅に殘闕を留め上古禮冠の體制を窺ふに由なきは惜みても餘りあり今は鳳形又は萬形蔓草文の斷片、珠玉、鈴珊瑚等を針線に通し綴りたる瓔珞數條其の他附屬品を剩しあるのみ。延暦十二年曝涼使目錄に以純金鳳并金銀萬形寶珠莊飾なりと見え其莊麗を拜察するも畏き極みなり。黒漆筒形は佐保太上天皇聖武赤漆筒形は佐保皇太后光前の御冠筒にして杉材小櫃二合は外箱なり。櫃の附牌に天平勝寶四年四月九日、蓋開眼獻物とあるは或は後の追記に係るものならむ。

一青斑鎮石

拾挺

各長一尺二寸一分

廣二寸四分

厚一寸八分

一赤漆小櫃

一合

高一尺一寸二分

蓋一尺五寸七分

廣一尺二寸九分

長方形の青色石にして鎮石は鎮子に同じ。蓋し毛氈など敷物の壓へとしての用なるが如し。赤漆小櫃は古製を見るべく青斑鎮石の容器なり。

一鳥毛篆書屏風壹疊

六扇

高五尺

廣一尺八寸

紫綾縁

赤染木帖

黒漆釘

碧繩背

夾纈繩接扁

主無獨治

臣有贊明

箴規苟納

咎悔不生

明王致化

務在得人

任愚政亂

用哲民親

近賢無過

親佞多惑

見善則遷

終爲聖德

前記十二句を毎扇四字づゝ二行に配し每字篆楷二様に書し一字狭みに交へ、雉又は山鳥の華彩ある鳥毛を以て押伏せ、料紙は吹繪の草花文様を白く現しあるも亦珍なり、毎扇一つ置に綠色と褐色とに分ち、褐色地の楷書は文字を綠色にし、綠色地の楷書は文字を白抜きにし、篆書は黒繩を以て雙鈎に作りあり、君王座右の銘記と拜察すべき前記十二句を天平の御物中に存するは感激に堪へざるなり、屏風の装潢は天保の御修復に際し多少變更せられたり、接扇と稱する繋ぎ紐の夾纈繩は紫組紐に換へ舊物にあらず、各扇の額縁上下左右に六箇の黒柿木製錢形を分ち貼しあるは、蓋し各扇を疊合するとき錢形の厚だけの間隔を保ち、各扇字面の接觸を防

がむ用意なるべきか、上古屏風の體裁装潢を窺知し得べきなり。

一鳥毛立女屏風

六扇

高四尺六寸 廣一尺九寸一分

獸物帳所載御屏風一百疊中、鳥毛屏風三疊^{各六}の一にして、今は六扇の斷片を刺し連續せざれば各扇の順序は原狀知るべからず。紙本胡粉地に樹下美人圖を作り、一女佇立し掌上に寶玉を捧げ或は磐石に躡し手を拱くなと各扇稍構圖を異にせり。頭上は巨大なる鬘を用ひたるが如き髮様にして、眉間に綠色の小點を著し口吻の左右も亦圓點一又は二を點じ或は眉間のみにして口吻の邊に點せざるあり、面及び手を彩繪に爲したる外は鳥毛を貼成し衣服の一部に小片を附著せる如きも、鳥毛は殆ど剥落し只押繪の下繪に似たる描法の露れあるのみ。而も筆致生動し兩頬に施したる燕脂の色彩些も褪色の痕なく、太た濃き墨の眉は半月形に面貌豐滿に手指は軟なる趣を窺ふべし。行筆の自ら粗笨に見ゆるは下繪に過ぎざりし故ならむが、唐畫の影響を承けたる當時の描法を知るべし。婦女の髮容服裝を以て直に天平風俗を寫したるものと速斷し得ずと雖も當代の製作品たるや明けし彼の樂

師寺内鎮守八幡宮の祕藏なりし吉祥天畫像と兩々相待ち罕に観る天平繪畫の雙璧と稱すべきなり。

一鳥毛帖成文書屏風壹疊

六扇

高五尺 廣一尺九寸 紫綾縁 木假作斑竹帖

黒漆釘 碧繩背 黄蘗纒接扇

種好田良、	易以得穀、	君賢臣忠、	易以至豐、
諂辭之語、	多悅會情、	正直之言、	倒心逆耳、
正直爲心、	神明所佑、	禍福無門、	唯人所召、
父母不愛、	不孝之子、	明君不納、	不益之臣、
清貧長樂、	濁富恒憂、	孝當竭力、	忠則盡命、
君臣不信、	國政不安、	父子不信、	家道不睦、

每扇四句を二行に排列し各扇白、綠色と丹色との紙面を交へ、楷體文字の上に斑文ある鳥毛を以て押伏せ、今の押繪に類せる手藝の當時發達せしことを知るべく、他の篆書屏風と同じく俗に鴨毛屏風と稱するもの是なり。彼の推古朝の法隆寺玉

蟲厨子の裝飾に鍍金絡み草の金具に玉蟲の羽を押伏せたと此御屏風と同一意匠に出るが如し。獻物帳記載の裝潢に對照せば天保の御修理に多少變更せられ帖背及び接扇ツギヒモなど舊物にあらず。

一山水夾額屏風

四扇

高四尺六寸

廣一尺九寸一分

綠色及び褐色を以て山水樹木を染出し、左右均等の様式を以て幹枝相對せるは當時通有の意匠を見るべし。四扇を存し共に同圖なり。

一驕鹿草木夾額屏風

一扇

高五尺

廣一尺八寸

上部中央は綠陰濃なる大樹の挺立するあり、下部は雌雄雙鹿の左右相對し、添景の草花も亦兩側に並置せり。樹木の翳せる枝葉、有角獸の左右均等なるは奈良朝藝術に多く見る所にして、寫實の意を失せず各部の排列は巧に模様化せられあり。推古朝以來奈良朝に至り熾に隋唐の様式を模し範を彼に採りしと雖も、此の種左右均等の構圖は隋唐に在りても彼の創意にあらず、恐くは西域より輸入したるもの

ならむ是等は印度波斯より隋唐を経て本邦へ傳來し奈良朝に行はれ、裝飾文様として綾又は夾額染の古裂類に往々見る所なり。

一鳥木石夾額屏風

六扇

高五尺

廣一尺八寸

一大樹の下部左側に一羽の尾長鳥の岩上に立ち背視するあり、鳥形は胡粉を以て輪廓を作り其の活躍せる姿態を見るべし。上部左方に遊蜂、右方に飛蝶を添加せり。蜂蝶は黒色に染出し恰も毛筆畫の墨痕を印する如く左右均等の様式より脱し巧に位置を安排せり。同圖六扇を存す。

一古人鳥夾額屏風

一扇

高五尺

廣一尺八寸

岩石に傍ひ大形の葉を著せる樹木を現し、枝葉の上下參差たる中間に人物の影あるを認むるは奇なり。

一鳥草夾額屏風

六扇

高五尺

廣一尺八寸

第十二章
夾額の條
參看

菱形細文ある純地に三扇は中央に大形草花を下部に尾長鳥の左右より向合へる圖を、他の三扇は大形草花並に鳥蝶、山形の圖を現せり。

挿圖第四

一 薦縹屏風

高五尺 廣一尺九寸

四扇

第十二章 薦縹の條 全看

薦縹染屏風は四扇圖様を異にし、褐色地に白、綠色を以て樹葉を彩どり下に鹿、象、鷲、花、咋鳥などを主眼とし、各々大形に中央へ据え、添景を小形に配合しあるは古代圖形の意匠を見るなり、薦縹は蠟染を云ひ今の形糊製、中形染等は薦縹染の支流と云ふべし、薦縹夾縹、縹縹の三種は奈良朝に行はれ衣服を始め屏風類の専ら供御の調度に用ひられしこと知るべし。

獻物帳に據れば繪畫屏風廿二疊、鳥毛屏風三疊、夾縹屏風六十五疊、薦縹屏風十疊を算し實に一百疊ありしが、年所の久しき出藏し散佚するもの多く又は破れたる骨のみを剩すもの尠からず、上來掲ぐる所の二疊各六及び廿八扇の斷片を存するなり。

一 措布屏風袋

三口

褐色小形草花摺模様ある布地屏風袋は上古製品の清澹温雅なる氣分を翫味するに足れり、獻物帳屏風の條に一百疊多くは措布袋の三字を附記しあれども今存するもの三口は其の袋裏に占部馬麻呂、矢田部、咋萬呂の各名を署し天平勝寶五年三月廿九日と墨書あり、銘記に據れば勝寶五年仁王會獻品中の屏風袋なること知るべく、勝寶八歲獻物帳のものにあらざるが如し、或は仁王會の獻品を八歳の獻物帳に併録せられたりとせば本品も亦獻物帳中のものなりしや知るべからず。

以下西側第三棚より第四棚第五棚に亘り叙述する所あるべし。

挿圖第五

一 銀薰爐

毬形 徑六寸 「まはりかうろ」

一口

銀製全體蔓草文を透彫にしたる鞠形の半ばより二つに割れ、内に廻轉自在の鐵製の灰盤は平を保ち顛覆することなく、近世まで行はれたる龕燈即ち忍び提燈の燭立の縦横に廻旋する如き構造なり、袈裟衣服の類に薰香を焚籠るの用に供し臥褥爐又は被中爐の名あり。

一人勝

一口

方一尺二分五厘 殘闕雜張

人勝は元斑蘭箱に納めありしが今は硝子板を以て押へ木製枠の額面に作りあり。圖の周圍は蔓草文を切抜きたる金薄を以て輪廓を作り黄緑二色の羅を重ね花葉形を裏面より貼しあり童子の形梧桐の如き葉の樹木は彩色ある縞を剪り伏せ押繪細工の古雅なる手法を見るべし。圖の上部右側に方形の裂地を雜へ張り、豎横の罫線を劃したる中に左の四字句二韻を四行に並べ細楷文字を押伏せあり。

令節佳辰、福慶維新、變和萬歲、壽保千春。

第三句頭字變和の字は恐くは變和の誤りならむ。齊衡三年雜財物實錄に「人勝二枚、一枚金薄字十六、一枚押採繪女形、天平寶字元年潤八月廿四日獻物」とあり。金薄字は黝黒に見え今は二枚の殘缺を寄合せて雜張と云へり。本來花勝、人勝二種ありて本品は人勝に屬するものなり。

一藥種

藥類六十種中に桂心、甘草、人參、無食子等廿三種を存す。藥種は其の容器たる壺袋の類と共に存するあり又は藥種のみを存し又は壺袋のみを存す。藥帳中に「蔗糖二

附錄獻物の條寫參看

斤十二兩三分并境」の字見え、延曆六年藤原涼目錄蔗糖の條に「蔗糖并境消盡空境」と注しある如く、蔗糖は夙に藥種中に在りて延曆頃には消盡せしこと知るべし。龍齒、龍骨など稱し、鑲石に似たるものは或は巨象まむもすの齒なるか。藥種中に雄黃、薰陸、白石英の如き獻物帳中に記載なきものあり、是等を仔細に點檢すれば本草家又は人類學者の研鑽に資するものなしとせず。

一藥合子

素地椀材檜材又は黒漆合子は挽物轆轤製の巧を見るべく、獨り木製合子のみならず金屬製品の如きも本邦上古藝術の熾に轆轤を行使したること知るべし。彼の天平寶字八年孝謙天皇が南都七大寺へ分納し給ひし檜製百萬塔今は法隆寺も亦轆轤製なり。

一 錫藥壺 全高二寸二分 口徑二寸五分

一 陶藥壺 全高五寸八分 口徑三寸九分

錫藥壺は鑄物製を轆轤に掛けたるなり。陶藥壺は大小數種を交へ形狀を異にし陶質は青鼠色を帯び釉藥を施さず、俗に行基焼と稱する發掘品に往々此の種のも

のあれども本品は土中のものに在らざるは言を俟たず、藥種芒硝、戎鹽の容器鈕附蓋裏に「弘仁二年九月十八日定八斤七兩」と墨書のものあり。

一 藥袋

布地藥袋の中に「常陸國鹿島郡高家郷戸主占部手子戸占部鳥麻呂調、曝布一端、天平勝寶四年十月」と墨書し國印を押したるものあり。丁香袋布地青木香袋、白羅等戎鹽の名は獻物帳に見えず弘仁又は齊衡年間定量の墨書あり。

一 漆皮箱

一合

一 赤漆杉材中櫃

一合

漆皮箱は題箋に記して鍊金を納むとあり、赤漆塗り辛櫃形は周縁黒漆を以て輪廓を作り、櫃の蓋は新補に係れり。

一 繡線鞋

四兩

麻布を重ねて心と爲し錦を張り眞珠を裝飾し之れに刺繡を加へたる女性用の沓にして、或は云ふ光明皇后の御料ならむと、獻物帳記載八兩中に就き四兩を存し惜むらくは毀損多く装様は古色に蔽はれ詳悉し得べからず、建久目錄に仙人履慶

第十三章
雜載調
唐の條
看參

長目錄に唐の沓、元祿天保の目錄に御沓とあるは此の繡線鞋を云ひ各々時代に從ひ名稱を異にせり。

一 白石鎮子

八枚

平面各長一尺一寸 廣七寸 厚一寸五分

雕飾面長九寸 廣六寸

一、蒼龍朱雀 二、白虎玄武 三、子丑 四、寅卯

五、辰巳 六、午未 七、申酉 八、戌亥

白石鎮子は極めて重量を有し石色は灰色に近く其の質は大理石ならむ。四神、十ニ支を一面に二個つゝ組合せ圖様配置の巧妙に彫刻の高雅にして、殆ど塵滓の氣なく隋唐時代の碑頭の裝飾中に往々見る所のものに同じ。獻物帳に白石鎮子十六枚、獅子形八、牛形六、兔形二とあるは全然其の圖様及び箇數を異にし、且弘仁五年九月十七日出藏せられたるは雜物出入帳に徴して明かなれば爰に掲ぐる鎮子八枚は獻物帳のものにあらず、鎮子の名あれども殊に彫飾美は建築上の装様として或は腰瓦の如きものに嵌用せらるべき大理石彫飾版として見るべきか。

以下左方南側第六棚第七棚に亘り叙述する所あるべし。

一 鐵甲殘闕

獻物帳御甲一百領短甲十領挂甲九十領の多き一々装様を詳記しあれども今は一領の存するものなし。本品短甲割小札は鐵の腐蝕甚しき許多の斷片を剩し、小札は長約二寸四分一端は幅四分許他の一端は三分許の薄き小鐵片に過ぎず。小札は稀に二三片乃至七八片を連繫し兩端は二個の小孔ありて革緒を通し、又四個の小孔に平打白糸の附著しあるは御甲の條に往々散見する所の「白線紐貫」のそれに充當するものなるか、僅に割小札一部の綴り様を窺ふべし。獻物帳の御甲は他の武器と共に天平寶字八年九月十一日惠美押勝の亂に御出藏の後、還納ありしことの微據すべきものなく、本品は獻物帳所載のその斷片なるや否やを知らざるなり。

一 花甕

卅一床

最大形 二 大形 廿四 方四尺形 五

一 色甕

十四床

紅色 三 紫色 四 褐色 三 白色 四

獻物帳所載花甕六十床は今三十一床を存す。花甕は紺、茶、紅交りの色彩を以て草花文様を現し或は種々の花形を散布せる中央に唐兒形を印するものあり。長方形廿六枚は長七尺九寸乃至九尺二寸六分廣四尺乃至四尺七寸ありて方四尺形のもの五枚あり。歲月の久しき毎床多少蠹蝕あるを免れず。色甕十四床は獻物帳に見る所なく何の時代の納物なるや知るべからず。

一 白練綾大枕

一枚

長二尺三寸 幅一尺二寸 高九寸

一 御軾

二枚

紫地鳳形錦 長二尺六寸 幅八寸 高六寸五分

長斑錦 長二尺四寸 幅七寸 高五寸

長斑錦御軾は卅二足机に載す

白練綾大枕は御軾と形式を同うし共に長方形にして軾は御枕に比し稍低し。紫地鳳形錦御軾は鳳凰に繞らすに葡萄唐草を以てし古代錦織物の優麗見るべきなり。長斑錦は裂地の横幅に斜狀の段を劃し、各段中間の花鳥文様も亦斜狀の窠文を

配し各段配色を異にし、之れを長く展開し遠見すれば斑文の如く美觀を呈すべく長斑錦の名ある所以なるか。獻物帳及び延暦弘仁の曝涼目錄は御軾、建久には脇息、慶長元祿には御寄懸と云ひ時代に據り名稱を異にせり。蓋し軾は車前に在る横木を云ひ軾に憑り安息する意味より軾の字を充用せらるゝ所ならむ。

一 紫檀木畫挾軾

一枚

上板長三尺六寸八分 廣四寸六分 厚一寸強

床長一尺六分 全高一尺一寸一分 廣二寸一分

上板表面は稍甲高に作り黒柿材を用ひ中央紫檀を繼合せ兩縁は黄金線を貼し、兩端三味線胴の如く鈍角を爲し木理麗しき淡黄色の良材椴木御箱に似たりを用ひ紫檀と接合の處へ又黄金線を貼しあり。上板は綠色染象牙黃楊木等を薄く矧き二重の輪廓を作り種々の色彩を交へ微細なる木畫を嵌裝し上板の周縁及び床脚は金泥繪を以て瀟洒なる草花文様を描き一花一草も亦其の巧を見るべし。長き上板を支持する兩端の脚は一脚雙枝の並立せる間隔狭く相逼り中部は象牙を以て接合し、脚の臺座は重厚にして支持の力を強め頗る安定の觀あり。木畫の精巧と金銀繪の

優婉と相待ち氣格高遠に想と技と純熟せる天平盛時の傑作として推獎する所なり。挾軾は脇息乃ち肘懸にして近世のものに比し長きこと殆ど二倍半あり。面板は織物の上張りを爲さず別に褥を敷くは古制なるが如し。今存する白羅の褥は剝落多く布心は白綾を以て裏みあり。

一 全淺香

一材

長三尺四寸 本口直徑九寸五分

末口直徑九寸五分 圍三尺二寸五分

全淺香は一に大紅沈又は紅沈香と稱し他の黃熟香ワラジユウカウ即ち蘭奢待又は今は御物なる舊法隆寺の白旃檀沈水など共に古來名香に數へあり。淺香に金字牙牌の副ふり表仁王會、獻盧舍那佛、淺香一材、背天平勝寶五年歲次癸巳三月廿九日の文字あり。仁王會は國家鎮護の法會にして仁王般若經を講する大儀なり。本品は弘仁十三年三月廿日太政官の牒旨に據り同廿六日八斤四兩を截り所用ありしことは文書に徴して知るへし。其の寸尺に於て蘭奢待の大なるに及はずと雖も斤量の遙にそれの上に在るは蘭奢待の空洞あるに似ず木身の充實せるに依るか。將た木質を異に

する故なるか。勝寶五年仁王會の獻品が勝寶八歳の獻物帳に見え而も獻物帳中、行間に小形文字を以て「全淺香一材重大卅四斤寺權定三十斤五兩」と挿入しあるは追録に係るものと見るべきか。

第六章 北倉階上

北倉階上に移り北側第一棚より第二棚に亘り叙述する所あるべし。

附錄獻物帳寫多者

一天平勝寶八歲六月廿一日獻物帳 一卷

國家珍寶帳 標題云東大寺獻物帳

豎幅八寸五分 白麻紙拾八張 綠紙縹白檀軸

紙面 天皇御璽四百八拾九を鈐す

東大寺獻物帳は卷軸に裝潢し之れを稱して帳と云ふ、前後五回に施入し給ひ各卷御物の品目數量を詳記せられたる目錄なり。天平勝寶八歲六月廿一日の獻物帳二卷あり其の一、卷首光明皇太后御述作の願文を掲げ卷尾跋文を副へ給ひ當時大官の手署を列し最も莊重を極められたり。

一天平勝寶八歲六月廿一日獻物帳 一卷

種々藥帳 豎幅八寸六分 白麻紙三張 褐色紙縹白檀軸

紙面 天皇御璽四十三を鈐す

藥類六拾種を漆櫃廿一合に納め施入し給へるときの獻物帳なり。

一天平勝寶八歳七月廿六日獻物帳 一卷

屏風花氈帳 豎幅九寸 緑麻紙二張 桑木軸

紙面 天皇御璽十八を鈐す

歐陽詢真蹟屏風一具十二扇臨書王羲之書帖屏風一具十二扇花氈六十床繡線鞋
八兩紫糸結鞋一兩緋糸刺納鞋一兩銀薰爐一合銀平脱梳箱一合瑠璃箸兩雙青斑鎮
石拾挺を施入し之れに副へ給へる獻物帳なり。

一天平寶字二年六月一日獻物帳 一卷

大小王真蹟帳 豎幅九寸一分 碧麻紙二張 緑琉璃軸

紙面 天皇御璽十七を鈐す

聖武天皇の愛翫し給ひし大小王真蹟書卷施入に係る獻物帳なり。

一天平寶字二年十月一日獻物帳 一卷

藤原公真蹟屏風帳 豎幅九寸五分

白麻紙一張 褐色紙縹碧琉璃軸

紙面 天皇御璽十五を鈐す

光明皇太后が珍藏し給ひし尊考不比等公真蹟五色紙真草雜書屏風二疊施入に係る獻物帳なり。

以上獻物帳五卷の中、天平勝寶八歳に係るものは歳字を用ひあるは孝謙天皇が其の前年天平勝寶七年勅して年を歳に改められたればなり。是より先唐玄宗天寶三年八月聖武天皇天平十六年に丁る彼國が年を載と稱せしを以て遣唐使の歸朝し齋したるに依り此の新例を開き給ひしならむ。天平勝寶は九歳に改元し天平寶字の後は舊に復し年字を用ひられたり。

獻物帳各卷の中、王陽詢真蹟臨書王羲之書屏風大小王真蹟藤原公真蹟其の他散佚せるもの多しと雖とも、獻物帳は正倉院寶庫の淵源を繹ぬべく御物の存在と相待ち一段の光輝を放ち、洵に獻物帳の今に傳ふるは國家の墨寶として渴仰の念に堪へざるなり。本編の卷末に附録として獻物帳の寫を掲げ讀者に便したれば就て詳悉せらるべし。

一 沙金請文

一卷

沙金貳千壹拾陸兩

右造寺司所請如件

天平勝寶九歲正月十八日

巨萬朝臣福信

〔宣〕 孝謙天皇宸記に係る

以同月廿一日依數下

長官佐伯宿禰今毛人 判官紀朝臣池主

豎子巨萬葛朝臣福信 葛木連戸主

前記は御裁可を経たる造寺司所用の沙金請文なり。雙倉北雜物出用帳に據れば〔沙金貳千壹拾陸兩、右依御製奉塗大佛像料、下充造寺司、天平勝寶九歲正月廿一日〕と記載あり。東大寺要錄卷一に「天平勝寶三年建造大佛殿畢」とあり。續日本紀に「天平勝寶四年四月乙酉、廬舍那大佛像成、始開眼、是日行幸東大寺」とあり。又扶桑略記拔萃に「天平勝寶四年四月九日乙酉、東大寺塗金未畢間、設大會」とあり。以上の文書を綜合すれば開眼は四年に行はれたり。雖も、大像に金を塗り畢りしは勝寶九歲にして前記沙金請文が正しく大佛塗金用なりしことを知るべく、洵に的確なる史家の好資料の存するものなり。

料の存するものなり。

一 桂心請文

一卷

施藥院請物

桂心壹百斤 東大寺所收者

右件、藥爲用所盡、既無院裏、今欲買用、亦無賣人、仍如件

天平寶字三年三月十九日

葛木戸主

〔宣〕 淳仁天皇宸記に係る

前記は御裁可を経たる施藥院所用の桂心請文なり。天平勝寶八歲十月三日人參五拾斤出藏ありしことは載せて出用帳に在り。施藥院の請願を以て藥物の出藏は管に一再のみならざるは是等の文書に徴し明けし。桂心請文は行文簡明に結末、仍如件とあるは今に至り證文の末尾に見る所の用語にして夙に天平の慣用文例なることを想はしむ。

一 驟涼使解 標題云珍財帳

用紙拾六張

延曆六年六月廿六日

第六章 北倉階上

一 驟涼使解 標題云驟涼目錄 同 拾五張

延曆十二年六月十一日

一 勘物官錄 同 拾張

弘仁二年九月廿五日

一 雜財物實錄 同 八張

齊衡三年六月廿五日

一 雜物出入繼文 題云雙倉北繼文 同 拾貳張

一 禮冠禮服目錄斷簡

驟涼使解勘物官錄は卷尾に驟涼使以下有司僧綱律師三綱上座の署名を以て例と爲し、各々三通を製し一は内裡に進め一は寶庫に納め一は三綱所に留置くとは當時の制規なるが如し。雜物出入繼文は天平寶字寶龜天應延暦を経て弘仁五年に至る正倉院の藥物器財の出入に係る文書十二張を繼々に成卷したるものなり。禮冠禮服目錄は文字剝蝕多く殆ど通讀し難きは惜むべし、或は齊衡年間文書の一ならむと云へり。

一 赤漆文櫛木厨子

一口

全高三尺三寸三分 廣二尺二寸九分 深一尺二寸五分

古様作 金銅鉸具 釘頭以銀覆之 帖木關扉、著金銅鐳子

右件厨子は飛鳥淨原宮御宇天皇文武傳賜藤原宮御宇太上天皇持統

天皇傳賜藤原宮御宇太行天皇文武天皇崩末證故云天皇傳賜平城宮御宇

中太上天皇元正天皇七月七日傳賜平城宮御宇太上天皇聖武天皇傳

賜今上孝謙今上謹獻盧舍那佛

赤漆は素地に朱を糝り其の上に漆を施し木目は露はに見え、黒みを帯びたる正しき朱色にあらず蘇芳染色と云ふに類せり。文櫛木は文は阿夜と訓し木理に佳文ある玉もくにして、櫛はけやき普通に槻の字を用ひ綾槻あやつきと讀み櫛は和字ならむ。厨子は豎櫃にて床脚の底に繋ぎ棧を入れ中間を透し蓮華式の刳方あるは正倉院御物中の筥又は几類の脚に多く見え俗に天平式と稱せり。扉は雙扇の兩開きにて打鉸の頭に銀を覆ひ金銅の鉸具かこ及び鎖鑰を著し、獻物帳に古様作と明記しあれば天平以前に溯り最も古き御物にして意匠簡率に高雅の品致を窺ふべ

し、厨子は御座右に在りて書卷文房具類を納め給ひし御調度品の一なりと拜察する所なり。雑集杜家立成樂毅論等は白黒葛箱ツツ箱に納め其の他數點の御物と共に、歴朝の御由緒ある厨子中の納物の一半として今日に存するなり。他の一半なる元正天皇宸筆孝經光明皇后御書頭陀寺碑文は天應元年八月十二日出藏ありて内裡に進め、聖武天皇の藤原皇后光明を禮聘し給ひしときの御信幣物采納又は俗には天平寶字三年十二月廿六日出藏せられ、根本王右軍書廿卷は弘仁十一年十月三日出藏せられたる後終に傳はらざりしは遺憾の極みなり。本品御厨子は毀損甚しかりしが明治廿五年九月御整理係に於て金銅鉸具タビに至るまで舊物を蒐集し足らざるものを補ひ、幾多の修理を加へ全形を構成せられ再び寶庫に帝室六世御傳襲の御物を傳ふるに至れり。

以下西側第三棚に移り第四棚第五棚に亘り叙述する所あるべし。

一 雑集

一 卷

豎幅九寸一分 白麻紙四十七張 紫檀軸 紫羅縹 綺帶
平城御宇後太上天皇聖武宸翰卷尾 天平三年九月八日寫了と

記し給へり。

紫羅は紹又は紗に類せる薄絹を云ひ、縹は卷物の表飾りを云ひ、綺は加牟波多カヌハタと訓し本邦固有の織物なり。今は紫羅の代りに紫紙を用ひ綺帶の存するものなし。

一 杜家立成

一 卷

豎幅八寸九分 白麻紙拾九張 紫檀軸

卷首杜家立成雜書要略と題し、雪寒喚知故飲書を始め小品文を雜載しあり。卷尾及び縫背に押印ありて文に「積善藤家」の四字あり、光明皇后の御書なりと云へども、或は皇后の愛翫し給ひし書卷にして唐人の筆蹟に非るなきか。

一 樂毅論

一 卷

豎幅八寸三分 白麻紙三張 瑪瑙軸 紫紙縹 綺帶

紙面に細き界線あり、軸の瑪瑙は紫色の斑文あり。

卷の標題に紫微中臺御書とあり、天平寶元年皇后職を魏人夏侯泰初の選む所の樂毅論を書し給ひ卷尾 天平十六年十月三日藤三娘と御署名あるは、皇后が藤原不比等公の第三女に在らせ給ふ故ならむ。法書要録に王羲之眞蹟樂毅論は正書古

獻物帳に六口とある内、二口を存するなり。白組係は「くみのかけ」と訓し白糸を以て組みたる懸緒なり。係は繫と通じ易の繫と云ふは文王周公の辭につなぎつゞくなり。係の字義知るべし。鞘口の邊に著け刀子を佩用する細緒なり。

一 十合鞘御刀子 一 合

黒柿把刀子 六 内金銅口五 銀口一

黒柿把錯 一 金漆銅口 紫檀把錯 一 金銅口

黒柿把鏡 一 金漆銅口 紫檀把鏡 一 金銅口

一 三合鞘御刀子 一 合

斑犀把 一 紫檀把 一 沈香把 一 並金銅口鏡二刃 一本赤紫組係

一 小三合水角鞘御刀子 一 合

白犀把 二 烏犀把 一 並金銅口 赤紫組係

刀子は「こがたな」なり。把と鞘とより成り中には一尺許のものなきに非れども大抵五六寸稀に全長三寸許の小形ありて多くは二合一雙の制なり。鏤及本とは恰も刀劔なれば鏤際ツギに當る所に象嵌したるを云ふ。刀子の鞘は柄よりも廣く再言せば

鞘に柄を挿入する造りにて彼の「アイヌ」人の携ふる小刀「まさり」と稱するものに酷似せり。鏤錯などを交へ俗に懐中小道具の如く、鞘に紐附を作り之れに紐を通じ腰帶に繋ぎ佩用するなり。製作は精巧に裝飾美を極め意匠も亦種々の變化に富めり。以上の御刀子は獻物帳に符合したるものなり。

一 大魚骨笏 一 枚

長一尺二寸一分 本廣上端一尺九分

一 牙笏 一 枚

長一尺三寸二分 本廣一寸九分

前者大魚骨は鯨骨を云ひ後者は象牙を以て作りたるを云ふ。象牙は獸牙の中に最も勝れたるものなれば單に牙の一字を用ひあり。

一 通天牙笏 一 枚

長一尺一寸八分 上端鈍角廣一寸六分

希に靚る良質の象牙にして白き筋の通り練糸を引ける如く細き理ありて其美麗なる光澤に驚かすむばあらず。白氏詩に「通天白犀帶」の句あり。延喜式に「駭雞犀有

一白理如線、又其角有光通天、雞見之驚歎、故一名通天犀、又帶の條に「凡鳥犀帶聽六位以上著用、但有通天文者不在聽限」とあり。本品は象牙にして犀角にあらず、又帶と笏との別あれども、彼の犀角帶の美を最も麗はしき牙笏に轉用して牙の極美を稱揚し、通天牙の佳名を冠せられたるならむ。

一紅牙撥鏤尺

二枚

其一長九寸九分七厘 其二長九寸八分二厘

一綠牙撥鏤尺

二枚

其一長一尺四厘 其二長一尺四厘五毛

紅色又は綠色の染象牙に撥鏤の彫鏤あり、草花と鳥獸との文様を以て寸界を劃し、分度の目盛なければ實用の尺にあらざるべし。品類を尺度に借り書を壓へ又は紙上の鎮子と爲し、類書纂要に云ふ界尺、壓尺など稱するものは是なり。彼の法隆寺傳來の鏤牙尺は紅牙撥鏤尺を云ひ、又は推古朝のものと思はる、陸奥國惠日寺傳來の瑠璃尺は象牙を紺青に彩りあれば綠牙撥鏤尺を謂ふなるべし。

一白牙尺

二枚

其一長九寸七分六厘 其二長九寸七分七厘

著色せざる素地象牙尺にして紅、綠牙に對し白牙と稱し寸分の目盛ある實用の尺度に作りあり。

一犀角盃

二口

其一豎徑三寸四分 横徑二寸七分 高一寸三分

其二豎徑五寸一分 横徑二寸八分 高一寸六分

大は橢圓形に小は五稜形にして共に黃褐色の犀角を深形に鑿りたる盃なり。獻物帳記載の犀角盃一は白犀、一は烏犀とあるものは雙倉繼文に徴し、弘仁五年出藏せられたり、爰に掲ぐるは兩個黑白の差なく同質の犀角盃なれば獻物帳のそれと別物なるが如し。

一雙六頭

六隻

頭とは骰を云ひ象牙を以て作り二隻を一具と稱す。成品のものは黒漆を以て數目を點じ、六隻の内三隻は未製品に屬す大一隻方五分五厘あり。

一雜玉雙六子

八拾五枚

水精 十二 琥碧 十二 黄琉璃 十五

藍色琉璃 一 淺綠琉璃 十五 綠琉璃 十五

白碁子 十四 黑碁子 一

雜玉雙六子一百六十九枚中今は八十五枚を存す。雙六子とは馬子ウマコ又は行馬ウツマと稱せり。雙六子中碁子を併録しあるは當時兩個共通の用なりしか。

一 黒漆小皮箱 一 合

長七寸二分 廣四寸三分 高二寸

長方形の薄平たき黒漆塗皮箱は雜玉雙六子に附屬する容器なり。

一 百索縷 畫軸 長一尺一寸 一枚

獻物帳及び延曆十二年曝涼使解弘仁二年勸物官錄に百索縷一軸とあり。木製筒形胴は太く張り兩端急に細き轆轤製の畫軸にて文様の色彩を認むべく、今は軸のみを存し彩縷の纏へるものなし。一説には之れに五彩の糸を纏ひ門戸に掲げ百福百壽を索むる厭勝ウツタの具なりと云ふ。風俗通に五月五日造百索、百索一名長命縷とあり。軸の中央横狀に接合せる一線あれば或は此の線の所より分割すべきや其の内

容を窺ふを得ず。

一尺八

四管

白玉 長一尺一寸五分

竹 長一尺二寸六分

竹 長一尺二寸七分 樺纏

竹 長一尺四寸五分 彫刻

第十三章 雜成樺纏の條參看

樺纏は尺八の孔の間を櫻皮を以て纏きあり。櫻皮は其の質物に纏ふに能く密著し樺纏製の名あり。彫刻尺八は孔の周圍へ花文を刻し管の全面に婦女琵琶を彈する圖又は二婦人の一は佇立し他は腰を屈め草花を摘むなどの文様は竹の表皮を彫殘して現し能く細管に複雑せる圖様を收容しあり。尺八の名は一尺八寸の上下二字を略したる稱にして、唐の尺八は小尺、一尺八寸は今の一尺四寸五分に當ると云ふ。説あり。宸翰雜集以下尺八に至る數品は赤漆文楓木御厨子中の納物なりと云ふ。

一 金銀鈿裝唐大刀

一口

插图第六

及長二尺六寸四分 鋒兩刃 鮫皮把作山形 葛形裁文

鞘末金鏤 白皮懸 黒紫羅帶 緋地高麗錦袋 淺緑綾裏

本品大刀一口は御杖刀二口と共に獻物帳記載のそれに符合する故を以て他の現存する多くの大刀より區別し北倉に收藏せらるゝなり。曩に明治十八年刀身を磨礪淨拭し装様珠玉の剝落するものは修理を加へられたり。鋒は兩刃に把は鮫皮にして山形とあるは、鞘に著けて帶執オビトリを維持する所を云ふなり。葛形裁文は「加豆良賀多」と訓し絡み草を剪裁し即ち透彫の寶相華文様の上に更に緻密なる毛彫を施し、蔓草文の間に紺淺青色玉及び水精を嵌装し、或は水精を覆へる下に伏せたる朱の色彩を透し見るべく妍麗の致を極めあり。白皮懸は柄頭の片側に小鏤ありて白皮の緒を通し手に貫き掛る用にして、奈良時代に懸と稱し後に手貫緒テヅクと云ふ是なり。懸は刀子に係とあると其の稱相同じきも使用は全然異なり、故に刀子に係と云ひ大小刀に係の字を用ひあり。紫皮帶執は劔を佩く帯に連ぬるものなり。黒紫綾帶は後世の平緒にして劔の帶執に貫きて佩ぶるものなり。鞘は末金鏤オキカシを以て雲形と獸形とを現し、此圖様は隋唐の華文に効ふものゝ如く寶庫の古鏡背面に往々見る

第十二章 末金鏤の條參看

所のものに酷似し末金鏤は製作の名稱なり。本品唐大刀とあるは唐の全盛期の意匠を捉へたる天平の技巧を發揮せる作品と見るべく上古の氣分の横溢するものあり。

已に階上第一棚より第五棚に亘り叙述を終り、南側第六棚第七棚の全部に在る鑑鏡は階上三方の上置棚なる伎樂面のそれと共に叙述の便宜に従ひ爰に之を省き、他の南倉階上に分納しある鑑鏡及び伎樂面の條に於て併記する所あるべし。北倉階上に在りては棚架以外の別箱に納めある御袈裟并に御床二張に就き叙述し以て本章を終るべし。

一 御袈裟

九 領

七條刺納樹皮色御袈裟 六 領

碧綾裏皂絹線 二 領 紺絹裏皂絹線 二 領

紺綾裏皂綾線 一 領 紺繩裏皂綾線 一 領

九條刺納樹皮色袈裟 一 領 碧綾裏皂絹線

七條褐色紬袈裟 一 領 金剛智三藏袈裟

第十三章 雜裁袈裟の條參看

七條織成樹皮色袈裟 一領 紺綾裏皂綾縁

刺納は俗に刺繡と云ふに同じ。樹皮色は木蘭色エゾ壞色ニジなど稱し、黄キ椽色ル乃ち黄黒き色なり。壞色は敗壞色にて今の泥染と云ふに似て、廢物の用に任へず委棄して顧みざる物の義より取るなり。樹皮色御袈裟は彼の遠山形と稱し雲形に似通ひたる箇の裂地を綴合せ、濃淡交互の文様を出せるは十誦律の所謂糞掃衣フンソウイの名より胚胎する所ならむ。九條袈裟以下三領は碧色綾の幞フクロ袷ア波ハ世セ乃ノ岐キ奴ヌ阿アありて黒漆革箱に分納し、緑薦纈繩の袋を具ふ。就中七條織成樹皮色袈裟は長八尺一寸廣四尺六寸あり、織成とは織色を云ひ織て染めたるにあらず、換言せば雜色の綴織なり。七條とは紺綾の裂地を幅細く裁し一定の間隔を置き六行を縫附け行間は數へて七條を爲し、細幅各行の上を飾るトク縷ル糸シあるは後の修補ならむ。紬ツムギは粗繭を引抽きたる糸を以て織りたるを云へども本品紬袈裟地は其の實物は浮織ある羅ワ字ジ類ルに似通ひたる薄き織物にして今の所謂紬地と全然其の製を異にせり。金剛智三藏は唐の稱にして南天竺の沙門、廣頼耶國の人、梵語に拔日羅菩提と云ひ唐開元二十年に寂す、真言密教七祖中の第三祖にして唐の盛時に當り熾に法幢を掲揚したりと云ふ。

一御床

二張

並塗胡粉 緋地錦端疊 褐色錦褥一張
廣長亘兩床 緑地絛袷一條

獻物帳所載の御床は大形四脚床にして二張を並べ方形六尺を爲すべし。角縁ツノ格子コ棧シの用材太く鐵釘を打ち其製堅牢に頗る重厚素朴の風を窺ふべく、胡粉塗は剝落し殆ど素地を露はせり。當時緋地錦の縁ある疊を載せ褐色錦の褥を敷き御座に充て給ひし御床なり。錦褥一張と綠色絛袷一條は別に赤漆杉材小形櫃中に納め、櫃は鐵製のコ小形鎖鑰シを卸し古様の作にして多少の修理を加へあり。

第七章 中倉階下

中倉階下正面中棚表側より始め棚架の背後に及び敘述する所あるべし。

一金文字金光最勝王經帙

一枚

長一尺七寸 幅九寸七分

天下諸國、每塔安置金字金光最勝王經、

依天平十四年、歲在壬午春二月四日勅、

經帙は竹を緯とし織成し二個の草花圓形を浮織にしたる雙圈を周匝して前記の織文各々十六字を凸狀に織出し、縁は茶地錦に緋綾の裏を著しあり。斯る精巧にして優秀なる最古の經帙を存するは驚歎に値するものあり。天下の國分寺に納め給ひし紺紙金泥金光最勝王經は盡く亡失して其經帙の今に存するものも亦之れを措て他に求むべからず。其の納經ありし天平十四年は恰も聖武天皇が金鐘寺三月堂を以て國家安穩を祈る道場と爲し最勝王經を誦讀せしめ給ひし大會^{天平十}のその前年に丁るなり。

一竹帙

五枚

長一尺六寸二分 幅一尺一分

錦縁黃施裏 一枚 縁及裏剝落 四枚

第九章經
綉錦の條
參看

竹帙は青黃皂色の練色を以て經綉に編み、縁及び帶頭は廣九分の經綉錦なり。帙は所謂經衣にして經卷を開きては其の上に置き閉ちては收めて一帙と爲し、之れを紐にて結び一帙ごとに經銘を註したる箋を付し以て經卷の整理に便するなり。

一銅版詔書

一枚

豎一尺八寸 廣六寸八分

東大寺へ賜はりたる銅版勅願文にして其の一節に「代々國王を以て我が寺の檀越と爲し、若し我が寺興復せば天下興復せむ、若し我が寺衰弊せば天下衰弊せむ」と云々と宣給ひ、天平勝寶元年平城宮御宇太上天皇法名勝滿と署名し給へり。他の半面の其の一節は曩に天平十三年歲次辛巳春二月十四日の發願に依り、天下諸國に國分寺を建て其の寺に七重の塔を造り、金字金光最勝王經一部を塔中に安置し永く國家を護せむとの宗旨にして、又天平勝寶五年正月十五日莊嚴畢るに及び大嚴莊

時の願くは前日の志を悉く成就せむ」と宣給ひ其の末に「菩薩戒弟子沙彌勝滿」と署名し給へり。兩面書風を異にし彫鏤も亦別手に出で刀法鋭鈍の差あるが如く、天平勝寶五年云々の方書風彫法共に優秀なるを見る。銅色黝黒に光澤を帯び若し他所にあらしめば恐くは上古の金石文の一たるを信するものなかるべし。

一詩序

一合



色麻紙廿九張 紙經 朱軸

各一張 豎八寸七分 横一尺二寸三分

卷首 王勃於越州永興縣李明府送蕭三還齊州序

卷尾 春日送呂三儲學士序

全卷二十章中より首尾の二題を掲げたるなり。卷首の全文に就き全唐文又は唐初四傑集中の王子安集に對照すれば往々吻合せざるものあり。於越州永興縣李明府(宅)送蕭三還齊州序の右傍罫線を付したる於と縣との二字を除き、府字の下、括弧内、宅の一字を挿入しあり。王勃が李明府其の人の許に至り蕭三を送りたる時の送序なること知るべし。本文中多く則天文字を用ひ月を匣に地を壑に作りあるなど

頗る奇古にして用紙は淺黄桃色等の色紙を繼合せあり。何人の手書なるを知るべからずと雖も、卷尾慶雲四年七月廿六日とあれば、慶雲四年は和銅改元の年に丁り奈良遷都の初期に於ける希世の墨寶と云ふべし。

一沈香塗經筒

一合

豎一尺二寸三分 横二寸九分

八角長形木製經筒は前記詩序の容器に充てあり。蓋と盒とを豎狀二ツ割にして、外面周圍は全體に沉香末を塗布し丁字と无食子在り。无食子は北倉收蔵の藥種中にとを點綴して文様を爲し、内部は瀟洒なる粉地金銀泥繪の花文あり。裝飾の資料を藥類の實物より得來り以て蝨蝕の害を防ぐの意に出るものあるが如し。

一梵網經

一卷

豎六寸九分 白麻紙廿四張 紫紙經 水晶軸

筆者は辨じ難しと雖も楷法精美一畫紊れず、高古の氣品自ら紙表に溢れ古寫經の尤品なり。標の裏面見返しは金銀山水繪を施し優婉の裝演も亦希に見る所なり。

一檜金銀繪經筒

一合

豎八寸七分 徑二寸

梵網經の容器にして筒形上部の一端に薄き蓋を著したる檜素地製の經筒なり。草花蝶鳥金銀繪を描出し閑雅の趣致は天平の作品たるを想はしむ。

一筆

拾七管

管長七寸四分 圍二寸二分 幅長三寸三分

牙頭黃金裝 管梅羅竹

管長九寸一分 筆帽梅羅竹

同 九寸 牙頭沈香 管斑竹樺纏

同 九寸三分 牙頭銀裝 管斑竹

同 九寸五分 牙頭 同

同 八寸七分 紫檀頭 同

同 八寸一分 牙頭銀裝 同

同 八寸三分 牙頭 帽樺纏縁用皮 管豹斑竹

同 九寸七分 帽頭用黃楊木 管斑竹

同 八寸四分 帽頭篠竹樺纏 同

以上白葛箱漆皮箱に分納す

前記は十七管中の主なるものを掲げたるなり。就中梅羅竹の斑文絢爛なる自然美は卓然出色の觀あり。筆管は黃金線を纏き象牙を以て轆轤製の緻密なる技工を施し、毛髪も及かざる微細の牙線を以て作りたる遊鑲を著しありて一管の筆も亦輕々看過すべからざるなり。筆帽は疎なる籠目を作り恰も傘を開きたる形狀を爲せるは奇と云ふべし。筆鋒は雀頭又は菁形椎實形に同じ、心は毛を固著したる紙を幾重にも巻上げ今云ふ水筆と其の製を異にし俗に心ある筆なり。毫鋒の墨に浸せる部は短き筆頭の少部分に止り當時の書體を窺ふに足らむ。

一墨

拾四挺

長九寸五分 幅一寸六分

表華烟飛龍鳳、皇極貞家墨、開元四年丙辰の銘あり。

長八寸四分、新羅武家上墨の銘あり。

長八寸五分、新羅楊家上墨の銘あり。

第七章 中倉階下

拾四挺中、爰に三挺を掲げたるなり。大小七挺を假斑竹箱に大小六挺と白墨一挺とを赤漆葛箱に納め并に大形墨一挺を薄板の上に載せ絲をもつて押へあり。天平年間の文書に筆一管墨一挺とあるは常なれども十八年六月廿四日寫經所より筆墨を請ふ解文に筆十二筒墨六船云々とあり、墨形の兩端細く尖り船に似たるを以て墨を數へて何船と云へるならむ。彼の長崎地方に多く産する鱈の腹子を乾製せしものを「からすみ」と稱し入口に膾炙し來れるは形狀の「唐墨」に肖似したるより其の名ある所ならむ。

一 赤漆葛箱

一合

一 假斑竹箱

一合

前者葛箱は赤漆を搦り後者は假斑竹を張り縁及び床脚は黒柿を以て作り共に墨の容器なり。假斑竹は竹に斑文を著し天然斑竹に擬して製作したるを云ひ、彼の瑠瑁に擬して假竹瑠瑁あると同じく是等の作品は當時専ら行はれたる一種の意匠として見るべきか。

一 紅牙撥鏤尺

四枚

- 一 長九寸七分七厘 横徑七分五厘 厚二分四厘
- 二 長九寸七分五厘 同 七分二厘 同二分二厘
- 三 長一尺一分五厘 同 一寸 同二分五厘
- 四 長九寸九分六厘 同 九分三厘 同二分九厘

撥鏤製尺四枚は紅色に染めたる象牙に緻密なる彫刻を施し之れに黄緑二彩を添加したるものなり。其の一は十寸に分ち白地草花と紅地鴛鴦と相互一つ隔に並べて毎寸を示し、他の一面は寸界なく伽陵頻伽、蓮花、山、鳥、雲の圖なり。其の二は草花を交互に配し五寸を示し、一半は童子の圖にして、他の一面も亦草花を配し五寸を示し、一半は蓮花、鶴、伽陵頻伽なり。其の三は白地草花と紅地鴛鴦とを一つ置に五寸を示し、一半は山水、樓閣、樓門、竹、牡丹、鴨、鴛鴦等にして、他の一面は鳥獸草花を以て十寸に分ちあり。此の尺は一端に徑八厘許の小孔一箇を穿ちあるは紐を通する用なるか。其の四は小鳥、狗兒、草花等を一つ隔に配して十寸を劃し、他の一面は山水、虎、狐、小鳥等なり。以上の如く撥鏤製の技巧を極めたる裝飾美に驚かずむばあらず。

一 木尺

一尺五寸の尺度なり

一枚

長一尺四寸六分八厘

一斑犀尺

一枚

長九寸七分二厘

一未造了牙尺

一枚

木尺斑犀尺共に實用の尺度にして寸分の目盛あり。斑犀尺は黒斑ある犀角を以て製し、界線を刻し朱を點し更に線内へ金薄を押しあり。未造了尺とあるは字の如く製作の未完成のものを云ふ。

一色麻紙

拾九卷

一枚長一尺五寸五分

一繪紙

二卷

一 卅九張 二 卅七張

一吹繪紙

一卷 卅張

諸色の麻紙は當時使用せられし文書料紙の一部又は寫經の料なること知るべく皇太后御書杜家立成并に詩序の料紙と全く同種の品質にして天平年代の遺品

たる麻紙が今に蝨蝕の害なく保存せらるゝは珍とする所なり。色麻紙拾九卷は各一百張内外を一巻と爲し、吹繪紙は全面に大形草花文様を白抜きに現しあり。以下棚架の背後に移り叙述すべし。

一未造了沉香木畫筆管

一管

沉香木畫筆管は製作の完了せざるものなり、題して「沉香一尺八寸四分」と云ふ。

一天平寶物筆

一管

長二尺一寸三分 管長一尺八寸八分

圓四寸五分 筆鋒二寸五分

筆鋒太くして短く今は其の毛脱落し下地の巻上げ紙のみ露はれ管は假斑竹なり。初め天平勝寶四年四月九日大佛開眼に波羅門僧正菩提勅命を以て開眼導師として大像の眼睛を點する舉式に用ひられし筆なり。治承四年兵燹の後大佛再修竣工の時、鼠眼に後白河法皇之れを用ひ給ひ筆管に「文治元年八月廿八日開眼法皇用之天平寶物」と銘記し給へり。大正四年大佛殿葺工成り開眼供養に此の寶物筆を舉式の莊嚴に加へ給ひしことは今も記憶に新なる所なり。

第四章 天正四年の條參看

一天平寶物墨

長一尺七寸 徑中央二寸一分

一管

開眼の用墨にして兩端尖り船形を爲し三片に破れたるを接合しあり。題箋の殘缺に墨書あり開眼法皇用之天平寶物」の十字を認むべし。

一青斑石硯

一枚

硯 硯四寸九分

上邊幅三寸二分

下邊幅四寸三分

床 硯七寸五分

横八寸五分

高六分五厘

蓋表 硯八寸四分

横九寸七分

全高三寸五分

青斑石硯とは概稱にして其の實六角形青斑石の中央に風字形の磁硯を嵌込みあり。溜池の窪める境目に一片の尖眉状を横たへ、他の東大寺傳來良辨僧正舊藏の風字硯も亦之れに肖似する所あり。青斑石を容るゝ紫檀製の低き床脚を具し、蓋及び床の周圍は象牙の面を取り其の嵌裝しある微細なる木畫は精巧なる技倆を賞讃し措かざる所なり。

一青斑石甕形合子

一合

長五寸一分 横徑三寸三分

合子ガラスの全體を甕形に彫刻し盒は八稜形にして其の腹中に挿入し、甲を以て蓋と爲し眼に玻璃を嵌し、頭及び手足は寫實の工を現し姿態生動の趣あり。石質は蒼古にして光澤を帶び當時石材調琢術の自在なりしことの一斑を想見すべし。

一金字牙牌

一枚

長九寸一分 幅一寸一分二厘 厚三分九厘

表「平城宮御宇中太上天皇恒持心經」

背「天平勝寶五年歲次癸巳三月廿九日」

元正天皇崩御の後、天皇の持給ひし般若心經を廬舍那佛へ獻物ありしとき副へられたる金字牙牌なり。一片の牙籤と雖も金字は金泥に漆を和し記したる一種の色漆にして、當時漆工進歩の一斑を徵すべき好資料と云はざるべからず。香水全淺香に副へる金字牙牌と年號干支月日共に符合すれば蓋し本品は仁王會獻物中の一ならむ。

古文書の巻軸の頭に將基の駒形コマガタに作り其の頭に年紀と文書の題名を記し早見
検索の便に供し巻物の軸と籤とを兼用し一に稱して往來と云ひ今は往來と云へ
ば巻軸文書を意味するに至れり。

一 華嚴經論帙 一枚

紙標題云 華嚴經論第一帙

一 小乘雜經帙 一枚

題云 小乘雜經第十帙 錦緣緋繩裏、著牙牌

一 大乘雜經帙 二枚

附牌云 大乘雜經第十一帙 背云 阿差末經第十一卷

同 大乘雜經第十三帙 同 寶女所問經第九卷

一 斑蘭帙 二枚

一枚 緣及裏剝落 一枚 破損

一 木造著軸 貳百貳拾枚

深淺黃瑠璃 百四枚 茶瑠璃 五枚

瑠璃 六拾枚 綠瑠璃 拾九枚

木 二拾枚 彩繪 八枚

漆 四枚

前記は經帙并に木造軸木の兩端に諸彩の瑠璃を裝へる巻軸なり。

一 經帙牌 拾二枚内一枚

表 大乘雜經第十四帙

背 信力入印法門經第九卷

一 獻物牌 五枚

橘夫人 豎二寸二分 藤原朝臣百能 豎二寸七分

尼信勝 豎一寸九分 尼善光 豎二寸二分

藤原朝臣袁比良賣 豎一寸九分

文云 藤原朝臣袁比良賣、獻舍那佛

獻物牌は獻者の姓名を黒書せる木製附牌にして物頗る微なりと雖も、又見逃す
べからざるものなり。橘夫人は内命婦犬養三千代なり、藤原不比等に嫁し所生の女

は光明皇后に册立し給へり、藤原百能は豊成の室にして二位尙侍の貴きを極めたる婦人なり。尼信勝、尼善光は東大寺要録に據れば、天平勝寶元年四月八日始造、脇侍二菩薩像、東觀音、尼信勝、西虚空藏、尼善光造とあり。袁比良賣も亦女性の名ならむ。是等附牌の存するものは當年佛殿獻物の盛を想像するに餘りあり。

上來前棚表背に亘り記述し終り、以下別に棚外の几上に於ける硝子蓋の大箱に收容しあるもの、中に就き二三を摘載すべし。

- 一 犀角魚形 金繪鮮 一枚
 - 一 撥鏤飛鳥形 三枚
 - 一 犀角魚形 一枚 紫牙 二枚
 - 一 彩繪水鳥形 二枚
 - 一 魚形 六枚
 - 一 黄瑠璃 一枚長三寸 碧瑠璃 一枚長三寸
 - 一 綠瑠璃 三枚 水精 一枚
- 是等の魚形は當時身邊の一部の裝飾具に用ひ、唐時代に刻玉の佩魚を用ひたる

と同じ用なるが如し。

- 一 水精玉 二十九枚
 - 一 水精合子 一枚
- 水精玉は大小に依り五枚乃至八枚を一連に繋ぎあり。八角長形の共蓋合子は糸を疎らに網目に編みたる袋に納めあり。又是一種の裝飾佩具なるべし。

- 一曲玉 拾一連
- 一 水精玉 六連
- 一 白色小 百枚 白色中 九拾六枚
- 一 白色大 四拾三枚 黑色大中小 貳拾一枚
- 一 白色六角形 拾七枚 白色大 九拾一枚
- 一 瑠璃玉
- 一 雜色 拾二連 深黄 四拾三連
- 一 黄 六拾八連 綠 六拾二連
- 一 碧 貳拾五連 黑 四拾連

第十二章 玉類の條

前記曲玉水精玉瑠璃玉は櫃中の收藏品の一部にして殊に各色瑠璃玉は數十枚より概して二百枚乃至三百枚を一連と爲し、總數に於て數萬枚の多きを計上すべく、其の他櫃中に瑠璃玉原料又は金剛砂の存するものあれば當時瑠璃玉製造の盛を想見するに堪へたり。

一 雜色組縁飾 殘缺

繫珠玉丁香彫木龜子

藥種丁字を連繫したる兩間に細小の眞珠數顆を挟み又は指頭大の巾着形香袋數個を連ね又は小なる龜燕其の他水鳥などの平面薄作の木彫形を繫ぎ、小鳥に實物の翡翠の羽を切り貼しあるは珍とすべし、縁飾は殘缺にして装樣の一部を存するに過ぎずと雖も、刻彫の微に入り細を穿ちたるは手腕の巧を見逃すべからず。

一 間縫刺繡羅帶 殘缺

一 琥碧魚形

間縫とは間隔を置き柳條を縫出したるを云ひ、約二寸幅の狹き羅帶は花鳥を刺繡し金銀繪を施しあり、琥碧魚形は細き銀鎖ギンクサリを以て雜色の紐に連結し刺繡羅帶に

繫著せしものなるが如し、今羅帶は多く壞損せるも其の形跡を窺知すべし。

一 象牙櫛 豎八分 横三寸四分

一 一枚

象牙櫛は齒細密にして山形低き薄手の作なり、櫛は古事紀に見え又は諸國より發掘する埴輪人形に往々見る所あり。

一 墨斗

一 一口

墨汁の浸潤せる墨池を具へ絲を纏附けある車を廻し、墨池を潜り出づる絲を板面に彈けば界線を印し得べく所謂繩墨是なり、紫檀に銀繪ある寸餘の小形にして殆ど玩具の如くなれども、今も普通木工の日常用ふる墨斗スミツボの形式を天平御物中に見るは意表に出る處なしとせず。

一 黃熟香

一 一枚

長五尺一寸 本口徑一尺四寸 末口徑七寸

本口圍三尺九寸 中圍二尺七寸三分 末口圍一尺四寸

黃熟香は他の全淺香と共に古來名香の中に數へ、蘭奢待又は東大寺の名を以て世間に喧傳せり、蘭奢待の字畫中に東大寺の三字を包含し蘭は東に従ひ東の字と

挿圖第十

稍異れども大同小異にして、香は冠に大の字を又待は偏ひとへを除けば寺となる即ち東大寺の隠語なり。上部一端は太く胴邊は空虚に中部以下急に細く充實し、尾端盡る邊に至り分れて雙尖を爲し恰も大魚の口を張り横はる状あり。黄熟香蘭奢待の名は共に獻物帳に見えず又牌箋の副ふものなく其の來歴に係る一二附會の傳説あれども信するに足らず。或は云ふ本品重量三貫五百目あり、量重く水に沈むものを沉香とし半ば沈むものを淺香とし沈まざるものを黄熟香と稱すと。伽羅沉香の香木は蓋し熱帶國交趾方面の所産にして本邦に將來したるものならむ。寛正六年九月將軍足利義政請ひて寸餘の小片を拜領し、天正二年三月織田信長も亦方一寸許を截り拜領せり。明治十年先帝陛下奈良御駐紮に際し截取り御料に供し給ひし所三寸許あり。是等歴史的由來を有してより其名殊に芳ばしく、却て蘭奢待の別名を傳播し世人多くは黄熟香の本名を知らざるもの渺からず。

以下右方北側第一柵より第二柵に及び叙述する所あるべし。

一 紺琉璃盃

口徑二寸八分五厘 高三寸七分

一口

第四章 沿革
天正二年
條參看

外面周圍に凸狀數個の小球文様を浮出し低き臺座を著し、銀地鍍金彫鐫の裝飾を施し、製作の巧致と意匠の優越とは獨り酒盃の最たるのみならず琉璃器中一頭地を抜くものなり。純然たる今の歐風「コップ」の典型を上古の遺品に見るは奇ならずや。世界の美術に關する本品の存在は興味ある問題として何人も首肯する所なり。

一 白琉璃瓶

胴徑四寸六分 底徑二寸六分五厘 高九寸

一口

二 押圖第十



頭部に細く締りたる注口ツグキを有し胴より以下尻張の形狀を爲し、片側上部より胴邊へ豎に細き弓狀の把手を著し、淡褐色を帯びたる不透明質の白玻璃瓶なり。當時奈良朝文物の進歩に比較し夙に此の作品を出したるか唐朝を経て將來する所に係るかは姑く措き、其の形式意匠より見れば遠く希臘系統の影響を承けたる作品なるは言を俟たず。

一 白琉璃高坏

圓徑九寸六分 底徑三寸三分 高三寸三分

一口

近世の高坏タカツキの如き形牀にして底の高臺は低くして淡褐色を帯びたる不透明質の白玻璃なり。

三 挿圖第十

一 白琉璃碗

徑四寸 高二寸七分

一口

外面全體に龜甲形の凹凸文様あるは所謂切子文にして糸底の邊は少し凹みを作りあり前年河内國古市郡高屋なる安閑天皇御陵より出たる白色硝子器は徑四寸高二寸九分五厘外面丸形切子文ありて、形狀も亦白琉璃碗に酷似せりと云ふ。

一 綠琉璃十二曲長盃

一口

橢圓形の周縁は十二曲より成り恰も木葉形を爲し、盃の兩縁に鱗魚の形と全面に海藻の如き文様との切文あり、其の質の美に綠色の光澤潤ふ如きのみならず瑠璃器文様に魚形あるものは希に見る妙品なり。

四 挿圖第十

一 紺琉璃壺

口徑三寸八分 胴徑二寸六分五厘 高三寸

一口

一 犀角盃

一口

口徑長邊二寸一分五厘 短邊一寸三分 高二寸八分五厘

一 白玉長盃

一口

口徑長邊五寸七分五厘 短徑二寸二分

底長徑二寸八分五厘 短徑九分二厘

一 水精玉 白三枚 紫二枚

五枚

紺琉璃壺は美麗なる小形壺にして或は云ふ唾壺ツバコならむと。犀角盃は角の尖端を横に截り中心に極めて淺き凹みを作りあるのみ酒盃なるや否やを知らず。白玉長盃は肌膚滑なる扁圓形の無文盃にして僅に篋目ヘリメをあてたる如き絲底を作りあり

一 玉器

一枚

長三寸二分五厘 廣八分七厘 厚七分

長形の中央に孔あり柄を抜きたる槌頭ツチカシラに似たり、或は云ふ劔鼻ツルビと稱し劔の鐔ツルにして孔は小身コミの中子ナカゴを挿入するところなりと。

一 瑪瑙盃

二 口

一 木葉形 豎徑六寸 横徑五寸四分 高二寸

二 橢圓形 豎徑三寸三分 横徑二寸七分

前者は紫斑色を帯びたる瑪瑙を圓鑿に爲し腹内全面豎主脈より左右へ支脈を浮彫せる木葉形の底は平にして絲底を著せず。盃の稱あれども形状より見れば近世の盃のそれと異なり。後者は薄扁たき橢圓形の無文盃なり。白綾を以て製したる輪形の臺座を具へ盃の側面に貼せる故紙に「瑪瑙盃一口周九寸七分重十兩三分」と墨書あり。紙質墨痕共に古色拘すべし。

上來掲ぐる所の琉璃の如きは後世絶えて遜色のなき精美の傑作なり。天平六年五月一日造物作物帳なる文書に硝子玉所謂琉璃玉製作の原料藥品及び斤量を詳記せり。然れども當時器物の製作ありしや單に玉類に過ぎざりしや徵證の見るべきものなし。今や世界に於て土中より破片を發掘して珍重措かざる古代の琉璃器が獨り寶庫に在りて而も一點の瑕疵なく完全に保存せらるゝは實に天下の至寶と云ふべし。近時倉院の研究に就き本邦上古藝術對希臘工業は奈良朝を中心として交渉ある如く、考古學者が多大の趣味を拂ひ驚異の目を以て寶庫に敬意を表するは豈に偶然ならむや。

一 黒漆櫃

一 合

豎一尺四寸八分 横一尺一寸 高八寸一分

几豎一尺六寸 横一尺七分 高九寸五分

黒漆櫃は鏤子を著し四脚の高机と共に簡樸の製作なり。木製附牌あり表に「納馬瑠盃二口、水精玉五枚、白琉璃高坏一口、雜香六裏、鍊金拾一枚」裏に「天平勝寶四年四月九日第一櫃」とあり。是等櫃中の納物が開眼供養會獻品中のものたるもの明けし。

一 漆皮箱

一 合

裏衣香九裏を納む

裏衣香は衣比香と稱し裏は廣韻に「裏香」と見え類篇に「香襲衣也」と見え香を衣服に占むる意あり。獻物帳墨蹟の條に裏衣香の文字散見しあれば當時専ら行はれたる蓋を防ぎ濕を禦ぐ香料なりしこと知るべし。香包中に「神護景雲二年四月廿六日定量の墨書あるものを存し形状體裁を窺ふべきなり。今はそれに倣ひ白羽二重の裂地に香料を包み其の端を束ね積襷を取り堅く一處に絞り絲を以て括約し、俗に巾著の如きもの、棚架中御物の側に副へあるは當年裏衣香裏の面影を留むるも

のなり。

一 銀合子

一 合

高蓋紐共一寸三分七厘 蓋徑二寸七分五厘

六稜臺徑七寸一分 高一寸六分七厘

小形銀合子は蓋に鈕を著し薄手の製作にて蘇芳染六稜形の臺上に在り。

一 赤漆欄木小櫃

一 口

櫃の縁は黒漆を以て輪廓を作りあり蓋の面に紙を貼し文に「不知獻者銀合子一合、銀鏡一口、居黒柿臺八曲坏二口、十曲坏二口、銀盤一口、居黒柿櫃天平勝寶四年四月九日」と墨書あり。

一 木笏

一 枚

長一尺二寸二分 本廣一寸七分

一 魚骨笏

一 枚

長一尺二寸一分 本廣一寸五分

魚骨笏の背に「宮延喜五年五月廿七日」の字を隱約の間に認め得べし。

一 柳箱

一 合

柳箱は斑犀帶殘缺を納めあり皮を去りたる柳の細條を圓形に編み外面に紋織を浮出し今云ふ水口細工にして製作はそれの精巧を以て勝れり古來柳の素木を細く三角形に割り絲を以て編みたるものも亦柳箱の稱あるは偶々其の名稱を同するのみ。

一 螺鈿玉帶箱 徑八寸

一 合

印籠蓋ある圓形薄扁たき筥にしき黒漆を塗り螺鈿花文を作り花心を覆へる瑠璃の下に伏せたる色彩の透見するは他の螺鈿器に往々見る所の手法なり筥に紺玉帶の革の斷片五及び鈹具十二枚を納む。

一 漆挾軾

一 枚

上板三尺三寸二分 廣四寸九分 高一尺一分

床長一尺一寸三分 廣二寸七分

黒漆塗り脇息にして何等の裝飾を加へず北倉なる紫檀木畫挾軾と寸法形製殆ど相同じ。

一 白繩シロアシタス、ヒナシス裏鎮子

二 枚

金屬製の薄き延板を中心にし白繩を以て裹みたる細長き裏鎮子なり。

一 銅薰爐

一 合

毬形 八寸九分 火盤徑六寸四分

銅製滿面漏空彫花文あり。中央より上下二つに割れ内部に廻轉自在の灰盤あり。

一 白石火舎

一 雙

全高七寸五分 口徑一尺三寸三分

大理石を彫抜きたる灰盤に金銅獅子形五脚を具へ、獅子の鬘は緑青彩色なり。盤の周縁五ヶ所に金銅二重連環を著し、獅子は鬘を振ひ尾を背後に巻揚げ前脚を以て灰盤を抱へ其の底に嚙著き背立せる姿態の活躍は筆舌の能く盡す所にあらず。近世の俗に火鉢と形式相同じと雖も頗る西城の典型を見るべく外邦の將來品なるが如し。盤中數個の石塊を存するは傳へ言ふ天平當年の灰の凝結したるものなりと。

一 金銅火舎

一 雙

第五章銀
燗爐の條
參看
五 挿圖第十

金銅製火舎は獸形五脚を具へ、有角獸は前記獅子形に反し眞向きに立ち前脚を以て全身を支持し今の獅嚙火鉢と稱するものに似たり。金銅は漢文内傳に「以銅爲柱、黃金塗之」と見え、一に鍍金即ち滅金なり。

一 木牌

一 枚

金銅火舎に副へる木牌なり。表に「定坐火爐壹合、右依重檢、納如件」背に「五月廿三日史生河内豐繼」と墨書あり。

一 小形白銅火舎

一 雙

全高三寸 口徑六寸九分

以下西北隅なる棚架に就き叙述する所あるべし。

一 瑠璃螺鈿八角箱

一 合

徑一尺二寸 高三寸九分

框材八角形印籠蓋及び箱縁は銀線を以て面を取り、蓋表は小圓點を連珠狀に點點繋ぎたる界線を八方に劃し、其の中間及び箱の周圍は斑文ある瑠璃地に螺鈿を以て草花を現しあり。花形の心は琥珀を覆ひ其の下に伏せある色彩を透見すべき

は螺鈿に施す所の慣用手段にして、大形の文様は重厚に人の視線を惹き華美褥麗の觀あり。

一 櫻楠木箱

一 合

櫻楠木は木理麗はしき玉もくある淡黄色の素地材を以て作り、金銅鈿具を裝飾せり。床は多少修復を加へありて横狀銀製鏤子も亦後の製作なるが如し。

一 白檀八角箱

一 合

徑一尺一寸二分 全高二寸九分

八角は正八角にあらず八花形と稱する様式に似たり、形式の高古優雅にして何等の色彩を添加せず素地材に曲線美を應用せる意匠を見るべし。黒柿蘇芳染の低き床脚を具へ「吉祥堂」の墨書あり。

一 紫檀小形櫃

一 合

長七寸四分 廣五寸四分 全高四寸一分

臺長七寸八分 廣五寸七分 臺高九分

箱の帖角に金銅鈿具を装ひ、豎狀鍍金鏤子を著し低き床脚を具へ鏤子及び床脚

は並に新補なり

一 白葛箱

三 合

第六章 白葛箱の條 参考

白葛を以て編みたる大形二合は菱形地文を、小形一合は赤黒二色を交へたる菱形地文を織出し輕少の手工を見るべし。

一 青石把漆鞘金銀裝刀子

一 口

長一尺一寸三分

一 斑犀把漆鞘銀裝刀子

一 口

長一尺三寸一分

一 斑犀把漆鞘黃金葛形珠玉裝刀子

一 口

長一尺三寸二分

前記三口は大形刀子にして把は青石斑犀を用ひ、就中黒漆鞘に黄金を鏤拔たる葛形蔓草文を貼し種々の寶玉を鏤めあるものは最も華麗なり。

一 烏犀把漆鞘緋纏黃金珠玉裝刀子

一 口

長七寸五分

烏犀把刀子は把頭鞘口の樺纏及び珠玉に修復を加へあり無色の珠玉を装填し其の下に朱彩を伏せたる意匠は刀子にも亦往々見る所の裝飾なり。

一 水角把沈香鞘金装刀子 一口

一 銀山水繪珠玉装刀子 一口

一 沈香把鞘金銀花刀子 一口

一 烏繪金銀珠玉装刀子 一口

一 斑犀把樹皮色塗鞘銀装刀子 一口

長五寸三分

樹皮色は濃茶葛色を云ひ沉香末を塗りたる意匠は希に観る所なり。寶庫に在りては詩序の容器に充てある經筒に沉香末塗の同一製作あるのみ。鞘尾新補に係り組緒は舊物を存す。

一 沉香把假斑竹鞘樺纏金銀装刀子 一口

長五寸九分 把及び鞘尾修復を加ふ。

一 斑犀把金銀鞘刀子 一口

長四寸二分 鞘に蔓草文の鏤刻あり。

一 琥碧把金銀鞘刀子 一口

長三寸四分 鞘に魚子地蔓草文の鏤刻あり。

一 樺纏把鞘白銀玉蟲装刀子 一口

長六寸八分

把は繊細なる樺纏の手工を施し鞘は白銀及び玉蟲の羽を貼し刀子中に異彩を放てり。玉蟲は普く人の知れる甲蟲の一種にして翅は豎に黄金色の條ありて全身濃綠色を帯び美麗なる光澤あるを以て上古の意匠として器物の裝飾に見る所なり。

一 犀角白銀葛形鞘珠玉装刀子 一口

長六寸四分

木製小牌を著し「橘夫人奉物」の五字を墨書せり。

鞘全面白銀彫透の葛形文様を被らし之れに細小の縁玉を中心にして小粒の眞珠を以て俗に梅鉢と云ふに似通へる花形文様數個を鏤めあり。附牌に據り光明皇

後の御生母橘夫人の奉物なること知るべく、當年獻物の盛事を回想せしむ。

前記は獻物帳所載以外の刀子六拾口の中に就き其の一斑を摘載する所なり。刀子は斑犀、沉香、青石等の材料に金銀珠玉を鏤めたるのみならず沉香塗又は玉蟲の翅を用ひあるは後世に見ざる一種上古特有の裝飾にして、小なる一柄の刀子も仔細に賞玩すれば其の意匠の迸發する所は綽々として餘裕あるを見るべきなり。已に隅棚の説明を終り以下西側第三棚より第五棚に亘り叙述すべし。

一沉香木畫箱

一合

長一尺一寸七分 廣七寸二分五厘 全高四寸七分

沉香の薄板を剝合せ細き並行の金線を施して龜甲形を現せり。箱の帖角に金銅鉸具を著し低き底脚は蓬華式に列り内部は縹紙の覗あり。

一沉香木畫箱

一合

長一尺四寸六分 廣九寸 高四寸七分五厘

沉香に紫檀を併用し箱の蓋盒共に四側は數區に小分し、木畫の精巧を以て輪廓を作り每區斜狀石疊の如く寄木を嵌装せり。内部は紅地錦の覗あり。低き床脚は蓮

華式の透彫に紺牙撥鏤製を施しあり。

一沉香木畫箱

一合

長一尺九分 廣三寸九分五厘 高三寸九分五厘

全面沉香と紫檀とを張り沉香の上に金泥を以て雲形を畫き、蓋及び盒左右の正面に各三所兩側の各一所に小なる長方形水精板を嵌し其の下に彩繪を伏せあり。緻密なる木畫を嵌装せる低き床脚は象牙を以て蔓草文の漏空彫を施せる技巧を見るべし。

一朽木金繪木理箱

一合

長九寸六分 廣七寸八分 高三寸七分

朽木を寄合せて張り金泥を以て木理を描出し雲形に似たる文様を現せり。縁及び床脚は金銀泥の花形を散布し高雅の致あり。

一朽木木畫箱

一合

長一尺 廣七寸 高四寸九分

朽木を小菱形繋ぎに剝ぎ箱の縁は紫檀と象牙とを以て木畫を施し朽木の自然

美に木畫の人工を加へ意匠の變化を見るべし。低き透彫の床脚を具へ金銅鏤子を著しあり。

一 檳榔木畫箱

一合

長一尺八寸 廣七寸七分 高三寸七分

檳榔樹花梨武黃楊木等を寄せ互違に菱形に張合せ箱の縁は黒檀を用ひあり。内部は赤地に小花文を描出し低き透彫の床を著せり。

六 挿圖第十

一金銀平脱皮箱

二合ノ内一

蓋長一尺八分 廣九寸 全高二寸七分

黒漆皮の薄扁たき箱蓋の甲面は中央圈内に金色を以て兩翼を張る鳳形を現し、此の大形主眼物の外圍は雌雄一雙の銀色鳥形を周圍六所に配合し、之れに添加せる金銀草花文様と相待ち黒漆皮の面に映帶し巧に調和の美を發揮せり。盒の正面兩側は左右より向合ひ花枝を啣める尾長鳥の風姿の優艶を極め悉く截金を嵌装せる金銀平脱の技巧は洵に人目を惹くべき有數の作品として指を僂せざるべからず。

一金銀畫漆皮箱

一合

長一尺一寸七分 廣九寸五分 高二寸六分五厘

黒漆皮の蓋の甲面四邊及び縁の周圍は小圓點を二重に連繫し輪廓を作り金銀泥草花文様を描出し、内部は紙の嘍あり。

一 紫檀木畫箱

一合

長一尺四寸 廣七寸八分 高五寸一分

深形の莚に青、白、茶褐色の染象牙を以て嵌装せる小形文様は繊細の巧を見るべく、蔓草文の絡み合へる間に雲形又は小鳥の翎を張り飛翔するあり。圖様溫雅に布置深穩にして瀟洒の風韻を具へり。低き床脚の中間を刳り蓮華式の透彫は他の床脚に往々見る所のものに類せり。

一 蜜陀僧彩繪箱

一口

長二尺一分 廣一尺五寸 高四寸八分

黒漆地に諸色の蜜陀僧を以て蓋甲面中心に翎を張る鳥形を主眼とし雲形草花を描出せり。箱の兩側は紅色花瓣の上に止まる尾長鳥又は翎を張る鴛鴦、雲形、蝶、雁

の類を描き、散布せる木葉に截金を交へ用ひあるなど優美にして上古の氣分の横溢するものあり。

一 蜜陀僧繪箱

一口

長一尺四寸九分 廣九寸九分 高七寸一分

黒漆地に赤色黄色の蜜陀僧を以て一種の蔓草狀を文様化せる如き構圖は稍疎大なるも自然の雅致を見るべし。中間を透したる低き床脚を著し箱の内部は薄き板を以て豎に二分しあり。蓋に貼したる故紙に納丁香青木香會前東大寺十一字の墨書あり。蓋し大佛開眼會前獻品の一ならむ。大佛は當時皇室御建立の最も重要な本尊にして國家信仰の中心なりしかば上下の喜捨の夥しかりしことを證するに足れり。

一 蜜陀僧彩繪箱

一合

長一尺四寸五分 廣一尺六寸 高六寸二分

黒漆地深形の箱に蜜陀僧を以て雲形を連繋したる如き圓狀の大形文様を作り、描線の適勁に見え粗笨に似て而も著彩の重厚なるは一種高古の氣品を表現せり。

金銅鈹具及び鏤子を著せり。

以上は諸宮中の一半を掲げたるに過ぎず、其多くは沉香白檀等の材料を選び琥珀、瑠璃、水精を裝飾し、撥鏤、金銀平脱、蜜陀僧畫を施し、圖様百端往くとして佳ならざるなく、意匠の變化は殆ど底止する所を知らざるなり。

一 黒柿兩面厨子

一口

廣二尺一寸九分 深一尺一寸四分 高一尺七寸五分

一 柿材厨子

一口

一 黒漆十八足高机

黒柿厨子は表背共に扉を著し内に一段の棚あり、扉は雙扇兩開きにして金銅帖角を兩面各金銅鏤子を施し低き床脚は蓮華式なり。帖角鈹具に修復を加へあり。柿材厨子も略前者と形狀相同じ。

一 漆胡櫛

一雙

横長一尺五寸七分 底長徑一尺一寸三分

木製に布地を張り黒漆を塗り其の量は極めて輕し。全體は船形又は牛角を横た

へたるに似たり。一端は鈍角形に一端は窄く急に彎曲し上向きたる首部に細き注口あり。背上に漆塗鐵鑲二箇を著し胴腹の巨大なるに比し注口の小にして頗る奇古の觀あり。其の名に據れば酒を貯ふ器なるべしと雖も雙鑲を著し且一雙あれば、彼の水を盛り略駝の背に馱し搬輸に供せる革袋のそれと同じ用なるべきやを想像せずむばあらず。

一 綠地彩繪箱

一 合

長一尺二寸八分 廣一尺一寸八分 高四寸六分

一 粉地花形几

一 枚

長一尺四寸二分 廣一尺二寸八分 高三寸一分

第九章 蘇芳塗の彩色看

蓋及び盒の側面綠地に紅紫紺の色彩を配合し草花飛蝶を描き、縁は金薄地假作瑇瑁を装ひ床の下部は蓮華式の刳形を爲し金薄地に墨繪花文を施しあり。低き花形几は蘇芳塗にして脚は菊葉形に作り縹網彩色なり。

一 蘇芳地彩繪箱

一 合

長一尺二寸六分 廣一尺一寸六分 高四寸八分

一 金銀繪花形几及褥

一 枚

長一尺三寸八分 廣一尺二寸八分 高三寸三分

全面草花文様を施し床脚は蔓草文を描き、縁及び床は金薄を押し縁は瑇瑁を假作しあり。金銀繪花形几の脚は縹網彩色の菊葉形にして几面と同形の褥を附せり。

一 粉地木理繪長方几

一 枚

長一尺九寸五分 廣一尺二寸七分 高三寸三分

几縁は淡紅粉地に蘇芳を以て木理を描き低き脚は粉地を施しあり。几面と同形の褥を敷き褥は白椽綾に縹網錦の縁を取りあり。褥の銘字は剝落し殆ど讀むべからず。大寺獻大佛殿の數字を認むべし。蓋し神護景雲二年四月三日行幸の獻物に係るものならむ。

一 蘇芳地金銀繪箱

二 合

一長一尺 廣七寸 高二寸九分

二長一尺六寸 廣七寸七分 高二寸八分

其の一は蘇芳染地に寶相華蝶蜂草花の文様を施し箱の内部は白、綠色吳粉の花

文あり、下部の格狹間は蓮華式にして周縁は白地金泥花形様の小點を著せり。其の二は大形草花文様を配し床脚を著せず。二合共に濃褐色にして皂き地面に金銀泥繪を描出し頗る沉著の氣韻あり。

一粉地彩繪箱

一合

長九寸三分 廣七寸四分 高三寸

蓋及び盒は淡紅、赭色地に綠紫、茶褐色等を以て大形草花文様を描出し脚は綠青纒縹を彩とり、箱の内部は白、綠色に塗り青紙の覗あり。

一碧地金銀繪箱

一合

長九寸二分 廣五寸七分 高三寸五分

蓋甲面中央は雙鳥の相對し花上に立ち翹を張り、嘴尖に草花を啣むあり、之れを圖の主眼として周圍に蔓草文様を添加せり。箱の正面兩側は大形草花の枝葉を左右均齊に垂下し小形蝶鳥を配合せる意匠は殆ど天平構圖の慣用手段として見るべし。蓋縁は蘇芳地に小形蝶鳥を描き床脚は粉地に銀泥繪を施し、箱の内部は纒縹錦の覗あり。

一蘇芳地金銀繪箱

一合

長一尺 廣七寸 高二寸九分

蓋は金銀泥童子鼓樂圖にして、一童は腰鼓を打ち他は笛を吹き中央の童子は舞踊の狀を爲せる風姿は飄揚として俗界を離脱し天上の鼓樂を聽くが如き想あらしむ。他の花鳥の外に頗る形式を異にし古趣味の掬すべきものあり。透彫の床脚は粉地金銀文様を描き内部は紅色に吳粉を以て輕妙なる小花文を作り、底裏も亦金銀繪鳥形を施し意匠の周到なるを見るべく縁に東小塔の銘あり。

一黃楊木金銀繪箱

一合

長八寸七分 廣六寸一分 高三寸一分

箱縁は象牙の面を取り金銀泥草花飛鳥の文様を配合し内部に淡紅色の覗あり。床脚は別材を用ひ底裏に東塔の銘あり。

一黒柿蘇芳染金銀山水繪箱

一合

長一尺二寸八分 廣九寸九分 高四寸二分

蓋表全面金銀繪は勁き描線を以て樹木を著せる奇巖の參差として水面に屹立

せる間に飛鳥雲形を點綴せる意匠は他の花鳥と其の選を異にし一幅山水圖を展開する如く、花鳥裝飾繪の外に斬新一等地を抜くの觀あり。

一 黄楊木几 附釋

一枚

長徑一尺四寸三分 短徑一尺二寸 高一寸四分

几は長方形隅切にして綠色綾の褥を副へあり。几の周縁并に低き蓮華式床脚の四方に金銅帖角を著し、裏に「大佛殿」の銘あり。褥縁は錦を用ひ裏は綠臍縷を著し、褥の四隅に細き雙條の丸紐を押縫せり。褥裏に「大佛殿前件黄楊木几褥」の墨書あり。

一 粉地銀繪花形几

一枚

長徑一尺六寸六分 短徑一尺三寸七分 高三寸三分

粉地花鳥銀繪四脚几にして白羅の褥を敷き縁に纏網錦を裏に綠絹を著し几裏に「東小塔」の墨書あり

一 黒柿蘇芳染金繪長花形几 附釋

一枚

長徑一尺七寸一分 短徑一尺九分 高三寸一分

花形几と稱するは曲線を以て花形を爲し俗に洲濱形又は鳥臺と云へる几臺に

肖似す、銘に戒壇と云ふ、褥は表裏共に剝落多く殆ど色目を辨すべからず、布を心にし白施を以て裏みあり。

一 碧地彩繪几 附釋

一枚

題箋あり明瞭に認め難く「佛殿獻物」の四字を辨すべし。施褥の裏は銘記に「長一尺七寸廣一尺二寸、以神護景雲二年四月三日、行幸獻大佛殿、東大寺前件碧地彩繪几褥」の墨書あり。神護景雲二年は孝謙帝重祚の御代にして大佛殿獻物品の一なること明けし。

彩繪箱又は彩繪几は他の平脱木畫の諸宮に比し較其の趣を異にし、奈良朝に於ける花文彩飾の美と巧とを見るに足れり。當時の畫師は専ら是等の粉飾を業とし、文様の組織著色の配合は其の妙處に達し後世の及ぶ所にあらず。繪具を以て器物を粉飾するを彩繪と稱し總て吳粉を塗り五彩の花文を描き其の繪具は容易に剝落することなく、又は薄く面に漆を施せるもありて能く歲月の久しきに耐へ褪色するものを見ざるなり。當時諸宮を製作するには木工に飽なく槍形を爲せる「やりかむな」を以て木地を削るに其の面十分に平滑なる能はず、而も優美にして嫺雅な

る作品を見るは、諸藝術の興隆せる奈良朝一種の技巧に想到せずむばあらず。

七 掃圖第十

一 投壺

一 口

胴徑七寸一分 耳徑一寸 口徑二寸五分

頸長五寸一分 底徑六寸二分 高一尺三寸

一 木箭

廿三隻

總長二尺四寸六分 木羽長四寸二分

羽幅八分乃至六分

第十三章 雜載投壺の條參看

投壺は左右兩耳を著し頸邊は筒形を爲し尻張形狀は今の花瓶の様式に類し、銅鑄渡金全面に人物、山形、禽鳥等を彫鑿しあり。本邦豆保宇知又は都保奈介と訓し音讀して投壺と云ひ、支那の古禮器にして後世遊戯具と爲り専ら漢時代に宴席の間に行はれたりと云ふ。箭は假斑竹拾四隻樺纒製九隻を存し吳粉地に彩色ある木製羽を著し、鏃も亦木製球狀を爲し頗る奇古の觀あり、箝は折損尠からず修理を加へあり。

以下西南隅一角の柵架に就き叙述する所あるべし。

一 蘇芳地金銀繪籠箱

二 合ノ内一

蓋長一尺九分 廣五寸七分 全高三寸八分

一 碧地彩繪籠箱

一 合

籠箱は深形被せ蓋にして細き豎横棧を疎に組立たる格子より成り、之れに紗を張り恰も火鉢を覆ふ助炭ゴウタンの形狀に類せり。格子の上部及び四側に張りたる紗を通し箱の内部を透見すべし。纏網錦を以て縁を飾り格子棧の内側は綠色に塗り白色小花文を描き床の縁は淡紅地に蘇芳を以て木理を描き脚に金銀繪を施せり。籠箱は諸箱の中に就き様式を異にし繪箱の一種變體として見るべきか。箱の紗は剝落し格子の骨組を存し僅に文様の色彩を窺ふのみ、別に複製品一合を副へあり。

一 彈弓

二 張

一長五尺三寸 漆繪鼓樂圖、竹弦、紫皮把

二長五尺九寸二分 漆塗、竹弦、紫皮把

其の一木製の弓身に竹弦を張り紫皮把に斑組緒を纏ひ、弦に小球を著し之れを弾くべき遊戯具なるが如し。其の射法の詳を知るべからざるは姑く措き弓身に緞

密なる漆繪あるは見逃すべからざるなり。笙篔、琵琶各種の樂器を彈奏し或は人の頭上に十字架を立て頂上に童子の登るなどの諸演技を網羅し、狭き一條の弓身に煩鎖なる圖様を捉へ布置能く整頓し毫も窮逼の感を起さしめず。弓身の漆繪は必ずしも天平の服裝風俗を描寫したるものと速断し得ずと雖も是等は繪畫として考古家の研究に値すべし。他の一張は漆塗の弓身に竹弦を張り紫皮を纏ひ兩者共に多少の修理を加へあり。

一 桑木木畫碁局

二 具ノ内一

長一尺八寸一分 廣一尺二分 高五寸九分

局の側面を數區に劃し木畫の面を取り毛彫ある螺鈿を貼し黃紺牙撥鏤を裝填し、床脚の格狹間は二區に分ち「ハート」形に類せる刳方を爲し床の四邊も亦象牙を以て輪廓を作りあり。

一 碁子合子

一 雙

徑三寸三分 高一寸七分

合子は碁子の容器を云ひ素地小形轆轤製にして草花蝶鳥の金銀繪を施し小品

と雖も一種瀟洒なる天平の作品たるに負かず。

一 紫檀木畫雙六局

一 具

長一尺四寸五分 廣九寸六分 高二寸四分

局面の界線縁及び床脚の香狹間も亦象牙の細線を以て面を取り他の雙六局に比し稍小形なり。

一 雙六筒

一 口

口徑一寸五厘 底徑一寸一分 高二寸八分

紫檀材筒形に草花金銀繪を描き上下縁及び底面に銀を張りたる雙六碁子の容器なり。雙六の碁子(采)は手を以て抛げず必ず筒より倒に振出すものなりと云ふ。

一 木畫螺鈿彈碁盤

一 具

長二尺三寸五分 廣一尺七寸 高三寸六分

盤面の界線縁及び床脚は象牙を以て面を取り、盤の側面は木畫と螺鈿とを以て草花文様を施し、其の形状は雙六盤に似通ふ所あり。横長の盤面は横一文字を通し稍凸起に作り之れを中心に豎兩端は緩き勾配の傾斜あり。彈碁は源氏に「たぎ」と云

ひ和名抄に指石はじきと云ひ、支那は漢時代に行はれたる彈子の遊戯にして古く本邦に傳はりしこと知るべきなり。

以下南側に移り第六棚第七棚の几類に就き叙述し本章を終るべし。

一 粉地金銀繪八曲几 一枚

銘吉祥堂 表面綠色、綠淡紅色、外卷形四脚。

一 繪長方几 一枚

緣及び床脚粉地銀繪。

一 假作黒柿長方几 一枚

金銅帖角を貼し四邊に環を著し今其の一邊のみを存す

一 蘇芳地六曲几 一枚

綠地背隔入形六曲にして周緣に小銀環六箇を著し、床脚格狹間に假作瑇瑁を施しあり。

一 金銀繪長花形几 一枚

銘東小塔 綠地面、蘇芳背、粉地銀繪外卷六脚。

一 粉地彩繪八曲几 一枚

綠黃澀網彩色、床脚格狹間多少修補あり。

一 粉地彩繪長方几 一枚

面木理繪低き四脚を具ふ。

一 粉地金銀繪八曲几 一枚

銘東小塔 綠地面八曲隔入形六脚。

一 櫃長几 一枚

緣及び床脚銀繪

一 檜方几 二枚

二枚共に低き脚を著し、一枚は緣及び脚牟久木なり、一枚は緣及び脚黒柿なり。

爰に掲ぐる第六棚第七棚中の几類も亦他の第五棚の諸箱に副へる几類と共に獸物几廿七枚中より摘載したるなり。几は大抵花形にして粉地綠地蘇芳地の諸彩を施し、脚は多く葉形外卷式にして几上に敷くに褥を以てす褥の形必らず几面の

花形に應じて作り錦綾の縁飾押縫など甚だ善美を極め當年献物の盛事を追想するに餘りあり。

第八章 中倉階上

中倉階上に就き數多の弓箭刀槍を拜觀し上古如何に武器の發達したりしかに想到せずむばあらず。本邦弓矢の起原は遠く神代に在りて中古以來は弓矢を稱して一に調度とも稱し武士の調度中特に必須の具なれば、總稱を以て別稱を意味するに至れり。献物帳の御弓一百張每具箭十隻乃至五十隻を納む又は胡籛一百具每具箭十隻乃至五十隻を納むのその多くは天平寶字八年九月十一日他の御甲刀劍の類と共に内裡に召出されたる後散佚し、延暦弘仁齊衡目錄にも載する所なく其の還納ありしや否やを詳にせずと雖も、今存する所の多くの弓箭胡籛中に就き當初献物帳所載のものあるやも知るべからず。

挿圖第十

一 梓弓

三 張

一長六尺六寸

金銅弭、黃黑斑漆

二長七尺二寸五分

本弭著金銅約、末弭缺補之

三長八尺二寸三分

第八章 中倉階上

九 挿圖第十

一 槻弓

長七尺一寸五分乃至八尺五寸五分

廿四張

上古の弓は丸く削りたる純木にして俗に丸木弓と云ひ、頗る強弓に見え素朴堅牢の製作は後世のものと其の制を異にせり。梓阿豆左は弓身に漆を塗り黄黒の斑文あり又は槻都岐弓の中に「東大寺」と銘記のもの二張あり。獻物帳に檀萬由美阿惠肥美の名はあれども今は梓弓と槻弓とを存するのみ。金銅弭字又は弭の字は弓の弦を結著すべき幹の上下兩端を彫抜きたる所へ金銅製鈹具を被せあるを云ふなり。

一 箭

長二尺六寸乃至二尺八寸

八拾束

箭羽の雉、鷹、鶴、雁又は山鳥尾の二枚乃至四枚羽作りは悉く脱落して僅に痕跡を留め、鏃も亦缺損多く箭は今假りに一束約數十隻を結束せり。鏃は篠竹又は蘆を以て作り、篠鏃は鐵鏃を用ひ蘆鏃は竹又は骨角の鏃を用ひあるは頗る銳利輕捷を以て勝るが如し。就中鶴羽羽は脱のア蟻ハ蛄コ首のサ卷マに玉蟲羽を裝飾しあるものは最も珍とすべし。

一 胡籐

廿九具

白葛

三具

漆葛

拾一具

赤漆葛

拾五具

豎一尺七寸乃至一尺九寸 横四寸

胡籐は「やなぐひ」と稱し箭を盛り佩用する具にして葛を編み臺座を著し皮帶を通し背に負ふものなり。漆葛胡籐箭五十隻中の矢に木筈を著し「下毛野那須郷今二」の銘記あるは、當時矢の産地の下野地方なること知るべし。又胡籐の木筈に表「矢一柄木工衣縫大市所給如件」背「天平寶字八年九月十四日」と墨書あるは、恰も惠美押勝反し近江に奔る後第三日に當れり。獻物帳に烏漆鞆赤漆鞆桐木鞆和名由岐今の文字あれども現に鞆の存するものなし。

十 挿圖第二

一 鞆

拾五口

横徑三寸六分 洗皮帯の殘缺を存す

鞆は皮製黒漆を髹り半月状を爲し中は空虚に獸毛を満たし鞆の如く縫括り、皮

紐を以て弓を彎く人は左の腕首に結付て射しなり蓋し弦にて腕を弾くを防がむ
ための具ならむ一説に云ふ古人手に勾玉コウタマを纏きて飾とし名づけて手卷テマキと云ひ此
の装玉を覆ふ料にせしもの即ち鞆にして後世此の飾様廢れ遂に鞆も無用と爲り
何の爲にせしものとも知る人なしと或は萬葉集に「ますらをの鞆の音すなり」とあ
るは鞆の音を云へるなれば弓弦の之れに觸れて音を高く鳴らし勇みを附くべく
恰も彼の鎗矢カサヤの音響を以て威すと同じ意味ならむ故に鞆の名義は「をともの」の略
語なりと云ふ。

挿圖第廿

一馬鞍

拾具

一馬具殘缺

四具

鞍は前輪と後輪とに居木を渡せるものより成り就中黒柿材に金銀繪雲形を描
出せるものあり銜ウツバは勒くつばみと云ひ鐵を以て彫飾し其の形は漢葉宇波良久郡
波ハ俗に濱菱形の稱あり鍔は烏鐵に唐草及び鳥形を銀鏤し壺鍔と稱し踏込淺く靴
尖を横に半截したる如し陣泥アツクは四雙を存し布を心にし繩を覆ひ錦を以て飾れり
金銅杏葉形拾八枚を存し鞆ムナカシ鞆などに連繫垂下する飾具なり鍔ツバを著する力革を

伸縮自在にすべき鍔具を「みづをがね」と云ひ他の四方の革緒を之れに貫き其の孔
に刺金を入れて留め今の西洋式びぢやうがねの製作に同じ夙に東洋文化の盛な
りし一斑を窺知すべし布地腹帶の端に「常陸國茨木郡大幡郷戸主大口馬麻呂調
一端」の文字見え國印を押捺しあるは當年調布の今に存するものなり。

一鉾

參拾參枚

一 單鉤槍

拾參枚

刃長八寸九分乃至一尺二寸二分

柄長一丈三寸乃至一丈三尺三寸

二 素鍔形

貳拾枚

厚長九寸乃至一尺九分

柄長一丈五寸乃至一丈三尺九寸

槍は本邦古代に於ける重要なる武器の一にして古史に矛、梓、鉾、戈の字を書し總
て「ほこ」と訓めり説文に戟は枝ある兵なり、増韻に雙枝を戟と爲し單枝を戈と爲す
と云ひ枝あるは寧ろ尋常なりと見えたり前者單鉤槍は鉾及の横に片枝を著せる

鎌槍にして、片鎌は下向きに反状を呈し又は尖りたる鉤の刃なきものあり、後者素
鍵^リ鍵^ハに國字^ハなは鉞^ハ刃^ハ銳利に穂尖と袋とに多少形状の差ありて、鉞^ハ刃^ハの本^ハ袋^ハは圓形
三角又は八角形あり、丸木作りの柄は希にして多くは竹又は木を寄せ合せる柄を
糸纏にし、花形皮又は鐵輪を嵌めあり、中心^ハを木柄に挿入するに非ずして木柄を鉞
身の袋に挿込み後世の槍と其の體制を異にせり。

二 挿圖第廿

一手鉞

五枚

一 刃長一尺五寸三分、鋒兩刃

柄糸纏長三尺二寸五分、有彈鐵口

二 刃長一尺四寸六分、鋒兩刃

柄糸纏長三尺三寸二分、有彈鐵口

三 刃長一尺四寸九分、屈曲外向

柄糸纏長二尺二寸、鐵口

四 刃長一尺四寸四分、屈曲

柄糸纏長一尺八寸八分、鐵口

五 刃長一尺二寸六分、屈曲

柄糸纏長二尺一寸七分、有彈鐵口

手鉞は鋒刃厚身に穂尖鈍角に屈曲の状は頗る奇異にして觀るもの驚愕の眼を
放たざるもの尠からず、鐔の形は頗る小に又は鐔に似たる鐵輪を嵌めたるものあ
り。

一無裝刀

廿三口

一 刃長三尺三寸七分、一口

二 刃長二尺九寸一分、一口

三 刃長一尺七寸四分乃至二尺六寸六分、六口

四 短刃厚身幅廣、拾五口

無裝刀とは把鞘の装樣なく何等の造りを設けざる刀身赤裸々の稱なり、其の一、
二は希に觀る長刃の直刀にして若し反張^ハありとすれば燒刃の自然より生ずる全
長に對し僅に一二分あるに過ぎず、大刀の制は勿論奈良朝に於ては反張なく所謂
直刀なり、平安朝も初期は同制にして後半期より刀身に反張を作りたるが如し、其

の三は他の金銀装又は黒作大刀の鋒刃と長短相類し其の四は特に幅廣の短なるは後世絶えて其の比を見ざるなり。

一大刀

貳拾六口

黄金装大刀 一口 金銀鈿装唐大刀 二口

金銅装横刀 一口 金銅鈿装大刀 一口

金銀装横刀 一口 金銅装大刀 一口

銅漆作大刀 三口 黒作横刀 一口

黒作大刀 拾五口

黄金装大刀 一口

刃長二尺二寸五分

鯨皮把黄金押縫 斑犀頭 緋緒懸 漆鞘蜜陀繪草花文様

緋皮帶執 以黄金裏鞘尾以銀縁之

金銀鈿装唐大刀 二口

刃長二尺一寸六分

鯨皮把 漆鞘蜜陀繪草花形 白皮懸 以鐵裏鞘尾金銀鏤其上

刃長二尺一寸六分

鯨皮把 漆鞘蜜陀繪 以鐵裏鞘尾金銀鏤其上

把頭缺 帶執鉸具破損今並修補之

金銅装横刀 一口

刃長一尺一寸六分

沉香把 漆鞘 金銀平脱葛文獸形

金銅鈿装大刀 一口

刃長一尺八寸一分五厘

紫檀把 紫組懸 漆鞘 紫皮帶執 懸及鞘尾帶執裝玉缺

刀莖又腐蝕今並補之

金銀装横刀 一口

刃長一尺五寸三分

紫檀把 紫組懸 漆鞘 懸及鞘尾帶執鉸具今並補之

金銅裝大刀

一口

刃長一尺五寸六分

糸纏把 紫皮懸 漆鞘 紫皮帶執 刀莖腐蝕缺損

把糸纏剝落 鞘及懸帶執缺今修補之

銅漆作大刀

三口

刃長二尺一寸一分

糸纏把 洗皮懸 洗皮帶執 把破損懸及帶執僅存

刃長二尺三寸九分

刃本有孔 洗皮懸 洗皮帶執 把口及懸缺帶執僅存今並補之

刃長二尺一寸

糸纏把 洗皮懸 洗皮帶執 懸及帶執缺鉸具唯存

黒作横刀

一口

刃長一尺六寸二分

鐵把樺纏 紫皮懸 樺纏剝落今修之

黒作大刀

拾五口

刃長一尺九寸三分

牟久木把樺纏 洗皮懸 洗皮帶執

獻物帳の御大刀一百口は劔三口、懸佩刀九口、大刀四拾五口、黒作大刀四拾口、横刀一口、杖刀二口を算し、陽寶劔陰寶劔は天平寶字三年十二月廿六日出藏せられ、尋で大刀及び黒作大刀の類は同八年九月十一日惠美押野反し勅して安寛法師に命じ近江に奔る日内裡に致されたり。今は實に獻物帳に符合するものは金銀鈿裝唐大刀一口、御杖刀二口を存し、特に北倉階下と階上とに收藏しあり。故に中倉收藏の前記廿六口は獻物帳のものに非すと雖も、又是上古の優秀なる數多の作品を存し、裝飾の善美に至りては縷述するに違あらず。洵に至寶として敬仰の念に堪へず。刀槍の光芒燦々なるは先年御整理以來毎年東京よりトキ研師を召致し、秋季曝涼期間に盡く淨拭を命ぜらるゝを以てなり。

附記 文書繪圖の一斑

正倉院古文書は卷數浩漭に數多の辛櫃に分納し殊に繪圖面の如き大幅は數個の別箱に收藏しあり。是等古文書は曝涼期間と雖も出展するに由なきは止むを得ざる所なり。中倉に收藏せらるゝ故を以て以下爰に其の一斑を摘載する所あるべし。

一東大寺封戸勅書

一卷

白麻紙一張 黃紙標 紅梅軸 綺帶

天平勝寶元年後太上天皇皇太后今帝御署月日を缺く

一東大寺封戸處分勅書

一卷

白麻紙一張 黃紙標 紅梅軸 綺帶

天皇御璽を鈴す天平寶字四年七月廿三日惠美押勝署

一造寺司牒三綱務所諸國封戸事

一卷

白麻紙二張 黃紙標 蘇芳金銀繪軸

天平勝寶四年十月廿五日次官佐伯今毛人以下署名あり。

一東大寺山堺勅定

一卷

白麻紙一張 黃紙標 黃楊木軸 綺帶

天平勝寶八歲六月九日辨官治部省造寺司國司別當署名あり。

一東大寺山堺四至圖

一卷

長九尺八寸五分 幅七尺三寸

首に「天平勝寶八歲六月六日山堺勅定所謂依此圖定山堺四至即是」と記し並に同年六月九日大僧正良辨左少辨從五位下小野朝臣田守以下治部大輔造寺司長官大倭國介某等連署あり。

一東大寺開田地圖

拾張並麻布

越中國礪波郡伊加流伎野野地圖

同 新川郡文部野地圖

同 大藪野地圖

同 射水郡須賀野地圖

同 俣田野地圖

右五張天平寶字三年十一月十四日國司署有國印

越前國足羽郡童糞村地圖

右一張天平寶字三年十二月三日國司署有國印

越前國足羽郡童糞村地圖

右一張天平神護二年十月廿一日國司署

越前國足羽郡野地圖

右一張破損地名年月不詳

越中國三郡[礪波射水新川]聖田野地圖

右一張神護景雲元年十一月十六日國司署有國印

近江國水田地圖

右一張題云天平勝寶三年

東大寺開田地圖は麻布地墨描にして縦横の線を劃し碁局欄を作り、葦原田桑田又は開田未開田の段別を詳記し又は山容樹木堂宮等を描出せり。朱字方形の國印を押し年月日朝臣僧官の署名を列せり。

> 一麻布山水圖

一張

横長五尺九寸 幅一尺九寸五分

布地に山水を畫き岩石樹木等は渴筆を用ひあり。又是天平繪畫の一として見るべきか。

一酒人内親王獻入帳

一卷

麻紙二張 紫紙標 畫軸 綺帶

弘仁元年三月廿七日二品酒人内親王の御署あり。

一戶籍帳

一卷

紙幅九寸八分 用紙廿二張

御野國山方郡三井田里戶籍大寶二年十一月第五卷

御野國を始め下總筑前豊前諸國の戶籍帳は蓋し本邦最古の戶籍ならむ。紙質堅厚に黄蘗を以て染め烏糸欄の界線あり。

一天平十二年遠江國濱名郡租帳

一卷

竪九寸三分五厘 麻紙八拾帳

遠江國印を押し官人の署名を列したる當時年貢帳の存するなり。

一 銅鏡背面下繪

一枚

一 戲畫

一枚

圓形内に「鳳、麒麟、雲形」を描出せる銅鏡背面の下繪なり。戲畫人物の如きは畫工の遊戯に出るものなるべく筆致廳逸なるは珍とすべし。

一 借用證文

謹解申請月借錢事

合貳貫文 加利一月百別拾三文

右件錢當冬服給進納、仍注具狀謹以申、質物各板屋壹宇

寶龜三年八月廿一日受

狛子公 五百文 勾羊 四百文

桑原禰置 三百文 大山姓人 四百文

占部國人 三百文 日下部名吉 一百文

右件六人等生死同心進納、仍注狀謹如件

依旨行「朱書」

錢貳貫文を六人連帶にて冬服給與までの間を限り家屋を抵當に提供したる連借證文なり。利率は「加利一月百別十三文」なれば錢百文に付毎月十三文即ち一ヶ年十五割六分に當る高利と云ふべし。各自返納するに從ひ錢の員數を記し又は怠納者の分を連借者が代償し又は延滞利子を納付するときは一々證書に朱書追記あり。末尾に「依旨行」とあるは認可の朱書なり。文中「質物各板屋一字」又は「生死同心進納」とある如きは當時京官疲弊の反響として、人に對する信用缺乏し道義感念の薄弱を致し上古民情の必ずしも質撲ならざりしに想到せずむばあらず。

正倉院文書の裝潢せられたる表題及び卷數を擧れば左の如し。

正集 四拾五卷 續集 五拾卷

續集後集 四拾參卷 續集別集 五拾卷

塵芥集 參拾九卷 續々集 四百四拾卷

東南院文書 百拾貳卷

以上總て七百七拾九卷に整理せられ我邦古記録文書中最古の珍と云ふべし。天保四年御開封に際し始めて其の一部を裝潢し四拾五卷と爲し正集と稱す、是に於

て正倉院文書の名世に知られたるは穂井田忠友其の人の努力を推奨せざるべからず。維新後に至り屢整理に著手し明治八九年の交淺草文庫に於て續集として五拾卷を成卷し、又は塵芥集は内務省に於て、續集後集以下も亦正倉院御物整理係に於て整理を加へられたり。塵芥文書とは蠹魚の侵蝕甚しき殘缺零碎のもの、修復裝潢を施し此の名ある所以なり。別に史料編纂事業として明治三十三年十月廿日御開封に際し特に古文書の拜觀を聽許せられ爾後曝涼の間史料編纂係員請ふて御庫へ出張し謄寫に従事せり。卅六年十一月御開庫に當り特に古文書若干を東京なる正倉院御物整理係に持歸り大に其の進捗を見るに至れり。翌卅七年十一月曝涼に一たび之れを還納し、復地の部分と共に東京に齎さむことを請ひ謄寫を努め、尋で御物整理係の事業一時中止の後宮内省の一室に於て此の事業を繼續することを許され、卅八年五月全部の謄寫校合を終り茲に完結するに至れり。古文書中には大寶以下の戸籍帳正税帳諸官省の解啓牒などの往復公用書類若しくは佛具調製方彫刻彩色工人に係る記録等枚舉に遑あらず。就中官府のは廢紙と爲りたる後其の裏面を返し更に東大寺記録の所用に供したるものは、文書の表背共に有用の

記録にして是等の興味ある反古文書は歴史の考證に値すべく、實に正史の缺を補ふに足るべき絶代の好資料を供給するものなり。

第九章 南倉階下

南倉階下正面中棚の表側より始め背後の架上に移り略棚架の位置に従ひ叙述する所あるべし。

一紫檀木畫琵琶

一面

撥面横徑一尺三寸八分 捍撥幅五寸八分

長承絃迄三尺二寸 落帶幅一寸二分

紫檀材に木畫を施し背面は染牙、染角等の材料を嵌装し、寶相華文様を中心に綬帶鳥の翎を張り長き尾を曳き翱翔する圖あり、落帶は縹綢彩色なり、捍撥は丹地に濃彩なる胡人虎狩圖を現し、騎馬の射手が鏢を聯ね猛虎を驅逐するあり、又は獲物を荷ひ行く人物などの寫生畫なり、木畫の運用自在は捍撥の濃彩畫と相待ち上古の好尚を表現して餘りあり。

一紫檀金銀繪撥

一枚

長六寸七分 幅二寸

撥は細長く手薄き製作に見え、兩面繪變りにして一面は上部金色の蝶を中にし、左右各二羽の銀色の小鳥は相向合ひ、次に大形草花次に樹木を著せる山形などに遞次描出し、黝黒の紫檀地に金銀繪の高雅沈著なる氣分の流露するものあり。

一紫檀琵琶

一面

長承絃迄三尺二寸五分 捍撥横徑一尺三寸七分

捍撥は丹地に濃彩を以て鷹の水鳥を搏つ圖を描出し、古色の爲殆ど認め難し、背紫檀材を用ひ清楚の致あり。

一紫檀木畫琵琶

一面

撥面横徑一尺三寸五分 落帶幅一寸二分

長承絃迄三尺二寸五分

背及び側面は薄く剥ぎたる染象牙を細く寄せ小花文を嵌装し、毎花瓣は白、綠濃淡の色彩を交へ花形の構成は種々の變化ありて方圓又は六花形の文様を點出し、布置交錯せり、捍撥は丹地に濃彩山水圖ある如くなれども分明に認め難く、落帶は紅皮に華文あり。

一 楓蘇芳染螺鈿琵琶 銘東大寺

一面

撥面横徑一尺三寸四分 捍撥幅五寸五分

長承絃迄三尺二寸一分 落帶幅一寸一分五厘

背は大形寶相華文様の螺鈿を施し瑇瑁を交へたる下に伏せある色彩を透視るべし。捍撥は濃彩の設色を以て胡人老少白象に跨り鼓樂を奏し舞踊の圖を描出せり。捍撥畫の穠麗に螺鈿の技巧は今人の古人に追蹤する能はざる感あらしむ。本品は明治廿八年十月御物整理係に於て海老尾鹿首轉手の要部を庫中より搜索し廿九年修復を加へられたり。

琵琶の背は螺鈿又は木畫を嵌挿し其の特色を表現し、捍撥畫は裝飾美の全力を傾注す、誰か優秀の技倆に驚かざらむや。是等捍撥畫と云はむより寧ろ裝飾文様に屬すべく、且繪畫は樂器に施すを始めとし樂器中に就き捍撥の裝様に用ひしに起因せりと云ふも不可なきが如し、其の意匠の程度遙に高く上古の氣格を具へ後世の繪畫と頗る風趣の異なるものあり、前掲の琵琶は其の制隋唐の様式なるは言を俟たず、捍撥畫も亦盛唐以前隋唐の交に於ける風俗畫として見るべく、今や千三百

年後の支那に於て斯る唐代古樂器の現存するものあるを聞かず、獨り正倉院に在りて見出し得る所なり。

一 檜和琴

一張

檜和琴は唐琴に比して大に、新羅琴よりは小にして別に優婉嫺雅の體制を具へ絃孔の數に據り六絃琴なること知るべし、琴の兩側は數區に分ち瑇瑁を覆ひ其の下に草花鳥獸の彩繪を伏せ、或は螺鈿を施し微細なる木畫は殆ど肉眼を以て認め難き底の精巧を極めあり、元は琴の全面草花、花、昨鳥を描出せる金銀繪の大作なりしが圖様の多く剝落し他の裝飾も亦屢年修復を加へられたる形迹あるが如し。

三 搥圖第廿

一 笙

一 簫

二 口

一 長一尺九寸

吳竹 假斑竹

一 竽

一 長二尺六寸二分

二 口

吳竹 假斑竹

吳竹 假斑竹

四 搥圖第廿

壺は一に匏と云ひ上古は藤と稱する細管の吹口を壺の横孔へ挿して吹奏せり、黒漆の地面に銀平脱製を以て伽陵頻伽の笙を吹き又は童子の花上に遊べる圖を

嵌装し古様の氣分津々として掬すべし。

一尺八

三口

一象牙長一尺一寸六分

二竹 長一尺三寸 銘東大寺

三竹 長一尺三寸五分

一横笛

三口

一象牙長一尺六寸

二斑竹長一尺二寸九分 銘東大寺

三竹 長一尺二寸七分

竹製尺八は全管三節を存し中央の節を境として二孔と三孔とを穿ち背に一孔を穿ち、牙製も亦竹製と同様の式なり。竹製横笛は管頭に一節ありて其の際に一孔を、他に七孔を穿ちあり。横笛は管背の節際に一寸乃至二寸の自然生へ小枝三條を存するは一種の様式なるが如し。牙製の笛も亦竹製のそれと同く管背の一部に小枝を切残しある風に擬へ彫刻を施しあり。

一甘竹律

一長九寸三分五厘 横七寸四分

二口ノ内一

甘竹は淡竹にして楸木ひさぎの縁を兩端に著し短き細管十二條を横に連繫し紫皮の帯を纏き帶頭に紐あり。甘竹律は何の用なるを詳にせず。

一鐵方磬

九枚

方磬又は方響、鐵響など稱し架上に懸け鯨鬚又は水牛角の桴を以て打ち音響を發する具なるか續日本紀に天平七年入唐留學生上道真備獻鐵響とあり、此器始めて見はれ方磬師方磬生の名格式に著はる以て來ることの尙しきを知るべし。本品長方形三寸餘の鐵板九枚を存するのみ。

一鼓皮殘缺 附鐵絲輪

一東

一磁鼓胴 黃綠斑釉

一口

磁鼓胴は白地に綠黃二色の斑文を交へ、寶庫に在る磁製鉢皿又は小塔の殘闕と共に古交趾窯に類し其の質は脆弱なるが如し。

一桐木新羅琴殘闕

桐材を以て作り琴の末絃を承る所は木製丁字形を爲し頗る奇古なるは新羅琴の體制なるが如し。

一桑木阮咸

一面

長承絃迄三尺三寸五分 撥面横徑一尺二寸二分

撥面徑五寸五分

背素材を用ひ裝飾を施さず。捍撥の周圍及び覆手は玳瑁を貼し、阮咸は琵琶と其の式を異にし六葉形の捍撥は腹板の中央に在りて濃彩人物園基の圖なり。人物の背後に箭を挿したる投壺を添景中に見るは古代の情調を想はしむ。本品阮咸は雜樂九物の一にして樂舞用のものなり。

一樂棒

二口

及有枝 一枝 柄上端著環 柄半折

木及三叉狀塗漆 一枚 柄缺

一木笏 吳樂八十五物の一

一枚

文云東大寺前二天玉勝寶以下剝落し讀むべからず。

一破陣樂大刀

二口

一及長二尺二寸一分 二及長二尺一寸九分

牟久把 漆鞘蜜陀繪 鐵作 唐古樂十九物の一

刀身に東大寺破陣樂天平勝寶四年四月九日の刻銘あり。

一武王大刀

一口

及長二尺二寸一分

牟久木把 漆鞘蜜陀繪 鐵作 唐古樂十九物の一

刀身に東大寺武王天平勝寶四年四月九日の刻銘あり。

一婆理大刀 度羅樂八物の一

一口

及長一尺八寸一分

木及塗塗胡粉 牟久木把 漆鞘蜜陀繪 鐵作

文云東大寺婆理の刻銘あり。

樂棒大刀の類は大佛開眼供養會樂舞用具の一斑を存するなり。

一子日利帶

一雙

長二尺一寸五分

一粉地彩繪倚几

二枚ノ内一

一長徑一尺三分 短徑九寸 高八寸九分

一綠紗几覆

長七尺五寸 文云「子日目利帚机覆天平寶字二年正月」

目利帚一に玉帚の稱あるは著草を以て製し玉を飾りある謂ひなるべし或は云ふ著萩の莖を以て作りたる帚にして著萩は原野に叢生し莖の長三尺餘に及び秋期に開花し萩花に似たりと。帚鬚の杪ごととに細珠を著し飾りと爲したる裝玉は脱落し僅に綠玉を剩し、把は紫革にて包みたる上に金糸を纏ひあり。萬葉集卷廿に「天平寶字二年正月三日、召侍從暨子王臣等、令侍於内裡之東垣下、即賜玉帚、云々、始春乃波都禰乃家布能多麻婆波伎手爾等流可良爾由良久多麻能乎」とあるは右中辨大伴宿禰家持の咏なり。子日手辛鋤と共に儀帚にして蠶を飼ふ屋を掃清むべき皇后親蠶の意に出たる玉帚を御物中に存するは寔に欽仰の念に堪へざるなり。凡一枚は八葉形に他の一枚は長方形にして共に脚なき厚板の几面の中央に細き二本の木

を建て之れに帚を仰向に倚懸あり、凡の全面粉地に花文、蝶、鳥を描き、兩個其の彩繪を異にし几の形式も亦同じからず、之れに附屬する綠紗几覆一條の存するあり。

一子日手辛鋤

二柄

一長四尺三寸二分 二長四尺一寸

一綠紗几覆

一條

弓狀に彎曲せる木柄の頭は丁字形を爲し淡紅地に紅色の木理を描き鋤刃の尖鐵は其の狀蹄鐵の如く金銀泥を以て草花を施せり、其の一柄に「東大寺子日獻天平寶字二年正月」と墨書あり。孝謙天皇天平寶字二年正月朔は甲戌の朔なれば其の三日は丙子に當り初子日の宴に用ひ給ひし儀鋤なること知るべし。前記玉帚と共に帝王躬耕皇后親蠶の意味を以て農桑の神を歲首に祀らせ給ひし所のものなり。本品手辛鋤は儀式用の裝具なりと雖も、當時本邦に行はれたる農具の形式を見るべきか。綠紗几覆は地質朽壞し殆と展開すべからず。

一佛鑄型

三枚

銅鑄浮彫地板 豎五寸五分 横三寸八分

一 工匠具

廿一具

- 鑽 一
- 打鑽 六
- 刀子 二
- 鉋 五
- 錯 三
- 多賀禰 四

鑽は三尖錐にして鉋は玉簞の鉋は誤寫ならむ倭名抄に唐韻を引き鋸字を用ひあり辨色立成に鉋は曲刀と見え所謂「やりかむな」と稱し短矛にして木を平かにする工具なり。

一 和同開珎錢

拾五枚

錢文は篆隸八分の三體を兼たるが如く面文和の字を上にし右へ循讀して和同開珎と云ふ俗に和同開珎と讀むは非なり同は銅の省字同韻なり銅錢なるが故に金を省く西土古鏡銘に鏡を竟に作り鑑を監に作る例あり文昌堂錢譜に「正品和同開珎は字文明坦に製作精妙にして頗る唐の開元錢に似たり後世錢座免許ありて以來鑄錢の始めに當り必ず先づ和同開珎を鑄る蓋し其の始めを祝するの意なるか故に鑄る所のもの手替り廿餘品の多きあり錢質大に異にして製作も亦粗に之れを古和銅に比すれば品格甚だ下れり云々或は云ふ和同開珎の銅錢大小二あり

大は徑九分重一匁四分あり小は徑八分重一匁なりと元明天皇の御宇に武藏國より和銅を獻し年號を和銅と改め元年二月始めて催鑄錢司を置く和同開珎は本邦古錢の最首なりと云ひ傳ふれども此の時が本土所産の銅を以て錢文を鑄出したる無文錢に銅錢を發行せられたるは始めにして是を以て本邦鑄造の權輿とは云ひ難かるべし何となれば催鑄錢司は其の名の如く諸國の鑄錢所に催促する總官司なればなり

一 神功開寶錢

一枚

續日本紀に「稱徳天皇神護元年九月丁酉更鑄新錢文曰神功開寶與前新錢並行於世」とあり泉貨鑑に「神功開寶錢大小一樣ならず大は徑九分一厘なり小は徑七分にて銅色黒濁製劣等なり其の徑九分以上のもの頗る之れを得難し云々とあり。

一 佛畫幡

一枚

- 一段一尺一寸八分
- 二段九寸五分
- 三段一尺
- 四段一尺三寸
- 幅各七寸縁を除く

生絹地の幡に花文を描きたる紫絹の縁を飾り幡頭三角形に蓮華を描き上部よ

り以下四段に區分し寶冠を戴き手に印契を結べる菩薩の坐像を每段一像づゝ割付け、黃、群青、朱、紫等の彩繪を施し天平の彩繪として見るべし、

一 蜜陀僧繪辛櫃

一合

蓋長三尺三寸一分 幅二尺二寸八分 高一寸八分

盒長三尺一寸五分 幅二尺一寸七分 高一尺三寸

赤漆辛櫃に蜜陀僧を以て繪畫を施し原色不詳盒の正面に左右均等に枝を垂る、樹木を挟み翼ある兎の前脚を上げ立向へる鬪なり、其の側面は孔雀に草花を配合しあり、兎の羽翼を具へるは頗る珍奇なれども由來龍、馬、羊などに羽翼を著せるは遠く西城より支那に傳はりたる意匠にして唐を経て來りたる當時の裝飾畫として見るべし、蜜陀僧は一に沒多僧と云ふ胡言なるべく諸彩の顔料に油を加へ乾燥劑なる蜜陀僧を混じ畫けるものは一種の油畫に等し、故に精細の筆致を示し難ければ普通の繪畫と一般に論ずること能はざれども當時繪畫の貴重なる資料なり、以下西北隅の棚架に移り西側一帯の棚架に亘り叙述すべし、

一 檜材墨繪花鳥辛櫃

一合

櫃は稍淺形にして墨畫花鳥は櫃中稀に見る所なり、櫃の正面中央に鐵の小環を著し銅製鏢子を卸しあり、

一 蜜陀僧畫辛櫃

一合

蓋長三尺五寸 幅二尺一寸五分 高二寸

盒長三尺三寸六分 幅二尺 高一尺二寸九分

黒漆を塗り白色蜜陀僧を以て蓋全面龍の如き有角獸に雲形を配し盒正面虎に似たる獸形を現し頗る奇古の觀あり、古色の爲原圖分明ならず別に複製一櫃を副へあり、蜜陀僧畫は描法古拙の如くなれども意匠雄大に一種の骨法を具へ筆力奔放にして六朝繪畫の特色を窺ふべし、

一 鏢子

四十三枚

銀 一 金銅 拾四 鐵 廿八

鏢カサは保太之と云ひ通俗に錠アヤウの字を用ひ鏢は鎖字の俗體同意義に用ひカサを鏢して開くことを得ざらしむるなり、鏢子は大小を問はず横一文字に又は稀に豎狀に用ひあり、海老の甲の如き筒中へ鎖管を卸し藏む、之れを開くときは一方の端より

鈎匙を小孔へ突入れ推出すべき構造なり。和名抄に「鑲子藏乃賀岐」とあり、蓋し古くは「かぎ」と云へるは即ち鑲にして鑲筒と鑲須との總名なりしが後に専ら開くものに鑲の名を附したるが如し。

一針 綠麻紙包添 三 隻

銀針 題箋云銀針一隻長一尺一寸六分重三兩三分小

背云糸長一千一百卅四尺

銅針 題箋云銅針一隻長一尺一寸六分重三兩小

背云糸長一千一百卅五尺

鐵針 題箋云鐵針一隻長一尺一寸六分重二兩三分小

背云糸長一千一百卅六尺

一縷 五 條

縹縷 一條 赤縷 一條 黃縷 一條

白縷 一條 雜色縷 一條

縹縷に題箋あり「開眼縷一條重一斤二兩天平勝寶四年四月九日」とあれば開眼當

日の所用なること知るべし。縹は青黃と見え濃き淺黃今の俗に花色と云ふに似たり。

一刻彫蓮華佛座 二 枚ノ内一

木製 高三寸 底面横徑七寸四分

層々三段に蓮瓣を繞らし毎段並列せる蓮瓣は一木を彫抜きたる如く臺座の中心は蓮實に擬しあり。刀法の雅健は天平刻彫の盛期を想はしめ小品なりと雖も素地木彫は庫中に多く類品を見ざるなり。

一漆佛龕扉 四 扇

漆地龕扉の斷扇にして内部全面に打出しの金銅小形佛像を貼し每扇十體乃至十九體を凸狀に排列せり。

一蘭合子 一 合

長一尺五寸 徑六寸 高三寸

一蘭筵 拾 床

蘭筵は彼の備後國より産出する備後疊表として座席の用に供するものと異な

ることなし。蘭は莞クワンの屬にして一名龍鬚草と稱し織目細かに品質太だ精良なり。萬葉集に「しりさし」と云ふ草は蘭を云ふと見えたり。狩谷掖齊は倭名抄に注し崔豹が古今注の古書を援引して曰く「龍鬚作席の語あり俗に（りうびむ）と云ふは古く唐宋間の俗寫に鬚字を鬚字に作り流傳して遂に誤りて龍鬚の名を傳ふるに至れり」云々とあり。

以下西南隅の柵架に移り南側第六第七柵に亘り叙述すべし。

一布地墨畫觀音圖

一 張

豎四尺四寸 横四尺三寸

雲上に跏坐せる觀音を麻布地に描寫し、技巧より脱却し些の塵滓の氣なく落筆自然に出て描線遒勁に墨痕淋漓の趣あり。

一金銅雲花形裁文

一 枚

長一尺四寸五分

銘云東大寺高笠萬呂作天平勝寶四年四月九日

金銅製雲花形を裁剪し其の面へ更に文様の彫鏤を施せり。形狀より推せば天蓋

の四隅に用ふる藏手ワラビテに似たり、果して何の用なるを知らずと雖も大佛開眼供養會儀場の莊嚴具の斷片なるは銘記に據り疑を容れざるなり。高笠萬呂は金工の名なり、凡正倉院御物中に金工の姓名製作の年月日を併せ銘刻あるものは絶えて見ざる所なり。

一金銅鳳形裁文

一 枚

高二尺六寸 横一尺九寸二分

鳳形を裁剪し其の形殊に偉觀を具へ彫鏤の巧を見るべく、亦是佛殿裝飾具の一部なるべし。

一金銅杏葉裁文

拾 連

杏葉形八枚を豎に連繫し一連と爲し每葉中央と兩側に小鈴及び小鐸を著し、五連は下部に磬形を垂下し鎮シラと爲し他の五連は鎮を着せず、別に曲玉を裝飾せるもの一連あり。

一 鈴

百卅五口

一金銅鈴

九 口

徑九分五厘 毛彫文様あり

一金銅幡

四條

長五尺六寸 幅五寸

金銅幡は毎條豎四段に劃し各段滿面萬形龜甲鳥形等の漏空彫を鑄出し裁文中に圓形又は棗形の鈴を聯繫しあり。幡頭に花形を裝飾し幡の周縁に鈴を著し其の下部の三角尖端に五個の小鈴を垂下して鎮と爲せり。幡は「はた」と訓し或は幡の字を用ひ多くは綾羅錦繡を以て作り、頭縁垂を著し邊飾として綺を以て美麗なる押縫を施せり。此に掲ぐる金銅を鑄出したる幡の如きは殊に形制奇古にして雄麗稀に觀るものなり。

一金銅枚幡鎮鐸

拾九口

孤菱形

八口

短徑二寸四分 底口徑二寸七分五厘 全高銀共一尺一寸

長筒形

拾一口

底徑三寸六分 全高一尺一寸銀ヲ除ク

前者孤菱形八口は上に窄く下に擴がり上部を周匝し數點の乳狀凸起ありて菱角ある釣鐘に似たり。鐸の内部より垂下せる大なる花形様の舌に穿ちる左右二箇の孔に小鈴を吊り舌の搖くときは鏘々たる音響を發す。後者筒形拾一口九口刻文、一なりは側面の銘記に「東大寺枚幡鎮鐸天平勝寶九歲五月二日」とあり。銅鏽蒼潤に上古の色澤を帯び是等の鎮を垂飾せる幡の雄大なるを想像すべく、聖武天皇御一周忌辰の大法會に用ひられたる御齋具の一部なること明けし。

一 檜材彩繪花鳥辛櫃

一合

〔公驗辛櫃第一勅書封戸庄園寺務修造任符奴婢溫室の廿二字を刻す。他の繪辛櫃に比し頗る小形にして鐵製鏤子を著す。紅緑の色彩を施せる草花圖様は著彩の濃淡能く辨じ難く複製品一櫃を副へあり。銘記に據れば數個中の一たるを知るべく、或は云ふ延曆弘仁頃の製作なりと。〕

一 綾羅粉末

綾羅錦繡の多く年所を経て自然に織緯斷爛し殆ど粉末に齊しき寸に滿たざる細片を收拾し、硝子瓶數個に納め柵架の一隅に藏置しあり。天平の慶品の今は五彩

の塵埃に化したるも依然として褪色せざるは當年染織技巧の特長を窺ふべし。

附記 染織物の大略

- 一 狩獵文紫地錦 長一尺六寸六分 廣一尺五寸三分
- 一 獅子花文紫地錦 長九寸四分 廣八寸五分
- 一 鳥花文紫綾 長八寸 廣七寸八分
- 一 羊花文及窠文錦 長八寸七分五厘 廣七寸
- 一 紫地藍色縹網錦 廣二寸二分
- 一 鳳文緋縹縵 長徑九寸五分
- 一 綠鳥形縹縵 疑是天蓋垂 一 裏
- 一 椽地縹縵純袍 殘缺白縵裏 一 領

上記染織物の中に就き狩獵文錦は并行線より成る輪廓を作り二重輪の内は小なる圓點を連繫し上下左右四ヶ所の中間に小方形一箇を挿入せり。大圈内全面は上下左右に馬上武裝の騎手が獅子狩の圖を左右均齊的に現し、輪廓の外部は蔓草

文鳥獸等を點綴せり。彼の法隆寺の四天王紋旗と稱する狩獵圖と共に古代錦の雙壁と云ふべし。繪畫的狩獵圖に草木人物獸形を巧妙に模様化せる此の種の意匠は波斯系統を承くるものなるべし。然れども當時錦を織ることは盛に行はれしは史に徴して知るべく、傑作品の多くが夙に本邦に於て作成せられたるは言を俟たざるなり。染織物には白皂紅紫諸色の布、縵、綾、羅、錦繡の多般に亘り衣服の考徴には樂舞用の裝束に半臂、襖子、袴、袴、接腰、脛裳、襪の類あり。其の殘缺と雖も盡く制度沿革を繹ぬべき資料にして其の他佛幡几褥樂器袋の是等の多くが櫃中に收藏せらるゝもの勝げて數ふべからず。

一 綺 加牟波多

綺は繭糸を以て織り其の幅廣きも一寸五分許に過ぎず最も狭きものは紐として用ひあり。堅柳條ありて種々の色彩を雜へ經網錦に似たり。天武紀四年四月の條に「其朝服綺帶」と見えたり。綺は本邦固有の織物にして錦の渡來以前に在りては錦と云へるは蓋し加牟波多の謂ひなりしが如し。因りて謂ふ後世眞田織と稱し其の幅廣からず男子の帶と爲し又は眞田紐と稱し甚だ狭く並に繭糸及び木綿糸を以

て織りたるものは恐くは綺の異製として見るべきか。

一綾

綾は有文の縉にして氷文又は斜文ある織物なり。吳の工女を吳織ウヰオリと云ひ漢の工女を漢織ハンオリと稱し、我邦の綾は彼の漢女の織出したれば「あや」と名づける所なり。一説に織は讀で「はとり」と云ひ機織ハトリオリと云ふ語の急なり「たを」の二字を引詰て呼べば「と」の音と爲るなりと云ふ。

一錦

錦は青黄赤紫等の色糸を以て種々の文様を織成し地質重厚に且華麗なり。雄略天皇七年に使を遣し百濟國の織工定安那を將て還り河内國桃原に居り錦を織るを以て起原と爲し後世上古の錦を河内錦と云ひ又韓錦カンニシの稱ある所以なり。大化元年此の歲孝德天皇即位す雄略朝より百七十八十年を経て其の織出す所の錦頗る發達し華文も亦甚だ精巧を極め車形錦菱形錦麒麟錦の數種は此の間に成り支那人稱して神錦と云ひ之れを賞するに至れり。天武天皇十年に新羅の使來り霞錦を獻す即ち暈網錦なり。元明天皇和銅四年織部司の挑文師を伊勢尾張の東國を始め伊豫讃岐等廿

一國に分遣し錦を織ることを教授せしめ諸國に命じ錦を織り上らしむ。奈良朝に至り支那との交通漸く頻繁を來たし新に種々の唐製の織物を舶載し來り我が機織界に好模範を與へ其の盛を致せるは絮説を要せざるなり。寶庫に傳はれる織物中に精巧華麗なる錦裂地の存するは其の由來することの久しきを知るべし。

一縹網彩色 附縹網彩色

縹網は本字暈網と書し錦の名なり。暈は日月の傘と云ふ字にて日月の廻りに輪の如く現出する氣を云ひ、色糸を以て織出したる錦の周圍に同じ色にて濃き色と中色と薄き色とを幾重にも現し縁を取りて、日月の暈ウツの如くなるに比擬したる稱なり。又別に縹網彩色は黄緑紫青等同色の繪具を次第に濃く塗り朱縹網紫縹網等の名あり。朱縹網彩色は胡粉を塗り隈取を爲し次に濃肉色次に丹次に朱を塗るなり、其の他の色も之れに準ず。彼の縹網縁ウツノヘリと稱するは縹網彩色の縁を取りたる暈を云ひ、獨り錦を織るのみならず他の器物の裝飾に縹網彩色を應用するもの尠からず。

垂仁天皇の御代に任那國ニナに赤絹一百匹を賜ひしことあれば當時染色業の行は

れたりしこと知るべし。三韓及び支那の織工荐に渡來せし頃より紅花を以て赤色を染ること起り、推古天皇の御代に纈纈夾纈鶉纈を染める工人輩出し鳥獸草花の物象を染出すに至り又は之れに許多の彩色を加へ甚だ艶麗なるもの、製出を見るに至れり。大寶の制に調の副物として紫、茜、紅、橙、黃、藥等の染草を輸さしめられたれば、必ずしも外國傳來の法のみにあらず本邦固有のものを潤色し其の發達を來せるなり。正倉院古文書中に茜、椽、波士、木灰、酢糟等の染色原料を詳記せるものあり。此の文書は年月を記せざれども天平時代のものと思はるゝなり。倭名抄に據れば「茜は緋を染むべきものを云ひ椽は標の實なりと云ひ波士は波邇にして黃櫨と云ひ酢糟も亦染料に必要とし灰は藁、藜等を燒き練て作り又は木葉を燒て作れり」と云々と見えたり。寶庫の染織物と歐米の探險家に依り西域地方に發見せらるゝものと近年西本願寺の新疆地方より將來したる古裂地類とを仔細に比較せば、染色織様華文に相互一條の聯絡を保てるものあるが如し。寶庫の染織物は今に依然として初期の色彩を帯び褪色せざるは歲月の久しき庫中に秘しあるの故を以て斯く原色澤を保つものと即斷する人なきに非るべけれども、色素即ち原料の撰擇宜きを

を得其の技術の卓絶なりしを以て主なる原因として否定すべからざるなり。

第十章 南倉階上

南倉階上棚架の外に在りて東北隅に排列せる高五尺大の形制異様に且華麗なる古樂器箏篋の複製品に就き叙述する所あるべし。

一 箏篋

原本は殘缺を存し複製品を副ふ

二 張

一 瑠璃螺鈿を雜へ華文を嵌裝し桑木柱下の横木に斑組緒を裝飾せり。

二 鳥獸草花の彩繪を施し黒柿柱の下部に平面獅子頭を刻彫し柱下の横木に赤組緒を裝飾せり。

箏篋は西域より漢土所傳の樂器にして本邦は百濟國より傳來したる故に和名「久太良古止」と云ひ古來樂器中の大なるものなり。寶庫に存する箏篋は年月の久しき壞損し、先年御整理に際し原本の殘缺并に天平の古圖を參酌し製作せられたる複製品二張を副へあり。全高五尺餘にして廿三絃を張り兩個稍體制を異にし、其の

一は上より頭を吊し他は柄の下を前方に出し仰向に立懸けあり。四方張り空腹立柱の上端稍曲りたる首部より斜狀に張出したる絃は柱下に突出せる横木に纏絡し、外端の絃は最も長く柱に近づくに従ひ短く絃を並列せる其の全形は上に窄く下に擴がり箕の面を半截したるが如し。横木に軫ありて軫は絃を結著し弛張を意の如くする所にして琵琶の轉手と其の用相同じ。史家の云ふ所のラムセス三世紀元前凡十二世の古墳に畫ける「アルプ」は殆ど豎箏篋に類し、唐代胡樂器の一なる天竺伎に用ふる所の鳳首箏篋を想はしむ。由來西域に行はれたる樂器の起原を釋ぬれば埃及は世界の他の諸國に先だち夙く開明に赴きたる國にして、西域諸國の事物の起原は多く此の國に發し、箏篋に類したる樂器の古代埃及に行はれたるものありて即ち今の所謂「ハープ」立琴に當るものなり。日本書紀に欽明天皇の朝百濟國初めて樂人を貢し箏篋師箏篋生の職ありて格式に著はれ當時行はれたること知るべし。箏篋の名は寶龜十一年に勘録する所の西大寺資財帳及び拾芥抄に收むる承平四年樂器目錄にも見えたり。寶庫に傳ふる箏篋の原本は今や其の全容を詳にせず、僅に螺鈿刻裝飾の一部を彷彿するに過ぎず、而も螺鈿文様の多く剝落し傳彩